

GREEN・PAL

グリーン・パル ガイドブック

GUIDEBOOK



働くあなたの暮らしを応援します



2025
年度版



おトクな

クーポン特集をご覧ください

はじめに

グリーン・パル事業は、中小企業に働く方々の福祉の向上と生活の充実を図り、併せて企業や地域社会の振興に寄与することを目的として、仙台市が設立した公益財団法人仙台ひと・まち交流財団が運営する福利厚生事業です。

グリーン・パルは、昭和44年に仙台市勤労者互助会として発足して以来、会員の皆様の会費で、慶弔共済給付をはじめ、余暇活動や自己啓発の支援、健康増進援助など様々な事業を展開し、現在約24,000名の方にご入会いただいております。

この『ガイドブック 2025年度版』では、これらの事業を多くの会員の皆様にご利用いただけるよう詳しく紹介しております。職場やご家庭でご活用いただければ幸いです。

今後も魅力ある事業を展開しながら、このガイドブックの内容も充実させてまいりますので、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年4月

公益財団法人 仙台ひと・まち交流財団

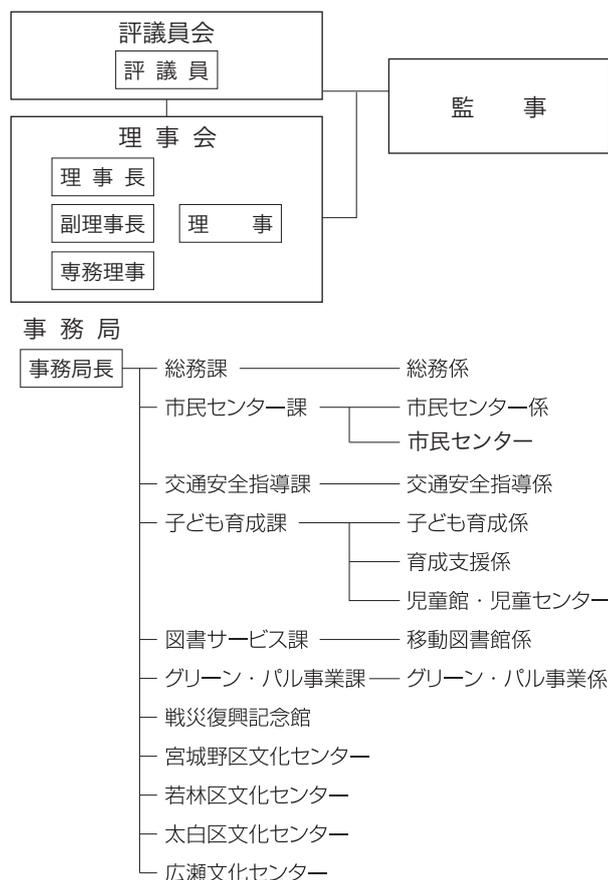
公益財団法人仙台ひと・まち交流財団について

仙台市の全額出資により設立された公益財団法人であり、次の事業を行なうことにより、仙台市内のコミュニティの推進及び振興を図り、連帯と協調にあふれた住みよい地域社会の実現に寄与することを目的としています。

事業概要

- (1) コミュニティづくりに係る事業の助成
- (2) 地域文化施設の運営、地域文化活動及びその支援
- (3) 地域・生涯学習施設の運営、コミュニティ活動・生涯学習活動及びその支援
- (4) 児童厚生施設の運営、児童健全育成及びその支援
- (5) 移動図書館の運営及び図書サービスの提供
- (6) 交通の安全確保に資する事業
- (7) 勤労者の福祉の向上に資する事業

組織図



イメージキャラクター

グリーン・パルのPRキャラクター、うさぎの“ぱるん”です。

楽しいことが大好き！はたらく皆さんのすぐそばで、いつも応援しています。



目次

 グリーン・パル事業ごあんない	2
--	---

 もらう	4
■ 共済金	4
■ インフルエンザ予防接種助成	14
■ 人間ドック等利用助成	14
■ 国家資格取得助成	16

 トクする	18
■ 生活習慣病予防事業	18
■ 健康診断結果の就業判定サービス	18
■ スポーツ大会助成	19
■ スポーツクラブ法人会員利用	20
■ GIC パスポート / スマホ会員証	21
■ クーポン券特集	22

 全福センター提供サービスのごあんない	45
■ 全福センターサービスを使うには	45
■ サービス内容のご紹介	46

 オトクに出かける	50
■ 宿泊利用助成（旅行社を通して宿泊する場合）	50
■ 委託保養所利用助成	51

 仙台市からのお知らせ	58
 震災伝承みやぎコンソーシアムの会員を募集しています	59

 お金を借りる	60
--	----

 そなえる	64
■ サービスセンター共済（こくみん共済 coop）	64
■ アフラック団体保険	66
■ 全福ネット入院あんしん保険	68
■ 全福ネットワンコイン労災保険	69
■ グリーン・パル生命共済	70

 手続きについて	72
■ 会員資格	72
■ 会費	72
■ 税法上の扱い	72
■ 入会・脱会・変更手続	73

 巻末資料	79
--	----



グリーン・パル事業ごあんない

グリーン・パルは、中小企業に働く方々の福祉の向上と生活の充実を図り、併せて企業や地域社会の振興に寄与することを目的とし、昭和44年に仙台市勤労者互助会として発足しました。

事業内容

グリーン・パル事業の運営

- **生活安定**…………… 祝金・見舞金の給付、生活・教育等資金の融資メニュー紹介・利子補給金の助成、総合医療共済およびせいめい共済、がん保険等の紹介など
- **健康維持増進**…………… スポーツ施設の割引利用、人間ドックの助成、健診の割引利用など
- **老後生活の安定・財産形成**…………… 定年退職準備セミナー、資産形成運用セミナーなど
- **自己啓発**…………… パソコン教室・教養講座などの開催、カルチャーセンター受講費助成、国家資格取得の助成、スクールの入会助成、各種資格講座等割引など
- **余暇活動**…………… グルメ・交流イベントの開催、チケットの割引、レジャー施設の割引、宿泊・ツアー利用の助成、指定店での買物の割引など

しくみ

- ・ 会員の皆様からの会費・入会金を原資として、福利厚生事業を実施しています。
- ・ 市からの管理運営費補助金によって運営しています。



入 会

仙台市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主の方が、会員になることができます。ご入会は事業所単位となります。(会員資格や手続きについてはP72～73をご参照ください)

会 費

入会金 1人200円 月会費 1人500円

会報誌等

- グリーン・パルガイドブック (本誌) …………… 年1回
 - グリーン・パルだより (イベント・チケット等案内) …… 年8回
- 事業所あてに会員数分お送りいたします。

2025年度発行予定

- 第312号 ⇒ 5月中旬
- 第313号 ⇒ 6月下旬
- 第314号 ⇒ 8月上旬
- 第315号 ⇒ 9月中旬
- 第316号 ⇒ 11月上旬
- 第317号 ⇒ 12月中旬
- 第318号 ⇒ 1月下旬
- 第319号 ⇒ 3月中旬

発行日より1週間以内に、事業所あてに会員数分お送りいたします。ホームページでは発行日当日からご覧いただけます。



会員証

入会時に会員証を発行します。各種申込み・割引利用の際に使用するものとなります。

※会員証を紛失したときは電話等で再発行（無料）をお申し出ください。（☎022-264-0344）



平成28年4月1日以降発行会員証



従来会員証（これまでどおりお使いいただけます）



スマートフォン会員証について

会員ご本人とご家族が手軽に会員証を提示できる、「GICパスポート」を利用したスマホ会員証がご利用いただけます。詳しくはP21をご参照ください。



グリーン・パル会員 = 全福センター会員です。

グリーン・パルが加入している全国組織である（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（略称：全福センター）の各種サービスは、手続きなしでグリーン・パル会員すべての方にご利用いただけます。（詳しくは▶P45）全福センター HP <https://www.zenpuku.or.jp/>



ホームページ

会報「グリーン・パルだより」も発行日当日からご覧いただけます。各種サービスの案内、イベント・チケットの申込み（一部を除く）等にご利用ください。

グリーン・パルホームページ
（スマートフォン対応）
<https://greenpal.or.jp/>



LINE 友だち募集中！

友だち追加で、イベントやプレゼント、チケット発売やグリーン・パルだより発行のお知らせなどのお得な情報を受け取ることができます。みなさん、ぜひ友だちになってくださいね！（LINE アプリを使用されていない方は、アプリをダウンロードしてご利用ください。）



仙台ひと・まちチャンネルへの登録をお願いします。

グリーン・パルの動画もたくさんあります。ぜひご覧ください。



YouTube

チャンネル登録をお願いします



事業所としての新規入会

- 新規の事業所としてグリーン・パルにご入会の際は、以下の書類をご提出ください。
 - ・ 入会申込書（P74）
 - ・ 会費納入方法等届（※）
 - ・ 口座振替依頼書（※）
- ※の書類については、グリーン・パルまでご請求ください。

お問い合わせは ☎022-264-0344 グリーン・パルへ



もらう

共済金

グリーン・パルの共済金について

会員の方やそのご家族にお祝い事やご不幸があった時に、共済金を給付します。

* 個人情報について

円滑な共済給付を行うために、再共済に必要な個人情報を、慶弔共済契約に関わる団体へ提供する場合があります。

請求のしかた

共済金一覧はP6・7へ

入会日以降（入会日が、令和7年3月31日以前の場合は入会翌月）に発生した給付事由から対象になります。



①提出 会員が次の書類を事業所担当者様に提出（令和7年度より様式が変更になりました）

- ・ 事由発生日（お祝いの記念日、亡くなった日、傷病になった日など）が令和7年4月1日以降の場合 **「共済金請求書兼証明書」**（P8、9）と添付書類
- ・ 事由発生日（亡くなった日、傷病になった日など）が令和7年3月31日以前の弔慰金・お見舞い金 **「保険金請求書兼証明書」**（P10）と添付書類

* 詳細はP6・7の一覧をご参照ください。

* 各用紙はグリーン・パルホームページからもダウンロードできます。

②送付 事業所担当者様はグリーン・パルへ書類を送付

（書類のチェックを行い、事業所名・代表者名を記入してください。）

③審査 グリーン・パルと再共済団体で書類を審査

④給付 事業所の会費引落口座に共済金をお振込、併せて共済金振込通知書を事業所担当者宛にFAX等により通知

⑤受領 事業所担当者様は、共済金振込通知書の内容を確認の上、共済金を会員へ給付

ポイント

- ・ グリーン・パルから控えは送付いたしません。必要な場合にはご提出前にお取り置きください。
- ・ グリーン・パルに請求書類が届いてから事業所への給付まではおおよそ2週間です。（4、5月は請求件数が多いため、1か月程度）
- ・ 事由発生日以前に脱会されると、給付の対象になりませんのでご注意ください。
- ・ 請求期限は、事由発生日から3年以内です。3年経過後は給付できません。

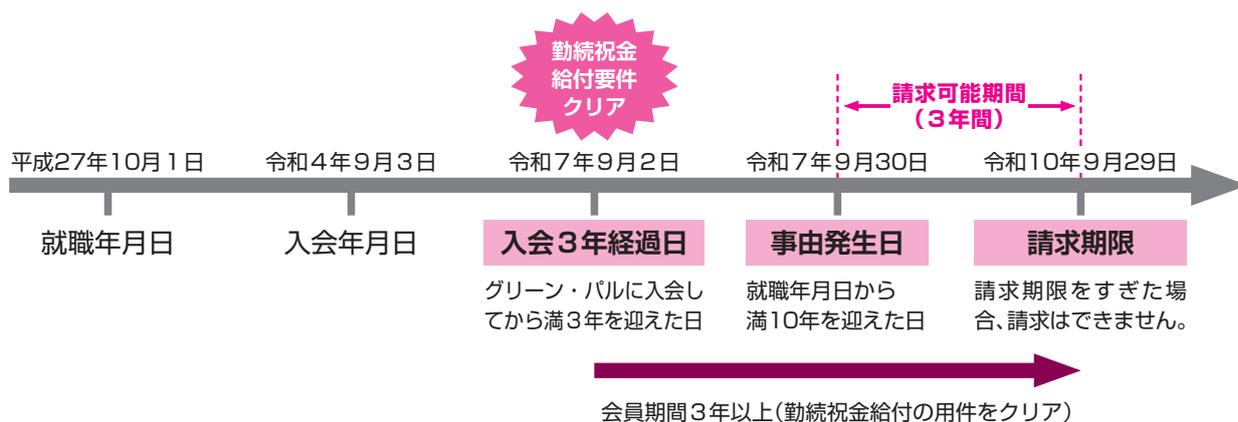
■ 会員期間が必要な共済金について

勤続祝金、定年祝金（令和7年4月1日時点においてグリーン・パルの会員で、かつ満60歳以上の会員（昭和40年4月1日以前生まれ）のみが対象）の請求には、3年以上の会員期間が必要です。ただし、満3年に満たない場合でも、会費の納入期間が36か月を満たす場合には給付対象となります。

請求例【勤続10年祝金】

就職してから満10年を迎えたとき。

ただし、その日の時点で連続した会員期間が3年（会費の納入期間が36か月）以上必要。



■ 間違いやすいポイント

● 共済金をご請求いただける期間は、

事由発生（お祝いの記念日、亡くなった日、傷病になった日など）から**3年間**です。入会日（入会日が、令和7年3月31日以前の場合は入会翌月）から脱会前日の事由は、脱会後もご請求いただけます。ただし、勤続祝金、定年祝金（令和7年4月1日時点においてグリーン・パルの会員で、かつ満60歳以上の会員（昭和40年4月1日以前生まれ）のみが対象）は、ご入会后3年日以降に事由発生（記念日）を迎えた方がご請求いただけます。詳しくは、このページの上半分をご覧ください。

● 水晶婚祝金・銀婚祝金に添付する**戸籍個人事項証明書は、事由発生日（記念日）以降にお取りください。**



共済金一覧表

以下の事由が発生した場合には、お祝い金・死亡弔慰金・お見舞い金を給付します。
添付書類を添えて、グリーン・パルへ直接または郵送でご提出ください。

請求書類 (グリーン・パルホームページからもダウンロードできます。)

- ・お祝い金 共済金請求書兼証明書 (P8・9)
 - ・弔慰金・お見舞い金 共済金請求書兼証明書 (P8・9)
- ただし、事由発生日 (亡くなった日、傷病になった日など) が、令和7年3月31日以前の請求については 保険金請求書兼証明書 (P10)

ご注意ください

- ・請求期限は**事由発生日から満3年以内**です。
- ・**入会日 (入会日が、令和7年3月31日以前の場合は入会翌月) から脱会前日まで**に発生した**事由**についてご請求いただけます。
(事由発生日以前に脱会されると、給付の対象になりません。)
- ・**事由発生日以降**にご請求ください。(発生日前にいただいたものは一度お返しします。)

* 戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) は、戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) でも構いません。

* グリーン・パルの「会員期間」とは、入会から事由発生日までの連続した在籍期間を指します。

お祝い金 ※8・9ページの共済金請求書兼証明書をご利用ください。

給付事由		給付金額 (円)	添付書類・詳細	
結婚	会員が結婚した時	会員期間 3年未満	● 戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) (写) または婚姻届受理証明書 (写) ● 会員氏名変更届 (姓が変わる場合・P77)	
		会員期間 3年以上		35,000
出産	会員又は配偶者が出産した時	15,000	● 母子手帳の1ページ (写) 戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) (写) 出生届受理証明書 (写) のいずれか ※ 母子手帳は自治体の印があるページです。 会員様のお名前をご記入ください。	
水晶婚	会員が婚姻届出後満15年を迎えた時	10,000	● 事由発生日以降に発行された 戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) (写)	
銀婚	会員が婚姻届出後満25年を迎えた時	20,000		
二十歳	会員が満20歳の誕生日を迎えた時	10,000	なし	
還暦	会員が満60歳の誕生日を迎えた時 (ただし、令和7年4月2日以降に入会した場合は、会員期間3年以上)	60,000		
入会	会員がグリーン・パルに入会して、 会員期間満15年を迎えた時	10,000		
入学	会員の子が入学した時	小学校		10,000
		中学校		
勤続	会員が同一事業所に継続して在籍し、かつ就 職日から満10年・20年・30年を迎えた時 (ただし、事由発生日の時点で会員期間が3年以上必要)	満10年		10,000
		満20年		20,000
		満30年	30,000	
定年	会員が就業規則等に定める定年を 迎えた時 (ただし、平成30年4月以降、満60歳を 超えて入会した場合は対象外)	会員期間 3年以上	20,000	
		会員期間 5年以上	30,000	
		会員期間 10年以上	50,000	

* 定年祝金は、令和7年4月1日時点においてグリーン・パルの会員で、かつ満60歳以上の会員 (昭和40年4月1日以前生まれ) のみが対象となります。

死亡弔慰金

※8ページの共済金請求書兼証明書（ただし、事由発生日（亡くなった日、傷病になった日）が令和7年3月31日以前の請求については保険金請求書兼証明書（P10））をご利用ください。

給付事由		給付金額 (円)	添付書類・詳細
会員	会員本人が「疾病」「不慮の事故」により死亡した時	100,000	● 死亡診断書(写)または死体検案書(写)
配偶者	会員の配偶者(内縁含む)が死亡した時	60,000	なし
子	会員の子(7ヶ月以上の死産を含む)が死亡した時	30,000	
親	会員又は配偶者の親が死亡した時	10,000	

※不慮の事故の免責について（会員本人死亡弔慰金及び障害お見舞い金）

以下に該当する場合の支払いは免責となる（支払い出来ない）。

- ① 会員本人の加入日から1年未満の自殺
- ② 会員本人又は弔慰金受取人の故意または重大な過失
- ③ 会員本人の犯罪行為
- ④ 会員本人の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤ 会員本人の薬物依存
- ⑥ 会員本人が法令に定められた運転等の資格を持たないで、または飲酒状態もしくは麻薬等の薬物により正常な運転等ができない恐れがある状態で運転等を行っている間に生じた事故
- ⑦ 地震、噴火、津波
- ⑧ 戦争その他の変乱

お見舞い金

※8・9ページの共済金請求書兼証明書（ただし、事由発生日（亡くなった日、傷病になった日）が令和7年3月31日以前の請求については保険金請求書兼証明書（P10））をご利用ください。

給付事由		給付金額 (円)	添付書類・詳細		
傷病による休業	会員がケガ・病気で休んだ時 (同一傷病で連続14日以上休業した場合から対象になります。)	休業14日以上 30日未満	● 休業前・復帰後の出勤状況も確認できる 休業全期間分の出勤簿(写)または診断書(写) ・日数確定後にご請求ください。 (職場復帰・退職したとき、または休業が120日を超えたとき) ・同一傷病で休業と出勤が繰り返された場合の日数の数え方は、グリーン・パルまでお問い合わせください。		
		休業30日以上 60日未満		6,000	
		休業60日以上 120日未満		14,000	
		休業120日以上		24,000	
火災等による災害	会員が居住する建物が火災等により被害を被った時	建物の損害の程度 50%以上	● 罹災証明書(写)及び修理見積書(写)及び 修理前の写真(写) ・「火災等」には、 火災・落雷・水漏れ・破裂・爆発・その他の不慮の 人為的災害が含まれます。		
		30%以上50%未満		100,000	
		20%以上30%未満		70,000	
		20%未満		50,000	
		同居親族の死亡		20,000	
自然による災害	会員が居住する建物が自然災害により被害を被った時	床上浸水以外	建物損害の程度 70%以上	● 罹災証明書(写)及び修理見積書(写)及び 修理前の写真(写) ・「自然災害」には、 台風・地震・水災(豪雨・洪水等)・雪害・床上浸水・ その他の災害が含まれます。	
			20%以上 70%未満		30,000
			20%未満		15,000
		床上浸水	5,000		
		同居親族の死亡	6,000		
障害	会員が高度障害の状態になった時		30,000		
			100,000		

共済金請求書兼証明書

※必ず事業所を経由してご提出ください。(会員→事業所→グリーン・パル)

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 御中

下記の事由があったことを証明し、請求いたします。なお、本請求書に関する個人情報(要配慮個人情報含む)が、共済金の支払いなどの判断に関する業務の目的のために利用されることに同意します。

請求日
令和 年 月 日

事業所名			会員番号	—	
事業所 代表者名	(押印不要)		会員氏名 (受取人)	フリガナ	
				日中連絡のつく電話番号 () —	
入会年月日		事由発生日または事由確定日※記入不要です。		請求金額	
昭和 平成 令和	年 月 日	令和	年 月 日	円	

該当項目に○をつけ、必要事項をご記入のうえ、添付書類とともに提出してください。事業所担当者名()

○	請求事由詳細				添付書類(いずれもコピー可)
結婚祝い金	配偶者氏名	婚姻届出日 令和 年 月 日	配偶者生年月 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	・戸籍個人事項証明書(写) ※1 又は婚姻届受理証明書(写) ・会員氏名変更届(姓が変わる場合)	
出産祝い金	子の氏名	出生年月日 令和 年 月 日		母子手帳の1ページ(写) 戸籍個人事項証明書(写) ※1、 出生届受理証明書(写)のいずれか	
水晶婚祝い金	(結婚15周年) 配偶者氏名	婚姻届出日 平成 年 月 日		戸籍個人事項証明書(写) ※1 (事由発生日以降に交付を受けた 交付年月日が確認できるもの)	
銀婚祝い金	(結婚25周年)				
二十歳祝い金	(満20歳)	入会祝い金	入会15年	生年月日(入会年月日) 昭和 年 月 日 平成 年 月 日	
還暦祝い金※3	(満60歳)				
子の小学校 入学祝い金	子の氏名	入学年月日 令和 年 4月 1日	子の生年月日 平成・令和 年 月 日	添付書類は必要ありません。	
子の中学校 入学祝い金			学校名 小学校 中学校		
勤続祝い金 ※3	10年	20年	30年	就職年月日 平成 年 月 日	
会員本人の 死亡弔慰金・ 高度障害 お見舞い金	死亡日・症状固定日 不慮の事故・交通事故の事故日	令和 年 月 日 (年齢 歳)		・死亡の場合:死亡診断書(写)又は 死体検案書(写) ・高度障害の場合:高度障害診断書 (写)	
家族 死亡弔慰金	会員との続柄 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 親	死亡者氏名	死亡年月日 令和 年 月 日	添付書類は必要ありません。	
会員との続柄(会員死亡時以外は本人)		(保険金受取人) (フリガナ) _____ ※本人受取以外の場合のみ記入 氏名 _____ 住所 〒 _____			
傷病 お見舞い金	傷病名	休業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	左記休業期間におけるご請求(受取) 済み期間 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 一部請求(受取)済	
	請求 事由	14日以上 30日未満		6,000円	
		30日以上 60日未満		14,000円	
		60日以上 120日未満		24,000円	
	120日以上		34,000円	診断書(写)又は出勤簿の(写)	

※1 仙台市では、戸籍事務のコンピュータ化により戸籍証明書の名称が変わりました。(戸籍謄本→戸籍全部事項証明書・戸籍抄本→戸籍個人事項証明書)

※2 共済金のご請求期間は事由発生(確定)から3年以内です。

※3 事由発生日の時点で、3年以上の会員期間が必要です。

以下の共済金（定年祝い金、火災等・自然による災害お見舞い金）をご請求の場合は、8ページの事業所名・会員番号・事業所代表者名・会員氏名（受取人）などをご記入の上、8・9ページの両方をご提出ください。

該当項目に○をつけ、必要事項をご記入のうえ、添付書類とともに提出してください。

○	請 求 事 由 詳 細		添付書類など(いずれもコピー可)
	定年祝金は、令和7年4月1日時点においてグリーン・パルの会員で、かつ満60歳以上の会員(昭和40年4月1日以前生まれ)のみが対象となります。 また、平成30年4月以降に、満60歳を超えて入会した場合は対象外となります。		
	定年祝い金	1. 会員期間3年以上5年未満	定年を迎えた日 令和 年 月 日
		2. 会員期間5年以上10年未満	
		3. 会員期間10年以上	
			定年の規定が記載されている箇所の就業規則(写)又は社内規定等(写)

該当項目に○をつけ、必要事項をご記入のうえ、添付書類とともに提出してください。

○	請 求 事 由 詳 細		添付書類など(いずれもコピー可)	
	火災等による災害お見舞い金	罹 災 日 令和 年 月 日	火災等による住宅災害 ・火災 ・落雷 ・水漏れ ・破裂爆発 ・その他()	
		建物の延べ床面積 坪 ・ m ²		
		建物の損害の程度 50%以上	100,000 円	罹災証明書(写)及び 修理見積書(写)及び 被害状況がわかる写真(写)
		30%以上50%未満	70,000 円	
		20%以上30%未満	50,000 円	
	20%未満	20,000 円		
	同居親族の死亡 会員との続柄 ()	30,000 円	戸籍全部事項証明書(写)、死亡原因が住宅災害であることが確認できる死亡診断書(写)等 (会員との続柄・死亡日・死亡者の氏名の確認できるもの。不要部分は黒塗の上でご提出ください。)	
	自然による災害お見舞い金	罹 災 日 令和 年 月 日	自然による住宅災害 ・台風()号 ・地震 ・雪害 ・水災(豪雨・洪水等)・床上浸水 ・その他()	
		建物の延べ床面積 坪 ・ m ²		
		床 上 浸 水 以 外 建物の損害の程度 70%以上	30,000 円	罹災証明書(写)及び 修理見積書(写)及び 被害状況がわかる写真(写)
		20%以上70%未満	15,000 円	
		20%未満	5,000 円	
	床 上 浸 水	6,000 円		
	同居親族の死亡 会員との続柄 ()	30,000 円	戸籍全部事項証明書(写)、死亡原因が自然災害であることが確認できる死亡診断書(写)等 (会員との続柄・死亡日・死亡者の氏名の確認できるもの。不要部分は黒塗の上でご提出ください。)	

8・9ページを必要に応じてコピーしてお使いください



事由発生日（亡くなった日、傷病になった日など）が令和7年3月31日以前の請求については、このページをコピーしてお使いください

自治体提携慶弔共済保険 保険金請求書兼証明書<一括用>

<保険金請求に伴う個人情報(要配慮個人情報を含む)の取扱いについて>

全労済協会は、保険金請求書や添付いただいた書類に記載されている個人情報(要配慮個人情報を含む)など、取得した個人情報は法律で定められた場合を除き、保険契約の締結・維持管理、保険金のお支払いなどを含む保険契約の判断に関する業務や、全労済協会の事業、各種保険商品、各種サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会(全労済協会) 御中

全労済協会の自治体提携慶弔共済保険普通保険約款・特約に基づき、必要書類を添え、以下の内容にて、保険金を請求します。本契約に関する個人情報(要配慮個人情報を含む)が、保険契約の締結・維持管理、保険金の支払いなどの判断に関する業務目的のために利用されることに同意します。

請求日
20 年 月 日

保険契約者(サービスセンター・共済会・互助会等)		事業所名・事業所代表者名	
団体名 公益財団法人 仙台ひと・まち交流財団	代表者名 Ⓜ	事業所名	事業所代表者名 Ⓜ

(被保険者) 会員	フリガナ 氏名	生年月日	大・昭・平 年 月 日 生
	〒 - フリガナ 住所	〒 () -	
事業所番号	会員番号	入会年月日	年 月 日

保険金受取人	フリガナ 氏名	会員との続柄(会員死亡時以外は本人)	
	〒 - フリガナ 住所	1. 本人 2. 配偶者 3. その他 ()	

該当する項目すべてに○をつけてください。

【会員本人の死亡・重度障害・後遺障害】添付書類: 死亡死亡診断書(写) または 死体検案書(写) 重度障害後遺障害診断書

死亡日・症状固定日	不慮の事故・交通事故の事故日	保険始期時点の満年齢	※保険始期時点の満年齢とは、保険期間の初日(新規契約の初日または更新契約の初日)時点の満年齢であり、死亡日時時点の満年齢ではありません。 (例)保険期間2022年4月1日~2023年3月31日、死亡日 2022年10月10日、誕生日1970年(S45年)7月1日の場合、「保険始期時点の満年齢」は満51歳です。	
年 月 日	年 月 日	満 歳		
請求事由	110 会員死亡 (65歳未満の方)	円	120 不慮の事故による死亡	円
	111 会員死亡 (65歳以上の方)	円	不慮の事故による重度・後遺障害 (級)	円
	210 重度障害 (65歳未満の方)	円		
	211 重度障害 (65歳以上の方)	円		
保険金			円	

【住宅災害】添付書類:罹災証明書(写) 及び 修理見積書(写) 及び 修理前の写真(写)

罹災日	20 年 月 日	物件住所	※現住所と異なる場合記入			
1. 火災等による住宅災害(300 301 302 303)		2. 自然災害による住宅災害(310 311 312 313)		建物の延床面積 坪・㎡	店舗併用住宅 坪・㎡	の居住部分 坪・㎡
火災 落雷 水漏れ 破裂・爆発 その他 ()		台風 ()号 地震 水災(豪雨・洪水等) 雪害 床上浸水 その他 ()				
全労済協会 処理欄	損害額	円	損害の程度	支払割合	保険金	円
	(1坪あたりの単価) 木造 60万円 鉄筋 70万円	延床面積 × 100 =	%	% (契約額)		

【傷病休業】添付書類:診断書(写) または 出勤簿(写)

傷病名	休業期間	左記休業期間におけるご請求(受取)済み期間	
	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日	1. なし 2. 一部請求(受取)済 20 年 月 日 分まで	
請求事由	280. 14日以上30日未満	円	保険金
	281. 30日以上60日未満	円	
	282. 60日以上90日未満	円	
	283. 90日以上120日未満	円	
	284. 120日以上	円	

【家族死亡弔慰金】添付書類:戸籍全部事項証明書(写)等(会員との続柄・死亡日・死亡者名の確認できるもの。不要部分黒塗りの上ご提出ください。)

会員との続柄	死亡者氏名	死亡年月日	保険金
400 配偶者 401 子 402 親 403 住宅災害による同居親族		20 年 月 日	円

共済金についてのよくあるご質問

共済金全般

Q1. 共済金の添付書類は、原本でなければダメですか？

A1：コピーでかまいません。

Q2. 共済金請求書は、直接グリーン・パルに送ってもいいですか？

A2：共済金は、事業所を通してご請求していただくことになっておりますので、共済金請求書にご記入後、事業所担当者様にお渡しください。なお、「事業所名」「事業所代表者名」はグリーン・パルにご登録いただいているお名前になります。ご不明な場合は事業所の担当者様にご確認ください。

支店・支所や施設といったような出先機関にいらっしゃる場合には、支店長や支所長のお名前ではなく、事業所代表者名（代表取締役、理事長など）でのご請求になりますので、ご注意ください。ただし、本社が仙台以外で仙台支店単独でご加入している場合などは、支店長のお名前のご請求で大丈夫です。

例) ○ 事業所名 公益財団法人●●財団 事業所代表者名 理事長 ●● ●●
× 事業所名 ▲▲児童館 事業所代表者名 館長 ▲▲ ▲▲

Q3. 共済金を請求したかどうか忘れてしまいました。調べてもらえますか？

A3：すぐお調べいたしますので、お気軽にグリーン・パルまでお問い合わせください。

結婚・出産・水晶婚・銀婚・入学祝金・死亡弔慰金(子・親)、お見舞い金(火災等・自然による災害)

Q4. 夫婦共にグリーン・パル会員ですが、両方から請求してもいいのでしょうか？

A4：お2人ともご請求いただけます。

結婚祝金

Q5. 添付書類は住民票でも大丈夫ですか？

A5：大変申し訳ございません。住民票では正確な婚姻届出日を確認できないため、婚姻届受理証明書、又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を添付してください。

出産祝金

Q6. 添付書類は母子手帳の写しで大丈夫ですか？

A6：「出生届出済証明」のページの写しでご請求いただけますが、続柄確認のため、会員様のお名前をご記入いただいた上、コピーをご提出願います。

水晶婚・銀婚祝金

Q7. うっかりして事由発生日前に戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を取ってしまいました。受け付けてもらえますか？

A7：大変申し訳ございません。水晶婚・銀婚祝金に添付していただく戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）は、事由発生日にご夫婦でいらっしゃるかどうかを確認させていただくためのものになります。事由発生日前にお取りになったものでは給付できませんので、お手数をおかけしますが、事由発生日以降に改めて再取得をお願いいたします。

定年祝金(令和7年4月1日においてグリーン・パルの会員で、かつ満60歳以上の会員(昭和40年4月1日以前生まれ)のみ対象)

Q8. 定年祝金はいつ請求すればいいのでしょうか？

A8：定年後に引続き再雇用される場合であっても、ご請求は就業規則に定める定年を迎えた時になります。事由発生日（就業規則に定める定年を迎えた時）時点での会員期間に応じ、1回限りの給付となります。最終的に事業所を退職される時(再雇用期間満了)のご請求ではありませんので、ご注意ください。なお、満60歳を超えて入会した場合は、定年祝金の対象外となります。

死亡弔慰金

Q9：義理の母が亡くなりました。弔慰金の請求をしたいと思いますが、何か添付書類は必要ですか？

A9：令和7年4月1日以降の請求分より不要です。

お見舞い金(傷病による休業)

Q10：土・日・祝日・公休日を挟んだ場合は休業日数に含まれますか？

A10：休業日数に含まれます。

Q11：傷病見舞金は何日休むと請求できますか？

A11：同一の傷病を理由とした休業日（有給休暇・週休日等を含む）が連続して14日以上になった場合から対象となります。

Q12：連続14日以上休んだあと飛び飛びに休んでいます。日数の数え方を教えてください。

A12：休みが全て同一の傷病であれば

- 14日以上連続休業の後「10日以内の出勤期間」があり、更に再度休業した場合
⇒ 出勤期間の日数も含めて休業日数としてカウントします。
- 14日以上連続休業の後「11日以上120日以内の出勤期間」があり、更に再度休業した場合
⇒ 出勤した日数を除外して休業日数だけをカウントします。
- 14日以上連続休業の後「121日以上の出勤期間」があり再度休業した場合
⇒ 因果関係のない別傷病とみなして新たに休業日数をカウントします。

Q13：「同一の傷病」かどうかはどう判断したら良いですか？

A13：グリーン・パルまでお問い合わせください。

お見舞い金(火災等・自然による災害)

Q14：マンションに住んでいるのですが、上の住人の水漏れ事故で、自分の住居も被害に遭いました。お見舞い金に該当しますか？

A14：お見舞い金の「火災等による災害」に該当します。被害状況の分かる写真・修繕見積書等の詳しい資料をご提出ください。

お見舞い金(障害)

Q15. お見舞い金(障害)の給付対象となる「高度障害」とはどのようなものですか？

A15：「労働者災害補償保険法施行規則 別表第一 障害等級表」の第1級に該当するものとなります（障害者手帳の等級とは異なります）。詳しくはグリーン・パルまでお問い合わせください。

その他、共済金についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください

☎ 022-264-0344

E-mail : sendai@greenpal.or.jp





令和7年4月1日より、一部共済金等についての給付条件が変わりました。主な変更点は以下のとおりです。

また、これまでに寄せられたご質問等をまとめてみましたのでご覧ください。

主な変更点

(1) 定年祝金の還暦祝金への置換

- 定年祝金 (50,000円) を還暦祝金 (10,000円) と一本化し、還暦祝金として60,000円給付とします (ただし、令和7年4月2日以降に入会した場合は、会員期間3年以上必要)。
- 経過措置として、令和7年4月1日時点においてグリーン・パルの会員で、かつ満60歳以上の者 (昭和40年4月1日以前生まれ) のみを対象に、定年祝金の従前の制度を継続いたします。ただし、給付を受ける者の還暦祝金は従前の制度と同額の10,000円とします。

(2) 死亡弔慰金・お見舞い金の一部増額

- **死亡弔慰金** 会員本人が「疾病」にも「不慮の事故」にも該当しないで死亡した時について、現行制度の給付金額の30,000円から「疾病」などによる死亡時給付金額の100,000円に一本化します。(ただし、その日時点で会員期間1年以上必要)
- **お見舞い金** ① 会員が居住する建物が自然災害により被害を被り、建物損壊の程度が20%未満の場合について、現行制度の給付金額の3,000円から5,000円に増額します。
② 会員が高度障害の状態になった時 (「65歳以上」) について、現行制度の給付金額の50,000円から「65歳未満」の給付金額の100,000円に一本化します。

(3) 共済金の支払期日の変更

- これまでは、入会日の翌月1日以降の事由から請求できる制度になっておりましたが、他のサービスと同様に入会日以降発生する事由について請求することが出来るようになります。

(4) 家族死亡弔慰金請求時の添付書類の廃止

- 家族死亡弔慰金 (配偶者・子・親) ご請求の際に添付していただいていた「会員との続柄、死亡の事実が確認できる書類」が不要となります。

ご質問に対する Q & A

Q1 この時期に主な変更点(1)の見直しをするのはなぜですか？

A1 これまで想定しておりました60歳給付の定年祝金ですが、法改正 (改正高齢者雇用安定法令和3年4月1日施行) により、令和7年4月から65歳までの雇用確保が義務づけられたことに加え、65歳から70歳までの就業機会の確保が努力義務となり、さらなる高齢者就業確保措置を講じることが企業に求められるようになった制度を踏まえ、見直しをしました。

Q5 令和7年4月2日付でグリーン・パルに入会しました。満59歳 (昭和41年度生まれ) になりますが、令和8年度に60歳の誕生日を迎える際に、還暦祝金はもらえるのでしょうか？

A5 令和7年4月2日付以降に入会した場合は、会員期間が3年以上必要となりますので、もらうことが出来ません。また、会員在籍3年後でも、さかのぼって請求はできませんのでご了承ください。

Q2 令和6年度においてグリーン・パル会員で満58歳になりますが、定年祝金はもらえるのでしょうか？

A2 定年祝金はもらえませんが、60歳の誕生日を迎えた時点で還暦祝金の60,000円がもらえます。

Q6 令和7年4月2日付でグリーン・パルに入会しました。満56歳 (昭和44年度生まれ) になりますが、令和11年度に60歳の誕生日を迎える際に、還暦祝金はもらえるのでしょうか？

A6 60歳の誕生日を迎えた時点で会員期間が3年以上となりますので、還暦祝金の60,000円がもらえます。

Q3 令和6年度においてグリーン・パル会員で満60歳 (昭和39年度生まれ) になりますが、定年祝金はもらえるのでしょうか？

A3 経過措置の適用となりますので、定年退職を迎えた時点で定年祝金 (会員期間3年以上は20,000円・会員期間5年以上は30,000円・会員期間10年以上は50,000円) がもらえます。併せて、60歳の誕生日を迎えた時点での還暦祝金の10,000円がもらえます。

Q7 令和7年4月1日においてグリーン・パル会員で満62歳 (昭和37年度生まれ) になりますが、60歳での定年祝金の請求漏れがあることが分かりました。共済金は事由発生から3年間は請求できるとのことですが、請求すれば定年祝金はもらえるのでしょうか？

A7 従前の通り事由発生から3年間のご請求いただけます。経過措置の適用となりますので、定年退職を迎えた時点での定年祝金 (会員期間3年以上は20,000円・会員期間5年以上は30,000円・会員期間10年以上は50,000円) がもらえます。

Q4 令和6年度においてグリーン・パル会員で満62歳 (昭和37年度生まれ) になりますが、定年祝金はもらえるのでしょうか？

A4 経過措置の適用となりますので、定年退職を迎えた時点で定年祝金の (会員期間3年以上は20,000円・会員期間5年以上は30,000円・会員期間10年以上は50,000円) がもらえます。また、60歳の誕生日を迎えた時点での還暦祝金10,000円の給付対象です (請求がお済でない方は、事由発生から3年間のご請求いただけます)。

Q8 令和7年4月1日付でグリーン・パルに入会しました。同日付で子どもが小学校に入学しましたが入学祝金はもらえるのでしょうか？

A8 他のサービスと同様に入会日以降発生した事由について請求することが可能ですので、入学祝金の10,000円がもらえます。なお、対象となる日には入学式の日ではなく、4月1日になりますのでご注意ください。

※主な変更点については、公式YouTube「仙台ひと・まちチャンネル」においてご案内しておりますのでご覧ください。どうぞよろしくお願いたします。

ご案内 (グリーン・パルだより 308号ご紹介動画) はこちら▶



インフルエンザ予防接種助成

毎年10月接種分から助成を始めます。
 詳細は9月発行のグリーン・パルだよりに掲載します。お見逃しのないようにお願いします。

人間ドック等利用助成 (令和5年4月一部改正)

1
健康診断を受診する



2 申請する

人間ドック等
利用助成
申請書 + 領収証

3 受付の翌月に

事業所へ振込

または個人へクオカードが届く

BANK CARD



助成対象	下記の健診の受診料のうち、会員本人の負担額（8,000円を超えた場合） ・人間ドック（日帰・1泊） ・脳ドック、脳健診 ・PET 検診 / 健診 ・定期健康診断（項目追加等の自己負担分） ※保険診療内の各種検査等は助成対象外です。		
助成額	自己負担額	助成条件	助成額
	8,000円以上 25,000円未満	健診を受けた年度末にて満35、40、45、50、55、60、65、70歳に達する方 毎年申請可	6,000円
	25,000円以上 40,000円未満		
40,000円以上	8,000円		
助成回数	年度内1回（4月1日～3月31日）		
申請期限	受診後1年以内		
申請方法	人間ドック等を受診後、次の書類をグリーン・パルへ提出してください。 ①「人間ドック等利用助成申請書」（事業所代表者印の証明印は不要です。） ② 受診料の領収書（会員本人の氏名、健診内容が明記されたもの。コピー可、レシート不可） ※領収証に健診内容の記載がない場合は、健診項目の判る書類を添付してください。		
助成方法	・事業所口座へ振込（共済金振込指定口座） ・クオカードの送付（自宅または勤務先） 上記いずれかを選択してください。 申請受付の翌月（月1回）に振込またはクオカードの発送をいたします。		
その他	＊人間ドック等利用助成は、会員個人に対する助成金です。事業所に対する助成ではありません。 ＊会員個人に対する助成制度であるため、申請には会員様ご本人名義の領収書が必要となります。 ＊郵送検診ほか、上記、助成対象となる4種類の健診以外のものは助成対象外となります。		



このページをコピーしてお使いください

人間ドック等利用助成申請書

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団理事長 宛

事業所名		会員番号	—
事業所 代表者名	(押印不要) ※下記 会員本人負担額に相違がないことを認めます。	会員氏名	日中連絡のつく () - 電話番号

下記のとおり人間ドック等を利用しましたので、領収書を添えて助成金を申請します。

記

1. 健診年月日	令和 年 月 日
2. 健診内容 (該当項目すべてに○)	・ 人間ドック(日帰・1泊) ・ 脳ドック、脳健診 ・ PET 検診/健診 ・ 定期健康診断(項目追加等の自己負担) ※保険診療内の各種検査等は助成対象外です。
3. 受診料 自己負担額	会員本人負担額 : _____ 円 *領収証記載額との差額 [なし ・ あり (_____ 円)] 差額の負担先 : 事業所 ・ 健康保険組合 ・ その他 (_____)
4. 生年月日	昭和 _____ 年 月 日 次年度開始時点での満年齢 平成 _____ (_____ 歳)
5. 受診機関名	
6. 助成方法 (①・②いずれかに○) ※グリーン・パルで申請を 受領した翌月に助成します。	① 事業所口座へ振込 (共済金振込指定口座) ② クオカードの送付 〒 _____ (自宅 ・ 勤務先) 送付先住所 (勤務先の場合) 勤務先名
必要書類	領収証(写) (会員本人の氏名、健診内容が明記されたもの。レシート不可) *領収証に健診内容の記載がない場合は、健診項目の判る書類を添付してください。

自己負担額	条 件	助成額
8,000 円以上 25,000 円未満	健診を受けた年度末にて 満 35、40、45、50、55、60、65、70 歳に達する方 毎年申請可	6,000 円
25,000 円以上 40,000 円未満		8,000 円
40,000 円以上		

個人情報の取扱について

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団では、会員の皆様の個人情報を、福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。



国家資格取得助成 (令和2年4月一部改定)

**1 国家資格
取得試験を
受験する**



2 申請する

国家資格
取得助成
申請書

+

受験票
または
結果通知等

+

領収証

3 受付の翌月に

事業所へ振込

または個人へクオカードが届く



助成対象

受験（受講）することで国家資格を取得できる試験（講習）の受験（受講）料
*以下は助成対象外です。
学費（授業料）、公的資格、民間資格、有資格者を対象とした定期講習、試験内容一部免除のための講習など

助成額

受験（受講）料の自己負担額（1,000円未満切り捨て・5,000円を限度額とする）
*受験料の払込手数料等は助成の対象金額に含みません。

助成回数

年度内1回（4月1日～3月31日）

申請期限

受験（受講）後1年以内

申請方法

受験（受講）終了後、次の書類をグリーン・パルへ提出してください。
（①～③を全てご提出いただけない場合は助成できません。）

- ① 「国家資格取得助成申請書」（事業所代表者印の証明印は不要です。）
- ② 受験（受講）票（写）または結果通知書など（写）（合否は問いません）
- ③ 受験（受講）料の領収書（写）※（会員本人の氏名が明記されたもの）

**※領収書
について**

- ・受験料として収入印紙を購入……レシートではなく会員本人の氏名が明記された領収書をお取りください。
- ・受領印のない領収証……………助成できません。
- ・クレジットカード決済等……………該当する支払の「会員本人の氏名・支払日・支払先・金額」が判る明細の写しを添付してください。
（その際、関連のない部分は読み取れないように、黒塗りする等加工してご提出ください。）

助成方法

- ・事業所口座へ振込（共済金振込指定口座）
 - ・クオカードの送付（自宅または勤務先）
- 上記いずれかを選択してください。
申請受付の翌月（月1回）に振込またはクオカードの発送をいたします。

その他

- *国家資格取得助成金は、事業所に対する助成ではありません。
- 会員個人に対する助成制度であるため、申請には会員様ご本人名義の領収書が必要となります。
- *領収書原本を提出しなければならない試験もありますので、事前にコピーをお取りください。



このページをコピーしてお使いください

国家資格取得助成申請書

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団理事長 宛

事業所名		会員番号	—
※事業所 代表者名	(押印不要) ※クオカードでの助成の場合は記入不要です。	会員氏名	日中連絡のつく () - 電話番号

下記の通り国家試験を受験(受講)しましたので、必要書類を添えて助成金を申請します。

記

1. 受験(受講)年月日	令和 年 月 日
2. 受験(受講)種別	
3. 受験(受講)料 (振込手数料・web決済手数料等は含みません)	円
4. 助成方法 (①・②いずれかに○) ※グリーン・パルで申請を受領した翌月に助成します。	
① 事業所口座へ振込 (共済金振込指定口座)	
② クオカードの送付	
送付先 住所	〒 (自宅 ・ 勤務先) (勤務先の場合) 勤務先名

【必要書類】 (いずれもコピー可)

- ② 受験(受講)票(写) または結果通知書(写)など (合否は問いません。)
- ② 受験料の領収証(写) (会員本人の氏名が記載されているもの)
 - ・受験料として収入印紙を購入…レシートではなく会員本人の氏名が明記された領収書をお取りください。
 - ・受領印のない領収証 ……助成できません。
 - ・クレジットカード決済等 ……該当する支払の「会員本人の氏名・支払日・支払先・金額」が判る明細の写しを添付ください。
(その際、関連のない部分は読み取れないように、黒塗りする等加工してご提出ください。)

【助成対象】 受験(受講)することで国家資格を取得できる試験(講習)の受験(受講)料

以下は助成対象外です。

[学費(授業料)、公的資格、民間資格、有資格者を対象とした定期講習、試験内容一部免除のための講習 など]

【※グリーン・パル使用欄】 助成額

1,000円 2,000円 3,000円 4,000円 5,000円

個人情報の取扱について

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団では、会員の皆様の個人情報を、福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。





トクする

クーポン P22より別添のクーポンがあります

●料金等は変更になる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

生活習慣病予防事業

東北労災病院治療就労両立支援センターの測定・指導等を受けられた場合に助成をします。

●生活習慣病予防のための各種事業

医師、保健師、管理栄養士、理学療法士が個別に健康づくりをサポートします。測定により内臓脂肪や骨格筋量がわかります。ご自身の健康維持のため、職場の健康づくりのためにご利用ください。

事業所への出張測定（動脈硬化度以外）も可能です。

●お問い合わせ・お申込みは

東北労災病院治療就労両立支援センター
☎022-275-1085まで（完全予約制）。

助成金の申請は、ご利用の際グリーン・パル会員証を提示のうえ、治療就労両立支援センター窓口備え付けの申請書に必要事項を記入し、窓口へご提出ください。

助成対象 会員本人のみ

助成回数 1つの項目について、年度内2回まで。

運動教室は助成対象外となります。

コース	項目	正規料金(税込) (1回あたり)	助成金額 (1回あたり)	
測定	動脈硬化度・骨密度・体組成分析の3測定	1,650円	500円	
	上記4測定+自律神経機能検査	2,200円	500円	
個人指導	生活指導	1,650円	500円	
	栄養指導	1,650円	500円	
	運動指導	3,300円	1,000円	
	生活・栄養・運動指導	4,400円	1,500円	
	生活・栄養・運動指導+3測定	5,500円	2,000円	
	生活・栄養・運動指導+3測定+自律神経機能検査	6,050円	2,000円	
事業所	講習会	医師による講話	55,000円(1時間につき)	10,000円
	研修会	他の専門職による講話	33,000円(1時間につき)	6,000円

健康診断結果の就業判定サービス

労働安全衛生法に基づき、従業員数に関係なく健康診断後の有所見者（診断区分で異常所見があった方）に対する就業区分判定（医師からの意見聴取）が必要です。その他、株式会社日本産業医支援機構では、様々な産業保健サービスを提供しています。（詳細はホームページをご覧ください）

○小規模事業所向け産業保健サービス料金表

(税込)

対象者 人数	健康診断結果に対する 就業区分判定 年間料金		長時間労働・健診結果 の事後指導		健康相談 (メンタル相談を含む) ストレスチェック後の 面接指導		休職時面接 復職後のフォロー面接		復職判定面接	
	料金	割引後料金	料金	割引後料金	料金	割引後料金	料金	割引後料金	料金	割引後料金
5名以内	13,200	11,200								
10名以内	27,500	23,300								
20名以内	55,000	46,700								
30名以内	66,000	56,100	22,000	18,200	44,000	41,300	55,000	48,100	66,000	59,400
40名以内	77,000	65,400								
50名未満	88,000	74,800								

こちらの各種面談サービスは左記の就業区分判定をご契約いただいた場合の付帯サービスです。(1人1回あたりの料金です。)

○スポット医師面接サービス料金表 (従業員1人1回あたりの料金です。)

(税込)

・長時間労働 ・健診結果の事後指導 ・健康相談		・メンタルヘルス相談 ・ストレスチェック後の面接指導 ・ハラスメントチェック後の面接指導		・メンタルヘルス等休職面談 ・復職後のフォロー面談		・メンタルヘルス等復職面談	
料金	割引後料金	料金	割引後料金	料金	割引後料金	料金	割引後料金
33,000	27,500	49,500	40,500	66,000	59,400	88,000	79,200

●お問合せ・申込

株式会社日本産業医支援機構仙台営業所

仙台市青葉区中央2-2-10 仙都會館5F TEL 022-208-9564 又は、03-5615-8290

※グリーン・パル会員事業所であることをお知らせください。



スポーツ大会助成



●中小企業団体等が主催する各種スポーツ大会の運営費を、大会の主催者に対し、スポーツ大会助成要綱に基づいて、審査の上助成します。

助成対象 参加事業所が5団体以上で、概ね20名以上の参加者がいる大会。かつ、グリーン・パル会員事業所が3団体以上参加し、グリーン・パル会員が概ね全参加者の1/3以上いる場合。

助成額	グリーン・パル加入事業所 3～5事業所	20,000円
	6～9事業所	30,000円
	10事業所以上	50,000円

助成回数 同一主催者に対して年度内1回（4月1日～3月31日）

申請方法 専用の申請書をお送りいたします。
 詳細はグリーン・パルへお問い合わせください。（☎022-264-0344）
 大会の開催1週間前までに申請書を提出してください。（大会後の申請は、原則として助成できません。）

*助成にあたって、主催者の方には、グリーン・パルに加入していない参加事業所にグリーン・パルの加入案内の配布をお願いいたします。

トクある



広告

カルチャー スクール

2025年度
受講生
随時募集中

チェアヨーガ

講師 ヨーガライフシステムコンサルタンツ
 時間 10:30～11:30
 開催数 第1・3水曜 / 3期 全24回
 受講料 3,400円 (1期分・税込)
 定員 10名 (最小催行人数2名)

フラワーアレンジメント

講師 佐藤 洋子
 時間 18:30～20:00
 開催数 第1・3木曜 / 2期 全24回
 受講料 10,000円 (1期分・税込)
 (教材費は別途料金となります)
 定員 10名 (最小催行人数2名)

ヨーガ

講師 ヨーガライフシステムコンサルタンツ
 昼の部
 時間 10:30～11:40
 開催数 第2・4火曜 / 3期 全24回
 受講料 5,200円 (1期分・税込)
 定員 12名 (最小催行人数2名)

ハーネル仙台で心もからだもリフレッシュ!

夜の部(A)
 時間 18:30～19:40
 開催数 毎週火曜 / 4期 全48回
 受講料 7,800円 (1期分・税込)
 定員 12名 (最小催行人数2名)

体調改善ストレッチ

講師 ヨーガライフシステムコンサルタンツ
 時間 13:30～14:30
 開催数 第2・4水曜 / 3期 全24回
 受講料 5,200円 (1期分・税込)
 定員 12名 (最小催行人数2名)
ヨーガマットは各自ご用意いただき
マットのお持ち帰りをご協力をお願いします

主催 一般社団法人 宮城県労働者福祉資産協会

お問い合わせ・お申込み先

ハーネル仙台 かわいい日程は、HPをご覧ください。
 TEL 022-222-1121 URL www.shisan-miyagi.jp

スポーツクラブ法人会員利用

1 スマホチケットを取得

2 スマホ会員証を提示

3 スマホチケット利用

スポーツクラブ名	所在地・電話番号	会員料金	利用施設	人数/月
イトマンスポーツスクエア 仙台	宮城野区小田原3-1-30 ☎022-297-0651	●大人 1回につき1,000円 ※家族の方も 利用できます	マシジム・スタジオ・プー ル・サウナ・バスルーム	60人
セントラルウェルネスクラブ 北仙台	青葉区昭和町1-37 ☎022-275-8411		フィットネスジム・エアロピ クススタジオ・スカッシュ・ スイミングプール・ダイビン グプール・ゴルフレンジ・サ ウナ・バスルーム	
24仙台南小泉	若林区遠見塚3-2-1 ☎022-788-4777	●大人 1回につき1,100円	マシジム・スタジオ・プー ル・サウナ・人工温泉露天 風呂（トゴールの湯）	
セントラルフィットネスクラブ 24仙台	青葉区中央4-6-1 ☎022-266-8855	※会員に同伴の場合に 限り、家族の方も利 用できます ※会員証の提示がない 場合は、各施設の ビジター料金となり ます。	マシジム・エアロピクス スタジオ・スカッシュ・ジャグ ジーバス・サウナ・プール	5施設 あわせて 120人
24仙台泉中央	泉区泉中央1-1-2 ☎022-375-0301		マシジム・エアロピクス スタジオ・ジャグジーバス サウナ・プール	
24名取南仙台	名取市上余田千刈田289-1 ☎022-381-6039		マシジム・スタジオ・サ ウナ・プール・バスルーム	

多くの会員及びご家族の皆様にご利用いただけるようにスポーツクラブ法人会員の受付がスマホチケットを利用した方法にかわりました

- GICパスポートとグリーン・パルスマホ会員証が必要となります。
*家族会員スマホ会員証を取得するとご家族も利用できます。
- 利用の都度、スマホチケットを取得ください。
*1月あたり一人5回までです。
- スマホチケットは、グリーン・パルホームページ「スポーツクラブスマホチケット」バナーから取得ください。

スポーツクラブ
スマホチケット



GICパスポートでスマートフォンが会員証に!

GICパスポート

イベント申込、チケット購入で利用しているジックZの運営会社のスマートフォン向けの新サービスです。

POINT 1 スマホ画面を見せるだけ! お得なサービスが受けられます
会員証をスマホに移して財布がスッキリ! いつも持ち歩くスマホだから忘れる心配もなく会員提示イベントでも安心!

POINT 2 サービスの受けられるお店をスマホで検索
近くの加盟店を検索することもできるよ! 割引施設のお得なサービスを出先ですぐ確認できます!

POINT 3 提携店舗・施設までは地図でナビゲート
はじめてでも迷わず行けるよ! GPS機能付だから、お店まで迷うことなく行けます!

グリーン・パル会員証

会員証として登録する場合は、GICパスポートと同時に手続きできます

- ・入力したお名前が会員証に表示されます。本名漢字表記でご登録ください。
- ・会員番号の「-」(ハイフン)の後の「0」または「00」は入力しないでください。
例【885-030】→【885-30】(ハイフン「-」は、数字入力のマイナス「-」を使用)
※【@gicz.jp】からのメールが受信できるよう設定してください。

本人会員証と合わせ6名まで登録できるので、ご家族が手軽に会員証提示イベントやスクールに参加できます!

会員本人 GICパスポート



グリーン・パル会員としてGICパスポートとグリーン・パル会員証を同時に登録します。

会員本人 グリーン・パル会員証



家族会員 GICパスポート



家族分は5名まで無料で発行できます。登録したGICパスポートとグリーン・パル会員証から会員様ご本人で別々に発行します。

家族会員 グリーン・パル会員証



グリーン・パル会員はずっと無料でお使いいただけます!

申込はWEBから



グリーン・パルホームページ GICパスポートバナー



GICパスポートを取得するとほぼ毎月開催のGICガチャに無料で参加できます!

先着で各種クーポンコードプレゼント!

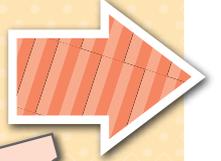
ファミペイ・アマゾン・出前館・図書カード・花キューピット・サーティワン・一休.com・アソビュー・TOHOシネマズなど





総額??万円?!

クーポン特集!



割引価格で
オトクに
使おう!



●クーポンは何度でも使えるよ!
ホームページのクーポンバナー
からダウンロードしてね!

\このマークが目印/



WEBはこちらから

<https://greenpal.or.jp/>



スマートフォン画面



PC画面



トップページの下
の方の「♥提携施設」
から見てね!



ココ!!

スマホ表示でも使えるよ!

グリーン・パルの
会員証と一緒に
使ってね!



参加者
募集中



GICパスポート 観光地めぐりスタンプラリー

色々な観光地を訪れてスマホにスタンプを集めましょう!!
達成者は「スタンプラリー達成者限定ガチャ」に参加でき
お得なクーポンコードがプレゼントされます!!

スタンプ取得でクーポンコードのプレゼントがスタンプラリーです。
グリーン・パルの提携店をめぐるスタンプラリーもあります。



スポーツクラブ入会特典



<p>イトマンスポーツスクエア仙台 有効期限：令和8年3月31日</p> <p>入会登録料無料</p> <p>●申込時に会員である旨申告 ●会費等は別途必要 ●他のキャンペーン等との併用不可 ●入会時に会員証提示の上本券提出 ●料金等は変更になる場合があります 場所 宮城野区小田原3-1-30 ☎ 022-297-0651</p> <p>ご紹介ページ </p>	<p>セントラルウェルネスクラブ北仙台・セントラルウェルネスクラブ24仙台南小泉 有効期限：令和8年3月31日</p> <p>登録手数料無料</p> <p>●申込時に会員である旨申告 ●会費等は別途必要 ●入会時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります ☎ 北仙台022-275-8411 南小泉022-788-4777</p> <p>ご紹介ページ </p>	<p>セントラルフィットネスクラブ24仙台・24仙台泉中央・24名取南仙台 有効期限：令和8年3月31日</p> <p>登録手数料無料</p> <p>●申込時に会員である旨申告 ●会費等は別途必要 ●入会時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります ☎ 仙台022-266-8855 / 泉022-375-0301 名取022-381-6039</p> <p>ご紹介ページ </p>
<p>Sports Club GrandSport グラン・スポール 有効期限：令和8年3月31日</p> <p>初回月会費・事務手数料 3,410円⇒無料</p> <p>●申込時に会員である旨申告 ●入会時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります ☎ 上杉022-222-7447 / 八幡022-266-8871 / あすと長町022-308-7477 / 一番町022-395-5910 / 愛子022-392-8775</p> <p>ご紹介ページ </p>		

スクール・講座等割引・入会割引クーポン

*割引は申込み時点で申出があった場合に限りです



<p>イトマンスポーツスクエア仙台 (テニススクール・ゴルフスクール・スイミングスクール) 有効期限：令和8年3月31日</p> <p>入会登録料無料</p> <p>●申込時に会員である旨申告 ●会費等は別途必要 ●入会時に会員証提示の上本券提出 ●他のキャンペーン等との併用不可 ●料金等は変更になる場合があります 場所 宮城野区小田原3-1-30 ☎ テニス022-297-1722 / ゴルフ022-297-0651 / スイミング022-297-0678</p> <p>ご紹介ページ </p>	<p>乗馬クラブクレイン仙台 泉パークタウン 有効期限：令和8年3月31日</p> <p>乗馬体験1回コース(45分騎乗) 受講料 通常5,500円のところ 30% OFFの3,850円</p> <p>●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●レンタル保険代1,860円別途必要 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります 場所 泉区明通1-1-17 ☎ 022-342-6342</p> <p>ご紹介ページ </p>	<p>海岸公園馬術場 有効期限：令和8年3月31日</p> <p>ショートコース・ロングコース 料金3割引き</p> <p>●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります 場所 若林区井土字沼1 ☎ 022-349-5038</p> <p>ご紹介ページ </p>
<p>NSG(有) ネットシナジー 有効期限：令和8年3月31日</p> <p>受講料10%引</p> <p>●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります 場所 青葉区中央4-8-17 ☎ 050-3655-6274</p> <p>ご紹介ページ </p>	<p>個別教室のアップル 家庭教師のアップル 有効期限：令和8年3月31日</p> <p>授業料初回月10%引</p> <p>●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります 場所 宮城野区榴岡4-5-17-3F ☎ 0120-26-9841</p> <p>ご紹介ページ </p>	<p>長沼静きもの学院仙台校 有効期限：令和8年3月31日</p> <p>授業料10%引 (1人1回、入学時全納のみ対象)</p> <p>●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります 場所 青葉区中央3-1-1-6F ☎ 022-714-5040</p> <p>ご紹介ページ </p>

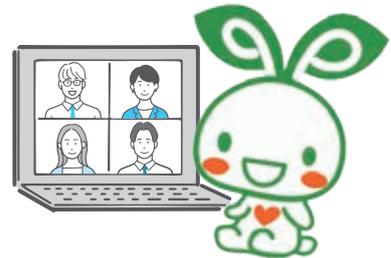


スポーツクラブ入会特典



<p>グリーン・パル </p> <p>本券の利用に係る確認等については下記までお問い合わせください</p> <p>公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 グリーン・パル事業課 ☎ 022-264-0344</p> 	<p>グリーン・パル </p> <p>本券の利用に係る確認等については下記までお問い合わせください</p> <p>公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 グリーン・パル事業課 ☎ 022-264-0344</p> 	<p>グリーン・パル </p> <p>本券の利用に係る確認等については下記までお問い合わせください</p> <p>公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 グリーン・パル事業課 ☎ 022-264-0344</p> 
<p>グリーン・パル </p> <p>本券の利用に係る確認等については下記までお問い合わせください</p> <p>公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 グリーン・パル事業課 ☎ 022-264-0344</p> 		

スクール・講座等割引・入会割引クーポン



<p>グリーン・パル </p> <p>本券の利用に係る確認等については下記までお問い合わせください</p> <p>公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 グリーン・パル事業課 ☎ 022-264-0344</p> 	<p>グリーン・パル </p> <p>本券の利用に係る確認等については下記までお問い合わせください</p> <p>公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 グリーン・パル事業課 ☎ 022-264-0344</p> 	<p>グリーン・パル </p> <p>本券の利用に係る確認等については下記までお問い合わせください</p> <p>公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 グリーン・パル事業課 ☎ 022-264-0344</p> 
<p>グリーン・パル </p> <p>本券の利用に係る確認等については下記までお問い合わせください</p> <p>公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 グリーン・パル事業課 ☎ 022-264-0344</p> 	<p>グリーン・パル </p> <p>本券の利用に係る確認等については下記までお問い合わせください</p> <p>公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 グリーン・パル事業課 ☎ 022-264-0344</p> 	<p>グリーン・パル </p> <p>本券の利用に係る確認等については下記までお問い合わせください</p> <p>公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 グリーン・パル事業課 ☎ 022-264-0344</p> 

SaRaHyoga
内田 あかね

有効期限：令和8年3月31日

親子ゆるサロン“陽だまり”ヨガレッスン1回につき1,500円OFF

●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 太白区内各所(予約時にお知らせします)
☎ sarahyogaakane@gmail.com

ご紹介ページ

河北tbcカルチャーセンター

有効期限：令和8年3月31日

入会金 50%引

●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区中央1-1-1 エスパル本館5F
☎ 022-266-2272

ご紹介ページ

ROCK ON Music School

有効期限：令和8年3月31日

**無料体験レッスン1回
入会金半額 各月謝10%引**

●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区本町2-14-11-B1F
☎ 022-797-2778

ご紹介ページ



人間ドック等割引提携施設



P14 会員本人が本人分を負担される場合は、人間ドック等利用助成もお申込みいただけます。

**(医)進興会
せんだい総合健診クリニック**

有効期限：令和8年3月31日

**日帰りドック・一泊ドック
3,300円引**

●申込時に会員である旨申告 ●受診時会員証提示の上本券提出 ●他の割引との併用不可 ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー4F
☎ 022-221-0066

ご紹介ページ

一番町健診クリニック

有効期限：令和8年3月31日

**スタンダード人間ドック
3,300円引**

●申込時に会員である旨申告 ●受診時会員証提示の上本券提出 ●他の割引との併用不可 ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区一番町4-9-18 TICビル4,5F
☎ 022-217-6678

ご紹介ページ

**(一財)宮城県成人病予防協会
中央診療所**

有効期限：令和8年3月31日

・日帰りドック 44,000円⇒41,800円
・日帰りドック 55,110円⇒52,910円
(婦人科込乳エコーorマンモ + 子宮頸部)

●申込時に会員である旨申告 ●受診時会員証提示の上本券提出 ●P.12人間ドック利用助成と併用可 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区中央1-3-1 AER12F
☎ 022-375-7113

ご紹介ページ

**(一財)宮城県成人病予防協会附属
仙台循環器病センター**

有効期限：令和8年3月31日

・日帰りドック 44,000円⇒41,800円
・日帰りドック 55,110円⇒52,910円
(婦人科込乳エコーorマンモ + 子宮頸部)

●申込時に会員である旨申告 ●受診時会員証提示の上本券提出 ●P.12人間ドック利用助成と併用可 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 泉区泉中央1-6-12
☎ 022-375-7113

ご紹介ページ

IMS Me-Life クリニック 仙台

有効期限：令和8年3月31日

日帰りドック 9,900円引

●申込時に会員である旨申告 ●受診時会員証提示の上本券提出 ●他の割引との併用不可 ●料金等は変更になる場合があります

場所 宮城野区榴岡1-1-1 JR仙台イーストゲートビル4F
☎ 022-792-5000

ご紹介ページ

(医)西隆会 厚生仙台クリニック

有効期限：令和8年3月31日

**PETがん検診・人間ドック各種
通常料金より5%引**

●申込時に会員である旨申告 ●受診時会員証提示の上本券提出 ●P.12人間ドック利用助成と併用可 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区柏木1-5-45
☎ 0120-501-799

ご紹介ページ

グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



キリドリ線



人間ドック等割引提携施設



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



キリドリ線

グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



グリーン・パル



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



旅行商品の割引



1

旅行社で
会員証を提示して申込
クーポン券を提出

COUPON

2

会員料金を
利用する



何回でも
利用可

宮交観光サービス なかよし地球予約センター

有効期限：令和8年3月31日

3%引

●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●P.48宿泊利用助成と併用可 ●割引適用外の商品あり ●他店舗での使用不可 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります
場所 宮城野区小田原1-2-19
☎ 022-298-7765



名鉄観光サービス(株) 仙台支店

有効期限：令和8年3月31日

3%引

●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●割引適用外の商品あり ●他店舗での使用不可 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります
場所 青葉区中央4-10-3 JMFビル仙台01 6階
☎ 022-227-3611



東武トップツアーズ(株)仙台支店

有効期限：令和8年3月31日

3%引

●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●P.48宿泊利用助成と併用可 ●割引適用外の商品あり ●他店舗での使用不可 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります
場所 青葉区中央1-6-18-3F
☎ 050-9001-8563



有効期限：令和8年3月31日

現金決済の場合のみ 3%引

●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示 ●割引適用外の商品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります
場所 青葉区花京院2-1-35
☎ 022-748-6230



有効期限：令和8年3月31日

JR・航空と宿泊のセットプラン
(JTBMystyle) 限定3%引
(お支払は現金またはJTB旅カードに限る)

●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●割引適用外の商品あり ●他店舗での使用不可 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります
場所 青葉区中央3-6-8-1F
☎ 022-264-0922



委託保養所特典

*委託保養所の一覧と利用方法はP51から

1
保養所を
予約



2 グリーン・
パルへ申請



3
保養所
利用券が届く



4 利用券・会員証・
クーポン券
を提出



P50の
宿泊利用とは
併用不可

SENDAI SUNPLAZA 仙台サンプラザ

有効期限：令和8年3月31日

1名1泊につき500円割引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります
場所 宮城野区榴岡5-11-1
☎ 022-257-3301



仙台ヒルズホテル

有効期限：令和8年3月31日

ウェルカムコーヒー券

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります
場所 泉区美沢中山南25-5
☎ 022-719-8711



La楽リゾートホテル グリーングリーン

有効期限：令和8年3月31日

会員本人のみ1泊2食料金より
10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります
場所 青葉区作並字二橋5-12
☎ 022-395-2011



松島ブナホテル びすとろアパロン

有効期限：令和8年3月31日

現金払限定：
1泊2食料金より5%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります
場所 宮城郡松島町松島字三十三川26-21
☎ 022-354-5777



さかい SAKAI

有効期限：令和8年3月31日

皆様にお酒または
ジュース1本サービス

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります
場所 石巻市鮎川浜万治下1-7
☎ 0225-45-2515



ハイルザーム栗駒

有効期限：令和8年3月31日

1泊2食料金より5%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります
場所 栗原市栗駒沼倉耕英東50-1
☎ 0228-43-4100



旅行商品の割引



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



委託保養所特典



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



源蔵の湯 鳴子観光ホテル

有効期限：令和8年3月31日

**共同浴場「滝の湯」
入浴券プレゼント**

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 大崎市鳴子温泉字湯元41
☎ 0229-83-2333



ホテル亀屋

有効期限：令和8年3月31日

**共同浴場「滝の湯」
入浴券プレゼント**

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 大崎市鳴子温泉字車湯54-6
☎ 0229-83-2211



リゾートパークホテルオニコウベ

有効期限：令和8年3月31日

**基本宿泊料金より10%引
(電話予約のみ)**

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 大崎市鳴子温泉鬼首字清水26-29
☎ 0229-86-2011



ホテルいづみや

有効期限：令和8年3月31日

1泊2食料金より10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 白石市小原字湯元9
☎ 0224-29-2221



安比高原民宿 七郎の荘

有効期限：令和8年3月31日

1泊2食料金より10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 八幡平市細野98-92
☎ 0195-72-5613



八幡平ハイツ

有効期限：令和8年3月31日

**1泊2食料金より室料の10%引
(年末年始、企画商品を除く)**

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 八幡平市松尾寄木1-590-4
☎ 0195-78-2121



愛隣館

有効期限：令和8年3月31日

**宿泊1グループにつき、
粗品1個進呈**

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 花巻市鉛字西館23
☎ 0198-25-2619



花巻温泉

有効期限：令和8年3月31日

1泊2食規程料金より10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 花巻市湯本1-125
☎ 0198-37-2111



山の神温泉優香苑

有効期限：令和8年3月31日

**1グループにワイン1本
プレゼント**

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 花巻市下シ沢字中野53-1
☎ 0198-38-5526



山の神温泉別墅清流館

有効期限：令和8年3月31日

**1グループにワイン1本
プレゼント**

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 花巻市下シ沢字中野66
☎ 0198-29-4126



ホテル王将

有効期限：令和8年3月31日

**会員本人のみ
1泊2食料金より10%引**

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 天童市鎌田本町1-1-14
☎ 023-653-3155



あきた芸術村 温泉ゆぼぼ

有効期限：令和8年3月31日

**1泊2食規程料金より10%引
(会員本人のみ)**

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 仙北市田沢湖幸田字早稲田430
☎ 0187-44-3333



**福島県福島市 大原 桑葉 月之瀬
SANBO TSUKINOSE**

有効期限：令和8年3月31日

**夕食時1名につきお酒または
ジュース1本サービス**

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 福島市飯坂町北原7
☎ 024-542-1000



**福島県福島市 大原 桑葉 花の瀬
KEIEN HANANOSE**

有効期限：令和8年3月31日

**夕食時1名につきお酒または
ジュース1本サービス**

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 福島市飯坂町湯野字新湯7
☎ 024-542-0800



木造の宿 水花

有効期限：令和8年3月31日

**1泊2食料金より10%引
(除外日あり)**

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 福島市土湯温泉町宇油畑55
☎ 024-595-2141



裏磐梯国民宿舎

有効期限：令和8年3月31日

1泊2食大人8,140円小学生6,820円

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 耶麻郡北塩原村松原字蛇平原山1074
☎ 0241-32-2923



ペンション ラフィア

有効期限：令和8年3月31日

1泊2食料金より5%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 耶麻郡北塩原村松原字曾原山1096-96
☎ 0241-32-3353



花見屋旅館

有効期限：令和8年3月31日

1泊2食料金より10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 耶麻郡猪苗代町大字蚕養字尻山甲2855
☎ 0242-64-3621



*委託保養所の一覧と利用方法はP51以降をご覧ください。

会津アストリアホテル



有効期限：令和8年3月31日

**スタンダードプランまたはスキパック
1泊2食料金より10%引**

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 南会津郡南会津町高杖原535
☎ 0241-78-2241

[ご紹介ページ](#)



ペンション エンドレス

有効期限：令和8年3月31日

1泊2食料金より10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 福島県南会津郡南会津町高杖原458
会津高原フォリアンビレッジ内
☎ 0241-78-5138

[ご紹介ページ](#)



萩姫の湯 栄楽館

有効期限：令和8年3月31日

1泊2食料金より10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 郡山市熱海町熱海4-47
☎ 024-984-2135

[ご紹介ページ](#)




有効期限：令和8年3月31日

**委託保養所利用助成・悠健クラブ特別
入場券の併用可（電話予約のみ）**

●予約時に本人であることを申告 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用不可 ●料金等は変更になる場合があります

場所 いわき市常磐藤原町蔵平50
☎ 0570-550-550（受付 9:00～17:30）

[ご紹介ページ](#)



ペンション シャローム

有効期限：令和8年3月31日

1泊2食料金より10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 栃木県那須郡那須町高久乙3669-5
☎ 0287-78-6555

[ご紹介ページ](#)




有効期限：令和8年3月31日

1泊2食料金より10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 栃木県那須郡那須町湯本203
☎ 0287-76-3800

[ご紹介ページ](#)



ペンション ころぼっくす



有効期限：令和8年3月31日

1泊2食料金より10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 長野市戸隠豊岡10044-10
☎ 026-254-3148

[ご紹介ページ](#)



pure mall MIMOSA



ビュアモール ミモザ

有効期限：令和8年3月31日

1泊2食料金より10%引

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 長野県北安曇郡白馬村北城14718-209
☎ 0261-72-6085

[ご紹介ページ](#)




・HMI ホテルグループ
・東急ホテルズ
・ルートインホテルズ
の特典はP57をご覧ください。



*委託保養所の一覧と利用方法はP51以降をご覧ください。



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



レジャー施設の割引



<p>ベニーランド</p> <p>有効期限：令和8年3月31日</p> <p>入園料・フリーパス 100円引 (同行者5名まで・除外日あり)</p> <p>●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります</p> <p>場所 太白区長町越路19-1 ☎ 022-229-1603</p> <p>ご紹介ページ</p>	<p>仙台うみの杜水族館</p> <p>有効期限：令和8年3月31日</p> <p>小学生以上・一般料金より200円引 4歳~小学校入学前・一般料金より100円引(同行者5名まで)</p> <p>●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります</p> <p>場所 宮城野区中野4-6 ☎ 022-355-2222</p> <p>ご紹介ページ</p>	<p>秋保森林スポーツ公園</p> <p>有効期限：令和8年3月31日</p> <p>①施設使用料・用具料金 一般料金より10%引 ②入園料 一般料金の半額 (同行者4名まで)</p> <p>●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります</p> <p>場所 太白区秋保町湯元字青木33-1 ☎ 022-398-2345</p> <p>ご紹介ページ</p>
<p>ホテル華乃湯 (日帰り入浴)</p> <p>有効期限：令和8年3月31日</p> <p>日帰り入浴入館料 一般料金より200円引(同行者5名まで)</p> <p>●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●一部除外日あり(要問合せ) ●料金等は変更になる場合があります</p> <p>場所 太白区秋保町湯元字除33-1 ☎ 022-397-3141</p> <p>ご紹介ページ</p>	<p>タイトーステーション 仙台ベガロポリス店ボウリングバーズ</p> <p>有効期限：令和8年3月31日</p> <p>ボウリング特別料金 通常料金より平日100円引・土日祝50円引 (同行者6名まで)</p> <p>●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●貸靴代400円は特別料金対象外 ●料金等は変更になる場合があります</p> <p>場所 太白区西多賀5-24-1ベガロポリス内 ☎ 0120-307-355</p> <p>ご紹介ページ</p>	<p>アイスリンク仙台</p> <p>有効期限：令和8年3月31日</p> <p>滑走料 一般料金より200円引 (同行者4名まで)</p> <p>●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●貸靴代別途500円 ●料金等は変更になる場合があります</p> <p>場所 泉区高玉9-2 ☎ 022-371-0601</p> <p>ご紹介ページ</p>
<p>杜の公園ゴルフクラブ</p> <p>有効期限：令和8年3月31日</p> <p>プレー料金 (1R4Bセルフ) 火曜日除く平日・土日祝 全日500円引 (同行者3名まで)</p> <p>●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●季節料金が上記を下回る場合は季節料金を適用 ●料金等は変更になる場合があります</p> <p>場所 柴田郡川崎町大字支倉字中峯山18-3 ☎ 0224-84-5100</p> <p>ご紹介ページ</p>	<p>丸文松島汽船株式会社</p> <p>有効期限：令和8年3月31日</p> <p>芭蕉コース・政宗コース 大人・中高生150円引 小人70円引 (同行者6名まで)</p> <p>●申込時に会員である旨申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります</p> <p>場所 塩釜市港町1-4-1松島町松島字町内98-1 ☎ 022-365-3611/022-354-3453</p> <p>ご紹介ページ</p>	<p>松島島巡り観光船 Matsushima shima-meguri</p> <p>有効期限：令和8年3月31日</p> <p>定期観光遊覧船に王丸 (松島発着) 中学生以上150円引 小人80円引 (同行者10名まで)</p> <p>●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります</p> <p>場所 宮城郡松島町松島字町内85 ☎ 022-354-2233</p> <p>ご紹介ページ</p>
<p>みちのく伊達政宗歴史館</p> <p>有効期限：令和8年3月31日</p> <p>入館料 100円引 (同行者5名まで)</p> <p>●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●季節料金が上記を下回る場合は季節料金を適用 ●料金等は変更になる場合があります</p> <p>場所 松島町松島字普賢堂13-13 ☎ 022-354-4131</p> <p>ご紹介ページ</p>	<p>藤田喬平ガラス美術館</p> <p>有効期限：令和8年3月31日</p> <p>入館料 100円引 (同行者5名まで)</p> <p>●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●臨時休館あり ●料金等は変更になる場合があります</p> <p>場所 松島町高城字浜1-4 ☎ 022-353-3322</p> <p>ご紹介ページ</p>	<p>白石城 歴史資料ミュージアム・武家屋敷</p> <p>有効期限：令和8年3月31日</p> <p>入館料1割引 (同行者4名まで)</p> <p>●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります</p> <p>場所 天守閣・ミュージアム：白石市益岡町1-16 武家屋敷：白石市益岡町5-40 ☎ 0224-24-3030</p> <p>ご紹介ページ</p>
<p>鬼首吹上高原キャンプ場</p> <p>有効期限：令和8年3月31日</p> <p>キャンプ場利用料金 10%引 (同行者6名まで・連泊も可能)</p> <p>●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります</p> <p>場所 大崎市鳴子温泉鬼首字本宮原23-89 ☎ 0229-86-2493</p> <p>ご紹介ページ</p>	<p>すば鬼首の湯</p> <p>有効期限：令和8年3月31日</p> <p>利用料金 大人100円引 小人50円引 (同行者6名まで)</p> <p>●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります</p> <p>場所 大崎市鳴子温泉鬼首字本宮原23-89 ☎ 0229-86-2493</p> <p>ご紹介ページ</p>	<p>ハイルザーム栗駒</p> <p>有効期限：令和8年3月31日</p> <p>温泉・温泉プール 100円引 (同行者2名まで)</p> <p>●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります</p> <p>場所 栗原市栗駒沼倉耕英東50-1 ☎ 0228-43-4100</p> <p>ご紹介ページ</p>



みやぎ蔵王白石スキー場

有効期限：営業終了日まで

**リフト1日券大人20%引
(同行者1名まで)**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 白石市福岡八宮字不志山
☎ 0224-24-8111

ご紹介ページ 

EBOSHI Resort **みやぎ蔵王 えぼしリゾート**

有効期限：令和8年3月31日

スキーシーズン以外：ゴンドラ往復10%引
スキーシーズン：5時間・1日券(大人/大学・高校・専門生/シニア)10%引(同行者5名まで)

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 蔵王町遠刈田温泉倉石岳国有林内
☎ 0224-34-4001

ご紹介ページ 

VillaGokyo(貸別荘)

有効期限：令和8年3月31日

**宿泊費 10%引
(会員及び同行者10名まで)**

●予約時にグリーン・パル会員証写真を添付 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 刈田郡蔵王町遠刈田温泉宇七日原2-301
Mailvilla@gokyo-tc.com

ご紹介ページ 

夏油高原温泉 兎森の湯

有効期限：令和8年3月31日

**入館料10%引き
(同行者4名まで)**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 岩手県北上市和賀町石崎新田(夏油高原スキー場内)
☎ 0197-65-9000

ご紹介ページ 

網張温泉スキー場

有効期限：令和8年3月31日

**平日大人リフト1日券
500円引**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 岩手県岩手郡雫石町網張温泉
☎ 019-693-2211

ご紹介ページ 

雫石スキー場

有効期限：令和8年3月31日

**特別料金(詳しくは直接スキー場へ)
(同行者4名まで)**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 岩手県岩手郡雫石町高倉温泉
☎ 019-693-1111

ご紹介ページ 

雫石ゴルフ場

有効期限：令和8年3月31日

**特別料金(詳しくは直接ゴルフ場へ)
(同行者3名まで)**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 岩手県岩手郡雫石町高倉温泉
☎ 019-693-1111

ご紹介ページ 

SAFARI PARK **東北サファリパーク**

有効期限：令和8年3月31日

**入場料200円引
(同行者4名まで)**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 二本松市沢松倉1
☎ 0243-24-2336

ご紹介ページ 

IWATE SAFARI PARK **岩手サファリパーク**

有効期限：令和8年3月31日

**入場料200円引
(同行者4名まで)**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 一関市藤沢町黄海山山谷121-2
☎ 0191-63-5660

ご紹介ページ 

NASU SAFARI PARK **那須サファリパーク**

有効期限：令和8年3月31日

**入場料200円引
(同行者4名まで)**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 栃木県那須郡那須町大字高久乙3523
☎ 0287-78-0838

ご紹介ページ 

那須ワールドモンキーパーク
NASU WORLD MONKEY PARK

有効期限：令和8年3月31日

**入園料100円引
(同行者5名まで)**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 栃木県那須郡那須町高久甲6146
☎ 0287-63-8855

ご紹介ページ 

PURE TOWA PURE COTTAGES

有効期限：令和8年3月31日

**宿泊料金会員特別料金 更に宿泊特典として
那須ハイランドパーク・りんどう湖ファミリー
牧場入場無料(同行者5名まで)**

専用ホームページよりご予約ください

プラン2食  プラン1泊2食 

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 栃木県那須郡那須町大字高久乙3375
☎ 0287-78-1164

ご紹介ページ 

**スカイブルー八方尾根
パラグライダーズスクール**

有効期限：令和8年3月31日

タンデムフライト 1,000円引

●予約時に会員であることを申告 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 長野県北安曇郡白馬村八方3901
☎ 0261-72-7013

ご紹介ページ 

いわき藤間温泉ホテル湊

有効期限：令和8年3月31日

**1泊2食料金より500円引
(電話予約のみ・同行者3名まで)**

●予約時に会員であることを申告 ●会計時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用不可 ●料金等は変更になる場合があります

場所 いわき市平藤間宇柴崎60
☎ 0246-39-2670

ご紹介ページ 



お買い物・サービス優待割引



1 利用時に
会員証を提示

COUPON

クーポン券を提出

2 特典を受けて
利用する

引越し

サンユー

有効期限：令和8年3月31日

運送料金
3・4・8月10%引 それ以外20%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

ご紹介ページ

場所 若林区卸町4-5-21
☎ 022-284-1321

不動産仲介

平和住宅
の情報センター

有効期限：令和8年3月31日

仲介手数料10～20%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

ご紹介ページ

☎ 黒松駅前本店：022-234-6011
仙台駅前店：022-723-3311
仙台駅東口店：022-299-1124
国分町店：022-263-7998

住宅

**みやぎ老人ホーム紹介センター
りんく**

有効期限：令和8年3月31日

Keyaki no Mori CAFE&ARTS
セットドリンク(11:00～16:00)1杯無料

※フードメニュー(サラダ・ポテトを除く)・デザートをご注文の方限定(本会員と同様者計2名まで)

●公式HPよりパンフレット請求又はお問い合わせの方限定 ●他の優待・割引券、クーポン等との併用不可 ●料金等は変更になる場合があります

ご紹介ページ

場所 青葉区二日町13-18
☎ 0120-973-078

理容

BarBer Feel...@id

有効期限：令和8年3月31日

**4,000円以上のご利用から5%引
(会員のみ)**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

ご紹介ページ

場所 泉区南光台5-24-20
☎ 022-718-2725

紳士服

荒木洋服店

有効期限：令和8年3月31日

仮縫付オーダースーツ・オーダーワイシャツ会員特別料金

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

ご紹介ページ

場所 青葉区桜ヶ丘3-12-10
☎ 022-707-1385
090-7566-4129

電気製品

坂本商会

有効期限：令和8年3月31日

5～10%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

ご紹介ページ

場所 青葉区立町22-11
☎ 022-225-1146

メガネ

メガネの相沢

有効期限：令和8年3月31日

**眼鏡・サングラス
現金10% カード5%引**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●特価品、修理、パーツ、メガネ保証は除く ●他の優待・割引等との併用不可 ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

ご紹介ページ

場所 県内各店舗で使用可

メガネ

眼鏡市場
MEGANE ICHIBA

有効期限：令和8年3月31日

**眼鏡・サングラス・コンタクト
レンズ 店頭価格より5%引**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用不可 ●単品(レンズ・フレーム)、補聴器、備品を除く ●料金等は変更になる場合があります

ご紹介ページ

場所 県内各店舗で使用可

時計・貴金属

大井ジュエリー

有効期限：令和8年3月31日

**宝飾
現金15%～20% カード10%引**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●一部除外品あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

ご紹介ページ

場所 青葉区一番町3-10-21
☎ 022-261-0101

自転車・バイク

モーターサイクルフルハウス

有効期限：令和8年3月31日

オートバイ・電動アシスト自転車・自転車 3～10%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●一部機種を除く ●カード決済は割引対象外 ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

ご紹介ページ

場所 太白区柳生4-3-12-102
☎ 022-306-7450

自転車・バイク

hayasaka

有効期限：令和8年3月31日

**ハヤサカプライス 更に
自転車・オートバイご購入&アフターサービス特典**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●一部商品を除く ●オートバイのみカード決済を除く ●他の割引・優待とは併用できません ●料金等は変更になる場合があります

ご紹介ページ

場所 上杉本店・仙台中央店・大手町店・八幡町店・旭ヶ丘店・泉バイパス店・モーターステージ大手町店

自動車

株式会社JCM

有効期限：令和8年3月31日

**会員証提示で車買取成約時に
商品券10,000円分進呈**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●売買契約代金50,000円未満(無償譲渡の車両含む)は対象外 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

ご紹介ページ

場所 宮城野区権岡4丁目6-1 東武仙台第1ビル
☎ 0120-322-755

ミシン

総合ミシン

有効期限：令和8年3月31日

**ミシン本体店頭販売価格から
5%引**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

ご紹介ページ

場所 泉区南光台東1-39-1
☎ 022-251-7001

風呂・ガス器具

アゼン
SINCE 1996

有効期限：令和8年3月31日

ガス・石油風呂釜・ガス・石油ボイラー・流し台・洗面化粧台 15～20%引 暖房機 15%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●特価品を除く ●割引率は目安です ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

ご紹介ページ

場所 市内各店舗で使用可

風呂・ガス器具

仙台ガスサービス株式会社

有効期限：令和8年3月31日

各種商品 25～30%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●セール品、特価品、部品、取付料および部品代を除く ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

ご紹介ページ

☎ 幸町本社：022-792-6611
ガス局ショールーム ガスサロン内
サービスカウンター：022-264-3240

キリリ線

お買い物・サービス優待割引



キリドリ線



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



本券の利用に係る確認等については
下記までお問い合わせください

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課
☎ 022-264-0344



塗装工事

軽ヤマザキ

有効期限：令和8年3月31日

**塗装・吹付工事
見積金額の10～20%引**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 太白区緑ヶ丘4-29-1
☎ 022-249-1529

[ご紹介ページ](#)

屋根工事

総合屋根のバイオニア
株式会社 サミー工業

有効期限：令和8年3月31日

**屋根・雨樋・外装工事
見積金額の10～15%引**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 泉区市名坂字南前79
☎ 022-372-5456

[ご紹介ページ](#)

家屋解体

仙台リサイクルセンター

有効期限：令和8年3月31日

見積金額の5%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 泉区根白石福沢1-1-1F
☎ 022-278-3196

[ご紹介ページ](#)

リフォーム

SRC建設(株)

有効期限：令和8年3月31日

**リフォーム工事・外構工事・ガ
レージ工事等 見積金額の5%引**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 泉区根白石福沢1-1-4F
☎ 022-341-1223

[ご紹介ページ](#)

マッサージ

ビューティーアンドハーモニー

有効期限：令和8年3月31日

**リンパマッサージ全身40分コースチケット
月4回使い切り12000円(通常価格 1回5500円)
ハーブティーサービス**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区一番町3-5-24-401
☎ 022-222-5528

[ご紹介ページ](#)

エステ

**山野愛子どろんこ美容
クレスティサロン仙台店**

有効期限：令和8年3月31日

**美顔施術 20% (ただし3ヶ月のみ)
商品 20%引**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 若林区連坊2-12-15
☎ 022-299-6623

[ご紹介ページ](#)

エステ

ジェイエステティック仙台店

有効期限：令和8年3月31日

ワキ 330円

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区一番町3-6-1-302
☎ 022-265-7791

[ご紹介ページ](#)

エステ

ケセラセラ～Beauty & Miracle～

有効期限：令和8年3月31日

全トライアルメニュー 10%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区本町1-14-17-6F
☎ 022-796-7548

[ご紹介ページ](#)

カイロ

**健やかカイロプラクティック
南小泉院**

有効期限：令和8年3月31日

**施術料金 1回目2750円 2・3回目
3000円(通常料金 1回5,500円)**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 若林区遠見塚2-4-6-101
☎ 022-282-7580

[ご紹介ページ](#)

予防医療

マイセラピスト(健康経営支援事業)

有効期限：令和8年3月31日

**事業所向け健康分析及び改善プログラム
初回無料**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用不可 ●料金等は変更になる場合があります

URL <https://mytherapist.jp/>
☎ 050-5363-8826

[ご紹介ページ](#)

事務用品・PC文具

松本事務機

有効期限：令和8年3月31日

コクヨ文具定価より 20%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 宮城野区幸町2-11-23
☎ 022-299-8181

[ご紹介ページ](#)

事務用品・PC文具

**再生オフィス家具
OFFICE GARAGE**

有効期限：令和8年3月31日

店頭価格より 10%引

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 泉区市名坂字原田89-1
☎ 022-772-3373

[ご紹介ページ](#)

研修室

JC-21教育センター

有効期限：令和8年3月31日

パソコン研修室利用料 10%引

●予約時に会員であることを申告 ●割引率は目安です ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区花京院1-3-1
☎ 022-222-6696

[ご紹介ページ](#)

仕出し・生花

仙台ローズガーデン

有効期限：令和8年3月31日

**生花 入学式・卒業式用生花など 10%引
仕出し弁当・オードブルなど 8%引**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 泉区北中山4-26-18
☎ 022-376-1187

[ご紹介ページ](#)

飲食

ROYAL PARK HOTEL 仙台ロイヤルパークホテル

有効期限：令和8年3月31日

**ランチ・ディナー:コースメニュー
5%引(会員及び同伴者2名まで)**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用不可 ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 泉区寺岡6-2-1
☎ 022-377-2111

[ご紹介ページ](#)

飲食

伊豆沼農産

有効期限：令和8年3月31日

**レストラン:デザート(ジェラート) 50円引
直売所: 餅まん、ジェラート、ソフトクリーム 各50円引**

●会計時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 登米市迫町新田字前149-7
☎ 0220-28-2986

[ご紹介ページ](#)

飲食

山元いちご農園 Berry Very Labo

有効期限：令和8年3月31日

**食事された方に
クリアファイル1枚プレゼント**

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 巨理郡山元町山寺宇稲実60
☎ 0223-37-4356

[ご紹介ページ](#)

飲食

Keyaki no Mori CAFE & ARTS(けやきのもり)

有効期限：令和8年3月31日

セットドリンク(11時～16時)1杯無料
※フードメニュー(サラダ・ポテトを除く)・デザートをご注文の方限定(本会員と同伴者計2名まで)

●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引券、クーポン等との併用不可 ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区旭ヶ丘3丁目27-5
日立システムズホール仙台1F
☎ 022-343-9141

[ご紹介ページ](#)

結婚式場

ホテル白萩 HOTEL SHIRAHAGI

有効期限：令和8年3月31日

特別婚礼プラン「エターナル」 挙式（礼装・写真など含）10万円引・追加写真・追加着付料・引出物 10%引・追加衣装 50%引・演出料（音響・照明設備使用料）サービス・カラオケ・宴席料・付添料・控室料サービス・新郎新婦当日宿泊サービス（朝食付き）

●申込時に会員であることを申告 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区錦町2-2-19
☎ 022-265-3411

[ご紹介ページ](#)

婚活

再婚の
お相手をご紹介

Zwei 結婚相談所ツヴァイ

有効期限：令和8年3月31日

入会初期費用 11000円 OFF

●申込時に会員であることを申告 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区中央1-2-3 仙台マークワン12階
☎ 022-722-2820

[ご紹介ページ](#)

婚活

OneNet オーネット
仙台支社

有効期限：令和8年3月31日

1.1万円割引
はこらう!

入会金 11,000円引

●申込時に会員であることを申告 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区中央2-9-27-14F
☎ 0120-407-190

[ご紹介ページ](#)

婚活

Lumiere Ambre
ルミエールアンブレ

有効期限：令和8年3月31日

入会金・お見合い料 無料
ご成婚料 20%引

●申込時に会員であることを申告 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 若林区卸町2-9-1 インテリアック東北
イノベーションセンター内
☎ 080-3190-6589

[ご紹介ページ](#)

婚活

グランパスパートナーズ

有効期限：令和8年3月31日

すべてのプランから
初期費用 5,000円割引

●申込時に会員証コピー添付 ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●割引率は目安です ●料金等は変更になる場合があります

場所 大阪市中央区南船場4-10-5
☎ 050-5527-1256

[ご紹介ページ](#)

葬儀社

波源葬儀社

有効期限：令和8年3月31日

自宅祭壇料・生花 10%引
会館祭壇料 15%引 仏壇 20%引

●申込時に会員であることを申告 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 家族葬ホールハート長町波源・ひつだんの波源：太白区長町1-2-5
あすこ斎場波源：太白区あすこ長町3-9-20
☎ 0120-46-4445

[ご紹介ページ](#)

葬儀社

フューナラル&セレモニー くさかや

有効期限：令和8年3月31日

自宅葬祭壇料 20%引 会館葬セット価格 10%引
生花・仏具・仏壇 10%引

●申込時に会員であることを申告 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 くさかや・ベルホール南鍛冶町：若林区南鍛冶町139/ベルホール西多賀：太白区西多賀4-10-20
☎ 0120-84-0770

[ご紹介ページ](#)

葬儀社

仙台葬祭 飯坂屋

有効期限：令和8年3月31日

祭壇料 10%引 仏壇 30～50%引
仏具 10～20%引

●申込時に会員であることを申告 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 若林区南材木町45
☎ 022-222-6263

[ご紹介ページ](#)

葬儀社

花さいだん
HANAKA KARDAN

有効期限：令和8年3月31日

基本セット価格
仏壇仏具・生花 10%引

●申込時に会員であることを申告 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 中山 台原 愛子 桜ヶ丘 北中山 川平
☎ 0120-873-910

[ご紹介ページ](#)

葬儀社

メモリアルサトー

有効期限：令和8年3月31日

自宅・会館葬セット価格・仏具
10～20%引・仏壇 20～30%引

●申込時に会員であることを申告 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 若林区河原町1-5-36
☎ 0120-310-579

[ご紹介ページ](#)

葬儀社

メモリアル愛敬

有効期限：令和8年3月31日

45万円プランから 5～10%引

●申込時に会員であることを申告 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区郷六字館39-1
☎ 0120-129-465

[ご紹介ページ](#)

葬儀社

清月記

有効期限：令和8年3月31日

自宅・会館葬セット価格 10%引
仏具・生花・花環 10%引

●申込時に会員であることを申告 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 清月記各店舗 仙台迎賓館斎苑 家族葬ホール斎苑
☎ 0800-888-5777

[ご紹介ページ](#)

葬儀社

株式会社 こんきや

有効期限：令和8年3月31日

葬儀料セット価格 最大 20%引
生花・花環・仏壇・仏具・神具 10%引
墓石 特別優待（お問い合わせ下さい）

●申込時に会員証提示の上本券提出 ●セール品・特価品を除く ●割引率は目安です ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 こんきや壺釜本社・セレモニア各会館・家族葬邸宅 duieR【デュエ】各館・お仏壇・お墓のこんきや各店・ギャラリー・メモリア各店・現代仏壇 ギャラリー高砂店・終活プラザ
☎ 0120-365-554

[ご紹介ページ](#)

墓地

みやぎ霊園

有効期限：令和8年3月31日

管理料初回 1年分無料

●申込時に会員であることを申告 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区郷六字大森2-1
☎ 022-226-2440

[ご紹介ページ](#)

ペット葬儀

天国への扉 ペットメモリアル仙台

有効期限：令和8年3月31日

各プラン税込金額より
1000円引

●申込時に会員であることを申告 ●利用時に会員証提示の上本券提出 ●除外品あり ●他の優待・割引等との併用ができない場合あり ●料金等は変更になる場合があります

場所 青葉区本町1-5-28-602
☎ 022-707-1287

[ご紹介ページ](#)



協定施設割引券

全福センターサービスの施設でご利用ください。

- ①下記の協定施設割引券を切り取り、またはコピーしてご利用ください。
(全福センターホームページからも印刷可能です。)
- ②利用の際は、グリーン・パル会員番号、会員名をご記入ください。
- ③注意書きをお読みください。

キリトリ線 >

<p>一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター (全福センター)</p>  <p>所属団体名：(公財)仙台ひとまち交流財団 グリーン・パル 会員番号： 会員名：</p> <p>協定施設割引券</p>	<p>一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター (全福センター)</p>  <p>所属団体名：(公財)仙台ひとまち交流財団 グリーン・パル 会員番号： 会員名：</p> <p>協定施設割引券</p>
<p>一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター (全福センター)</p>  <p>所属団体名：(公財)仙台ひとまち交流財団 グリーン・パル 会員番号： 会員名：</p> <p>協定施設割引券</p>	<p>一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター (全福センター)</p>  <p>所属団体名：(公財)仙台ひとまち交流財団 グリーン・パル 会員番号： 会員名：</p> <p>協定施設割引券</p>
<p>一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター (全福センター)</p>  <p>所属団体名：(公財)仙台ひとまち交流財団 グリーン・パル 会員番号： 会員名：</p> <p>協定施設割引券</p>	<p>一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター (全福センター)</p>  <p>所属団体名：(公財)仙台ひとまち交流財団 グリーン・パル 会員番号： 会員名：</p> <p>協定施設割引券</p>
<p>一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター (全福センター)</p>  <p>所属団体名：(公財)仙台ひとまち交流財団 グリーン・パル 会員番号： 会員名：</p> <p>協定施設割引券</p>	<p>一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター (全福センター)</p>  <p>所属団体名：(公財)仙台ひとまち交流財団 グリーン・パル 会員番号： 会員名：</p> <p>協定施設割引券</p>





全福センター提供サービスのごあんない



グリーン・パル会員

＝

全福センター会員です。



グリーン・パルが加入している全国組織である（一社）全国中小企業勤労者福祉サービスセンター（略称：全福センター）の各種サービスは、グリーン・パル会員すべての方にご利用いただけます。ほとんどのメニューが会員様から2親等以内の方まで、施設によっては同伴者も可能ですのでお孫さんやご兄弟も、ぜひご利用ください。



全福センター会員のマークです。

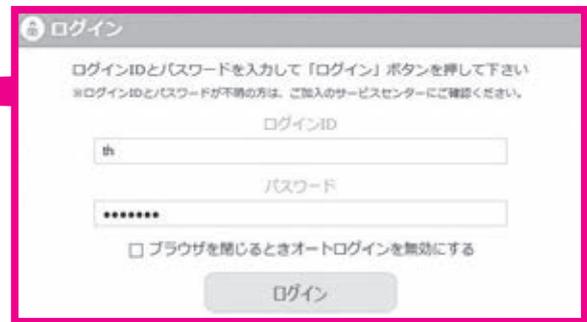


全福センターのサービスを使うには

- 1 全福センター HP にアクセス
<https://www.zenpuku.or.jp/>



お得なサービスがいっぱい!



- 2 ID とパスワードを入れてログインしてください。

ログイン ID : **th**
パスワード : **zenpuku**

【重要】上記のID・パスワードは定められた範囲内で利用し、第三者への開示を禁止します。



ネットは苦手...という方には

ガイドブック（数量限定）もございますのでグリーン・パルへご連絡ください。

TEL:022-264-0344



サービス内容のご紹介 (下記は一例です)

●スクール・資格

施設	内容	割引内容	利用方法
LEC東京リーガルマインド LECコールセンター ☎0570-064-464 	宅建、税理士、社会保険労務士などの資格取得講座	各種割引適用後 LEC通学／通信講座5%割引	WEBからのお申込み LEC E学習センター (オンラインショップ) の支払方法選択画面でeクーポン番号を入力し、「eクーポンを適用する」をクリックしてください。 通常割引 5% OFFクーポン[XP60876Y23900] 司法試験・司法書士・弁理士 5% OFFクーポン[XP61951Y37255] 電話でのお申込み LECコールセンターに「法人提携割引」利用の旨と、全福センター会員企業コード31001751をお伝えください。
がくぶん  ☎0120-602-902	新しいことを始めたい、自分を磨きたいと思ったら、通信講座の始めどき。	全講座通常受講料の20%割引 【利用資格】 会員及びその家族	資料請求は必ずお電話にて、オペレーターに「X888-01」係と「仙台ひと・まち交流財団グリーン・パル」会員である旨をお伝えください。
ユーキャン 	キャリアアップに！自分磨きに！ 趣味に資格に充実した通信教育	通常価格より15%支援価格 【利用資格】 会員及びその家族	グリーン・パルホームページユーキャン通信講座 バナーをクリックしてお申込みください。 ※システム利用料別途 受講料5万円未満の場合：300円 受講料5万円以上の場合：500円
ホームメイドクッキング ☎03-5753-5323 	パン、ケーキ、ホームクッキングなどの料理講座	・入会金5,500円(税込) ⇒無料 ・1,500ポイント(1,500円相当)プレゼント	チケット制、チケット制以外のコース：入会申込手続きの際に、全福センター会員であることを教室受付にお伝えください。 グループレッスン：左記問い合わせ先もしくは各教室まで、全福センター会員であることを伝え、お問い合わせください。
小学館の通信教育 名探偵コナンゼミ 	コナン君たちが楽しく学習をナビゲート！ 「考える力」を育てる小学生のための通信教育です。	通信教育教材配送コース10%割引 (ナゾトキコースの割引はありません)	名探偵コナンゼミ公式サイト https://conan-zemi.shoppro.co.jp/ 「入会お申込みフォーム」に下記を登録 ①所属サービスセンター： (公財) 仙台ひと・まち交流財団 [会員番号] ②[会員名] ③所属団体：[全福センター] ④クーポンコード ログイン後表示されます
(学) NHK学園 (生涯学習通信講座) 	俳句・囲碁・絵手紙・写真など 生涯楽しめる講座が充実しています。	生涯学習通信講座受講料2,000円割引 (※一部、特典の対象外の講座があります)	NHK学園に直接申し込してください。 1. 電話 042-572-3151 全福センター会員及び仙台グリーン・パル会員であることをお伝えください。 2. HP (https://www.n-gaku.jp/life/) 受講申込サイトの企業・団体受講者使用欄に「全福センター」を必ず入力してください。 ・クレジットカード決済によるお支払いはできません。 ・一部割引対象外講座あり。

●買い物・生活

品目	店名	内容・利用方法
レンタカー	日産レンタカー 全国予約センター TEL 0120-00-4123 平日8時~20時 土・日・祝日9時~18時	●レンタカー料金(保険代を含む) 24%~40%割引 ●ご利用方法 ご予約の際に、全福センター会員である旨と法人コード00188657を伝えて全国予約センターまでお問い合わせください。
	ニッポンレンタカー (おでかけ優待プラン)	●一般料金より 17~最大41%引 ●全福センターHP (https://www.zenpuku.or.jp) から「くらし」→「カーライフ」と進み、会員専用サイトから予約してください。
	オリックスレンタカー	●一般料金より 10%~15%割引 ●全福センターHP (https://www.zenpuku.or.jp) から「くらし」→「カーライフ」と進み、会員専用サイトから予約してください。

品目	店名	内容・利用方法
洋服	洋服の青山	<ul style="list-style-type: none"> ●グリーン・パル会員証またはP.43の「協定施設割引券」提示で法人カード(無料)を作成。 ●AOYAMAタイアップカードご入会で割引後価格より10%引(入会金・年会費無料)
	THE SUIT COMPANY	<ul style="list-style-type: none"> ●グリーン・パル会員証またはP.43の「協定施設割引券」提示で法人カード(無料)を作成。 ●THE SUIT COMPANYメンバーズカードご入会で割引後価格より10%引(入会金・年会費無料)
飲料・食	社販マーケット	<ul style="list-style-type: none"> ●有名メーカーのドリンクなどが最大半額以下！ 全国送料無料(沖縄県除く)・代引手数料も無料です。 ●全福センターHP(https://www.zenpuku.or.jp)にログインして社販マーケットのバナーをクリック、全福センター会員専用エンターコードを入力します。
引越し	アート引越センター ☎0120-0123-33	<ul style="list-style-type: none"> ●基本料金(人件費+車輦費)の25%引(3/15~4/10を除く) ●「全福センター会員」である旨を伝え、申込みます。 ●受付時間 9:00~19:00(年末年始を除き年中無休)
	サカイ引越センター ☎0120-244-413	<ul style="list-style-type: none"> ●基本料金の20%引 ●「全福センター会員」である旨を伝え、申込みます。
家事代行・お掃除	おそうじ本舗 (ハウスクリーニング)	<ul style="list-style-type: none"> ●壁掛けエアコン5%引 それ以外10%引 ●TEL:0120-032-122に「全福センター会員」と伝え、見積もり時に全福センターマークのある会員証(または協定施設割引券)を担当者までご提示下さい。 ●Web:全福センターHP(https://www.zenpuku.or.jp)から「くらし」→「家事代行」と進み、法人専用HPより、「zenpuku」とご入力下さい。
	おそうじ革命	<ul style="list-style-type: none"> ●公式HP記載の価格より10%引 ●TEL:0120-653-633または公式HP www.osoujikakumei.jp/alliance のカスタマーセンターに連絡。 TEL:全福センターホームページまたは全福ネットガイドブック、加盟団体の会報等とお答えください。 WEB:お問い合わせフォームに「ご紹介サービス名(会社名)」を入れる項目がありますので「全福センター」とご入力下さい。料金は一般料金と同額と表示されていますが、お申し込み後、同社からのメールで10%割引のご案内があります。
	ダスキン	<ul style="list-style-type: none"> ●ハウスクリーニング:お見積り料金(税込)より10%割引 ●家事代行サービス:新規契約時のお見積り料金(税込)より最大10%割引 ●家事おてつだいサービスは5%割引 ●身体介護と家事支援サービス:新規契約時のお見積り料金(税込)より初回のみ10%割引 <p>※一部割引対象外サービスあり。※定期契約の場合、初回サービスのみ割引。 ※サービスお申込み・お問い合わせ 株式会社ダスキン 法人営業本部 首都圏第二法人営業室 担当 大西</p> <p>【TEL】03-5909-6729【受付】月曜~金曜 9:00~17:00(土・日・祝・夏季休暇・年末年始除く) お電話の際は全福ネット会員である旨をお伝えください。 ※割引やサービスのご利用には条件があります。詳しくはお問い合わせください。</p> 
眼鏡	オンデーズ (メガネショップ)	<ul style="list-style-type: none"> ●6,600円(税込)以上のオンデーズオリジナルメガネ・サングラス20%OFF ※利用方法 店舗:会員証の提示または協定施設割引券を提出 オンライン:全福センターホームページよりご確認ください。 
リフォーム	パナソニック エイジフリー	<ul style="list-style-type: none"> ●介護用リフォーム時の部材が10%割引 ※利用方法 専用TEL(0120-874-872)に申込み。 

全福センター提供サービスのご案内

●レジャー施設

1  **利用時に**
会員証を提示 **P.43の協定施設割引券を提出**

2  **特典を受けて**
利用する

レジャー施設名	特典	利用方法
横浜・八景島シーパラダイス 神奈川県横浜市金沢区八景島 ☎045-788-8888	<ul style="list-style-type: none"> ●アクアリゾートパス(水族館4施設パス) 大人(高校生以上) 3,000円 (一般料金 3,500円) 小・中学生 1,800円 (一般料金 2,200円) 幼児(4歳以上) 900円 (一般料金 1,200円) シニア(65歳以上) 2,500円 (一般料金 3,000円) ●ワンデーパス(アクアリゾートパス+プレジャーランドパス[※]) ※アトラクションパス 大人(高校生以上) 5,100円 (一般料金 5,700円) 小・中学生 3,700円 (一般料金 4,100円) 幼児(4歳以上) 2,100円 (一般料金 2,400円) シニア(65歳以上) 3,700円 (一般料金 4,100円) <p>※混雑状況によって入場制限を行う場合があります。</p>	 1枚で 5名まで



レジャー施設名	特 典	利用方法
サンリオピューロランド 東京都多摩市落合1-31 ☎042-339-1111 (ゲストセンター) 9:30~17:00 休館日を除く	●デイeパスポート ●アフタヌーンパスポートeパスポート 各200円引 ※下記割引専用サイトよりご購入ください。 ※同一日付1回合計5名様まで購入可 1枚で5名様までご利用いただけます。 サンリオピューロランドのHP(https://www.puroland.jp)を 下までスクロール→お問い合わせ団体のお客様(企業・官公庁の福利厚生)をク リック→専用ID:kitty750を入力→専用URLより割引チケットをご購入	
東京ジョイポリス 東京都港区台場1丁目6番1号 DECKS Tokyo Beach 3F~5F ☎03-5500-1801	●パスポート券(東京ジョイポリス入場+アトラクション1日乗り放題) 大人(18歳以上) 5,200円 (一般料金 5,500円) 子供(小中高生) 4,200円 (一般料金 4,500円)	「会員証」 または 協定施設 割引券 会員及び 同伴者 (5名まで)
東京スカイツリー 東京都墨田区押上1-1-2 ☎0570-55-0634 (コールセンター) 11:00~19:00	●東京スカイツリーへ好きな時間に入場できる日付指定券と、『御用邸チーズケー キ』でおなじみチーズガーデンのケーキワンカット(510円相当) がセットになった大変お得なプランをご利用いただけます！ 利用資格：グリーン・パル会員およびその2親等以内の家族	
西武園ゆうえんち 埼玉県所沢市山口2964 ☎04-2929-5354	●1日レジャー切符(アトラクション乗り放題)が割引価格で購入できます。 ※全福センターホームページ(https://www.zenpuku.or.jp/)に ログイン⇒「レジャー・トラベル」⇒「テーマパーク・遊園地」⇒ 「西武園ゆうえんち」より、1日レジャー切符割引利用券をダウン ロードしてご利用ください。	
EDO WONDER LAND 日光江戸村 栃木県日光市柄倉470-2 ☎0288-77-1777	●通行手形(フリーパス) 大人 5,500円 (一般料金 5,800円) 子供 2,700円 (一般料金 3,000円)	協定施設 割引券 1枚で 7名まで
FUJIYAMAnetクラブ	●富士急グループの遊園地、遊覧船などのチケットを優待価格でWEBから購入で きます。※全福センターホームページ(https://www.zenpuku.or.jp/)より 「FUJIYAMAnetクラブ」へアクセスのうえ ID:fbksc パスワード:2295 を入力してご利用ください。 ご利用の際は注意事項をよくご確認の上ご購入ください。	
男鹿水族館GAO 秋田県男鹿市戸賀塩浜壺ヶ沢93	●大人1,300円→ 1,200円 中・小人500円→ 400円	会員証 または 協定施設 割引券 1枚で 5名まで
体験型レジャー予約 アクティビティジャパン	●当日・前日予約もOK！日本全国450種目、17,000プラン以上のアクティビティ・ 体験・日帰り旅行をアクティビティジャパンの提供する格安料金からさらに会員割引 (500円割引)でご予約いただけます。 ※サービス利用のための会員登録が必要です。申し込みサイト (https://activityjapan.com/)より予約の際、全福センター専用の クーポンコード「ZPSC」の入力をしてください。クーポンコードの 入力がないと割引適用になりません。	
スポーツクラブルネサンス 仙台泉中央24・仙台東町南24・ 仙台宮町24・仙台南光台24・ 仙台御町24 他	●全国約140店舗とオンラインライブストリームが法人特 別料金でご利用いただけます。詳しくは会員専用ページ https://hpmgt.s-re.jp/840010858276 を御覧ください。	

全福センター提供サービスのご案内

● 旅行商品の割引

旅行社	電話番号	割引特典
エイチ・アイ・エス ベネフィットデスク	<p><専用予約センター> ご予約はベネフィットデスクまで 専用サイトにアクセスし、申込方法をご覧ください。 ※全福センターホームページからご予約 できます。</p>	<p><商品額に応じ、下記の割引特典があります。> ・5～20万円未満…旅行代金より2,000円引 ・20万円以上…旅行代金より3,000円引 (正規運賃の航空券・限定ツアーなど一部除外商品あり) ※適用範囲：会員及び同行する2親等以内の家族</p>

* (株)JTBの全国での優待割引については、全福センターホームページをご覧ください。
(<https://www.zenpuku.or.jp/>)

利用方法

「エイチ・アイ・エスベネフィットセクション全福センター会員専用ホームページ」で旅行商品を検索します。

①全福センターホームページ (<https://www.zenpuku.or.jp/>) にログインしてください。

ログインID：th パスワード：zenpuku

②全福センターホームページの「エイチ・アイ・エス」の記載内容から、「エイチ・アイ・エス全福センター会員専用ホームページ」にアクセスしてください。

(全福センタートップページ→「レジャー・トラベル」→「旅行代理店」→「エイチ・アイ・エス」→下部「リンク先」より)

③旅行商品が決まりましたら、専用予約センターに連絡してください。

注) 割引特典の適用は上記予約センターで予約(TELまたはWEB)した場合のみ可能となります(一般店舗では割引特典は適用になりません)。必ず「エイチ・アイ・エス全福センター会員専用ホームページ」の中から旅行商品を選び、専用予約センターに予約を行ってください。割引特典については、一部除外商品があります。ご予約時にお問い合わせください。

● 宿泊施設の割引

サービス名	特典・利用方法
四季倶楽部	<p>四季倶楽部は全国17の直営施設と19の提携施設を持つ株式会社四季リゾートが運営する宿泊ネットワークです。1泊素泊り 1名様 6,600円(税込) ※「ダイナミック・プライシング」と記載されているプランは一般のお客様向けとなり、対象外となります。 電話番号：050-3310-5932 WEB予約：http://www.shikiresorts.com/ でパートナー企業コード352-334 団体名 全福センター と入力して申込</p> 
じゃらん コーポレートサービス	<p>法人会員専用プランを利用可。 全福センターホームページバナー「じゃらんcorporate service」から、会員専用の予約サイトにお進みください。ご利用にはリクルートIDが必要です。</p> 
楽天トラベルRacco	<p>国内最大級42,000件のホテル予約が可能な全福センターの会員の皆様へ向け専用の法人版楽天トラベルサイト。全福センターホームページ(https://www.zenpuku.or.jp)「レジャー・トラベル」→「旅行代理店」→「楽天トラベルRacco」より、リンク先の専用ページでお申し込みください。</p> 
ダイワロイネット ホテル	<p>全国に75ホテルを展開。法人会員特典が利用可能。 全福センターホームページにログインし、「レジャー・トラベル」⇒「宿泊施設」⇒「ダイワロイネットホテル」より、予約方法をご確認の上お申し込みください。</p> 
ワシントンホテル グループ	<p>法人割引利用可(基本室料の10%割引) 全福センターホームページにログインし、予約方法をご確認ください。</p> 
亀の井ホテル グループ	<p>会員と同伴者合わせて4名様まで利用可。 全福センターホームページにログインし、「レジャー・トラベル」⇒「宿泊施設」⇒「亀の井ホテル」より、予約方法をご確認の上お申し込みください。</p> 





オトクに出かける

宿泊利用助成 (旅行社を通して宿泊する場合)

1

旅行社で
会員証を提示して申込

グリーン・パル



2

助成後の料金で
宿泊する



P51と合わせて
年度内2泊まで

助成回数	「委託保養所利用助成」と合わせて、1会員につき年度内2泊まで（4月1日～3月31日）
助成額	1泊につき 会員 2,000円 配偶者・子 1,000円（「子」は会員または会員の配偶者が扶養している子）
利用の流れ	①旅行社に宿泊の予約を申込みます。 ②旅行社の窓口でグリーン・パル会員証を提示し、備え付けの「宿泊利用助成申請書」に必要事項を記入します。 ③所定の宿泊料金から助成額相当分が差し引かれた金額での精算となります。

* 現地精算の商品には利用できません。

(下記の店舗以外では利用できません)

旅行社	所在地	電話番号
宮交観光サービス(株) なかよし地球予約センター	宮城野区小田原1-2-19	☎022-298-7765
名鉄観光サービス(株) 仙台支店	青葉区中央4-10-3 (JMFビル仙台01 6階)	☎022-227-3611
(株)日本旅行東北 仙台支店	青葉区中央4-7-22 (学校法人北杜学園中央6号館5階)	☎022-261-4511
東武トップツアーズ(株) 仙台支店	青葉区中央1-6-18 (山一仙台中央ビル3階)	☎(050)9001-8563

27ページと
49ページにも
宿泊割引が
あります♪



委託保養所利用助成 (旅行社を通さずに宿泊する場合、および現地精算の場合に限ります。)



助成回数	「宿泊利用助成」と合わせて、1会員につき年度内2泊まで（4月1日～3月31日） ※予約後、5営業日前までに申請 土日祝日・年末年始はグリーン・パルは営業しておりませんので、宿泊日までの日数にご注意ください。
助成額	1泊につき 会員 2,000円 配偶者・子・親 1,000円 （「子」は会員または会員の配偶者が扶養している子） 宮城県内は1泊につき会員3,000円、配偶者・子・親2,000円
利用の流れ	<p>①委託保養所に直接宿泊の申込みをします (必ずグリーン・パル会員であることをお伝えください)。 ※旅行社や各種予約サイト経由の宿泊予約は、助成対象外です。</p> <p>②グリーン・パルへ委託保養所利用の申請をします。(ホームページなどから)</p> <p>③グリーン・パルより「委託保養所利用券」を送付します。</p> <p>④宿泊の際に「会員証」を提示し、「委託保養所利用券」を委託保養所に提出してください。</p> <p>⑤所定の宿泊料金から助成額相当分が差し引かれた金額での精算となります。</p>

クーポン P● 表示のある保養所は特典があります！ P27以降に掲載のクーポン券をお持ちください。

オトクに使える

<p>仙台都心部</p> <p>ウェスティンホテル仙台 青葉区一番町1-9-1 ☎022-722-1234</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>仙台都心部</p> <p>仙台サンプラザ 宮城野区榴岡5-11-1 ☎022-257-3301</p> <p>クーポン P27</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>仙台リゾート</p> <p>仙台ロイヤルパークホテル 泉区寺岡6-2-1 ☎022-377-2111</p>  <p>ご紹介ページ</p>
<p>仙台リゾート</p> <p>仙台ヒルズホテル 泉区実沢中山南25-5 ☎022-719-8711</p> <p>クーポン P27</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>作並温泉</p> <p>展望露天の宿 湯の原ホテル 青葉区作並字元木1 ☎022-395-2241</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>作並温泉</p> <p>ゆづくし Salon 一の坊 青葉区作並字長原3 ☎0570-05-3973</p>  <p>ご紹介ページ</p>
<p>作並温泉</p> <p>La楽リゾートホテル グリーングリーン 青葉区作並字二橋5-12 ☎022-395-2011</p> <p>クーポン P27</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>秋保温泉</p> <p>伝承千年の宿 佐勘 太白区秋保町湯元字薬師28 ☎022-398-2233</p> <p>・除外日：4/29～5/6 8/5～8/16 12/25～1/3</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>秋保温泉</p> <p>ホテルニュー水戸屋 太白区秋保町湯元字薬師102 ☎022-398-2301</p> <p>※ホテルニュー水戸屋 アネックス、茶寮宗園は除く</p>  <p>ご紹介ページ</p>



秋保温泉

篝火の湯
緑水亭

太白区秋保町湯元字上原 27
☎ 022-397-3333



ご紹介ページ

秋保温泉

心和む名湯の宿
曾良一 (旧: 佐藤屋旅館)

太白区秋保町湯元字薬師 108
☎ 022-398-2711



ご紹介ページ

秋保温泉

秋保ランドホテル

太白区秋保町湯元字枇杷原 12-2
☎ 0570-026-001



ご紹介ページ

秋保温泉

ホテル華乃湯

太白区秋保町湯元字除 33-1
☎ 022-397-3141



ご紹介ページ

秋保温泉

秋保リゾート
ホテルプレゼント

太白区秋保町湯元字行沢 1-2
☎ 022-397-3111



ご紹介ページ

秋保温泉

奥州秋保温泉
蘭亭

太白区秋保町湯元字木戸保 7-1
☎ 0570-040-707



ご紹介ページ

秋保温泉

ホテル瑞鳳

太白区秋保町湯元字除 26-1
☎ 0570-550-397

- ・ 除外日 4/26 ~ 5/6,
8/1 ~ 8/31,
12/20 ~ 1/5
- ・ 他の割引等との併用不可



ご紹介ページ

關上

名取ゆりあげ温泉
「輪りんの宿」

名取市關上字東須賀 2-20
☎ 022-385-8027



ご紹介ページ

松島

松島プチホテル
びすとろアバロン

宮城郡松島町松島字三十刈 26-21
☎ 022-354-5777

クーポン P27



ご紹介ページ

鮎川

島周の宿
さか井

石巻市鮎川浜万治下 1-7
☎ 0225-45-2515

クーポン P27



ご紹介ページ

志津川

南三陸ホテル観洋

本吉郡南三陸町志津川字黒崎 99-17
☎ 0226-46-2442



ご紹介ページ

気仙沼

休暇村 気仙沼大島

気仙沼市外畑 16
☎ 0226-28-2626



ご紹介ページ

栗駒

ハイルザーム栗駒

栗原市栗駒沼倉耕英東 50-1
☎ 0228-43-4100

クーポン P27



ご紹介ページ

鳴子温泉

源蔵の湯
鳴子観光ホテル

大崎市鳴子温泉字湯元 41
☎ 0229-83-2333

クーポン P29



ご紹介ページ

鳴子温泉

鳴子ホテル

大崎市鳴子温泉字湯元 36
☎ 0229-83-2001



ご紹介ページ

鳴子温泉

ホテル亀屋

大崎市鳴子温泉字車湯 54-6
☎ 0229-83-2211

クーポン P29



ご紹介ページ

鬼首温泉

リゾートパーク
ホテルオニコウベ

大崎市鳴子温泉鬼首字大清水
26-29
☎ 0229-86-2011

クーポン P29

- ・ 除外日 8/10 ~ 8/17,
12/30 ~ 1/2



ご紹介ページ

遠刈田温泉

かっぱの宿 旅館 三治郎

刈田郡蔵王町遠刈田温泉本町 3
☎ 0224-34-2216



ご紹介ページ

<p>小原温泉</p> <p>ホテルいづみや 白石市小原字湯元9 ☎0224-29-2221</p> <p>クーポン P29</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>加美</p> <p>陶芸の里ゆ〜らんど 加美郡加美町宮崎字切込二番70 ☎0229-69-6600</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>岩手県</p> <p>民宿かすみ荘 八幡平市細野98-92 ☎0195-72-5613</p> <p>クーポン P29</p>  <p>ご紹介ページ</p>
<p>岩手県</p> <p>八幡平ハイツ 八幡平市松尾寄木1-590-4 ☎0195-78-2121</p> <p>クーポン P29</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>岩手県</p> <p>八幡平ライジングサンホテル 八幡平市松尾寄木第一地割590-226 ☎0195-78-2170</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>岩手県</p> <p>八幡平マウンテンホテル 八幡平市松尾寄木第一地割509-1 ☎0195-78-4111</p>  <p>ご紹介ページ</p>
<p>岩手県</p> <p>休暇村 岩手網張温泉 岩手郡雫石町網張温泉 ☎019-693-2211</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>岩手県</p> <p>ペンション さんりんしゃ 岩手郡雫石町長山岩手山22-195 ☎019-693-2311</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>岩手県</p> <p>赤い風車 岩手郡雫石町鶯宿10-75-2 ☎019-695-2311</p>  <p>ご紹介ページ</p>
<p>岩手県</p> <p>清温荘 盛岡市繫字湯の館33 ☎019-689-2321</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>岩手県</p> <p>結びの宿 愛隣館 花巻市鉛字西鉛23 ☎0198-25-2619</p> <p>クーポン P29</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>岩手県</p> <p>花巻温泉 花巻市湯本1-125 ☎0198-37-2111</p> <p>クーポン P29</p>  <p>ご紹介ページ</p>
<p>岩手県</p> <p>国民宿舎えぼし荘 九戸郡野田村大字玉川2-62-28 ☎0194-78-2225</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>岩手県</p> <p>休暇村 陸中宮古 宮古市崎嶇ヶ崎18-25-3 ☎0193-62-9911</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>岩手県</p> <p>山の神温泉優香苑 花巻市下シ沢字中野53-1 ☎0198-38-5526</p> <p>クーポン P29</p>  <p>ご紹介ページ</p>
<p>岩手県</p> <p>山の神温泉別荘清流館 花巻市下シ沢字中野66 ☎0198-29-4126</p> <p>クーポン P29</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>山形県</p> <p>学びの里TASSHO 寒河江市大字田代370-1 (旧田代小学校) ☎0237-85-0822</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>山形県</p> <p>ホテル王将 天童市鎌田本町1-1-14 ☎023-653-3155</p> <p>クーポン P29</p>  <p>ご紹介ページ</p>



山形県

ホテル
シェーネスハイム金山

最上郡金山町大字有屋 1400 番地
☎ 0233-52-7761



ご紹介ページ

山形県

休暇村 庄内羽黒

鶴岡市羽黒町手向字羽黒山 8
☎ 0235-62-4270



ご紹介ページ

秋田県

休暇村 乳頭温泉郷

仙北市田沢湖駒ヶ岳 2-1
☎ 0187-46-2244



ご紹介ページ

秋田県

あきた芸術村 温泉ゆぼぼ

仙北市田沢湖町卒田字早稲田 430
☎ 0187-44-3333

クーポン P29



ご紹介ページ

秋田県

セルリアンリゾート AONI

仙北市田沢湖生保内字下高野 73-13
☎ 0187-46-2006



ご紹介ページ

秋田県

フォードイン yokote

横手市安田字堰端 52-1
☎ 0182-36-5211



ご紹介ページ

秋田県

須川温泉栗駒山荘

雄勝郡東成瀬村椿川字仁郷山
国有林内
☎ 0182-47-5111



ご紹介ページ

秋田県

やまゆり温泉
ホテルブラン

雄勝郡東成瀬村椿川字柳沢 39-7
☎ 0182-47-3104



ご紹介ページ

福島県

山房 月之瀬

福島市飯坂町北原 7
☎ 024-542-1000

クーポン P29



ご紹介ページ

福島県

溪苑 花の瀬

福島市飯坂町湯野字新湯 7
☎ 024-542-0800

クーポン P29



ご紹介ページ

福島県

ホテル翠月

福島市飯坂町西堀切 13
☎ 024-542-2271



ご紹介ページ

福島県

水織音の宿
山水荘

福島市土湯温泉町字油畑 55
☎ 024-595-2141

クーポン P29



ご紹介ページ

福島県

裏磐梯国民宿舎

耶麻郡北塩原村松原字蛇平原山
1074
☎ 0241-32-2923

クーポン P29



ご紹介ページ

福島県

休暇村 裏磐梯

耶麻郡北塩原村松原字小野川原
1092-3
☎ 0241-32-2421



ご紹介ページ

福島県

ペンション
ラフィア

耶麻郡北塩原村松原字曾原山
1096-96
☎ 0241-32-3353

クーポン P29



ご紹介ページ

福島県

花見屋旅館

耶麻郡猪苗代町大字蚕養字沼尻山甲
2855-103
☎ 0242-64-3621

クーポン P29



ご紹介ページ

福島県

磐梯名湯リゾート
ボナリの森

耶麻郡猪苗代町大字蚕養字沼尻山甲
2855-550
☎ 0242-64-3333



ご紹介ページ

福島県

会津アストリアホテル

南会津郡南会津町高杖原 535
☎ 0241-78-2241

クーポン P31



ご紹介ページ

<p>福島県</p> <p>ペンション エンドレス</p> <p>福島県南会津郡南会津町高杖原458 会津高原チロリアンビ レッジ内 ☎0241-78-5138</p> <p>クーポン P31</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>福島県</p> <p>萩姫の湯 栄楽館</p> <p>郡山市熱海町熱海4-47 ☎024-984-2135</p> <p>クーポン P31</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>福島県</p> <p>ホテル華の湯</p> <p>郡山市熱海町熱海5-8-60 ☎024-984-2222</p>  <p>ご紹介ページ</p>
<p>福島県</p> <p>スパリゾートハワイアンズ</p> <p>いわき市常磐藤原町藤平50 ☎0570-550-550</p> <p>クーポン P31</p> <p>※電話予約分のみ助成対象 (受付 9:00~17:30)</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>那須高原</p> <p>ペンション シャローム</p> <p>那須郡那須町高久乙3669-5 ☎0287-78-6555</p> <p>クーポン P31</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>那須高原</p> <p>ホテルサンバレー那須</p> <p>那須郡那須町湯本203 ☎0287-76-3800</p> <p>クーポン P31</p>  <p>ご紹介ページ</p>
<p>浦安</p> <p>東京ベイ舞浜ホテル ファーストリゾート</p> <p>千葉県浦安市舞浜1-6 ☎047-355-1292</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>長野</p> <p>ペンション ころぼっくす</p> <p>長野市戸隠豊岡10044-10 ☎026-254-3148</p> <p>クーポン P31</p>  <p>ご紹介ページ</p>	<p>長野</p> <p>ピュアモール ミモザ</p> <p>長野県北安曇郡白馬村北城 14718-209 ☎0261-72-6085</p> <p>クーポン P31</p>  <p>ご紹介ページ</p>



伊東園ホテルズ (50施設)

●北海道

湯の川観光ホテル祥苑 ☎0570-030-780

●岩手県

湯守ホテル大観 ☎0570-072-780

●福島県

東山パークホテル新風月 ☎0570-050-780

伊東園ホテル磐梯向滝 ☎0570-053-780

伊東園ホテル飯坂 叶 ☎0570-051-780

鏡が池 碧山亭 ☎0570-052-780

●栃木県

伊東園ホテルニューさくら ☎0570-004-780

鬼怒川ロイヤルホテル ☎0570-003-780

一柳閣本館 ☎0570-005-780

伊東園ホテル塩原 ☎0570-067-780

ホテルニューもみぢ ☎0570-068-780

ホテル湯西川 ☎0570-009-780

●茨城県

ホテル奥久慈館 ☎0570-002-780

●群馬県

伊東園ホテル尾瀬老神山楽荘 ☎0570-060-780

ホテル湯の陣 ☎0570-059-780

伊東園ホテル四万 ☎0570-057-780

伊東園ホテル草津 ☎0570-058-780

伊香保グランドホテル ☎0570-061-780

伊香保温泉とどろき ☎0570-063-780

金太夫 ☎0570-062-780

●山梨県

ホテル君佳 ☎0570-089-780

●神奈川県

ホテル四季彩 ☎0570-046-780

伊東園ホテル箱根湯本 ☎0570-045-780

●千葉県

南国ホテル ☎0570-027-800

●長野県

リバーサイド上田館 ☎0570-081-780

ホテル水明館 ☎0570-080-780

伊東園ホテル浅間の湯 ☎0570-083-780

小諸グランドキャッスルホテル ☎0570-082-780

上諏訪温泉 油屋旅館 ☎0570-086-780

白樺湖ビューホテル ☎0570-085-780

●新潟県

ホテル湯元 ☎0570-055-780

●静岡県

伊東園ホテル ☎0570-032-780

伊東園ホテル松川館 ☎0570-034-780

伊東園ホテル別館 公式Web限定受付

熱川ハイツ ☎0570-047-780

伊東園ホテル熱川 ☎0570-035-780

伊東園ホテル稲取 ☎0570-036-780

下田伊東園ホテルはな岬 ☎0570-038-780

下田海浜ホテル ☎0570-039-780

西伊豆松崎伊東園ホテル ☎0570-041-780

西伊豆クリスタルビューホテル ☎0570-048-780

伊東園ホテル土肥 ☎0570-040-780

大仁ホテル ☎0570-043-780

伊豆長岡金城館 ☎0570-044-780

伊東園ホテル熱海館 ☎0570-020-780

ウオミサキホテル ☎0570-021-780

【伊東園リゾート】

熱海ニューフジヤホテル ☎0570-022-780

熱海 金城館 ☎0570-023-780

ホテル大野屋 ☎0570-024-780

アタミシーズンホテル ☎0570-025-780



ご予約はこちらから



ご紹介ページ



チェーンホテル

休暇村 (35施設)

支笏湖	☎0123-25-2201
岩手網張温泉	☎019-693-2211
陸中宮古	☎0193-62-9911
乳頭温泉郷	☎0187-46-2244
気仙沼大島	☎0226-28-2626
庄内羽黒	☎0235-62-4270
裏磐梯	☎0241-32-2421
那須	☎0287-76-2467
日光湯元	☎0288-62-2421
孺恋鹿沢	☎0279-98-0511
奥武蔵	☎042-978-2888
館山	☎0470-29-0211
妙高	☎0255-82-3168
リトリート安曇野ホテル	☎0263-31-0874
乗鞍高原	☎0263-93-2304
南伊豆	☎0558-62-0535
富士	☎0544-54-5200
伊良湖	☎0531-35-6411
茶臼山高原	☎0536-87-2334
能登千里浜	☎0767-22-4121

越前三国	☎0776-82-7400
近江八幡	☎0748-32-3138
南淡路	☎0799-52-0291
竹野海岸	☎0796-47-1511
紀州加太	☎073-459-0321
南紀勝浦	☎0735-54-0126
奥大山	☎0859-75-2300
蒜山高原	☎0867-66-2501
大久野島	☎0846-26-0321
帝釈峡	☎08477-2-3110
讃岐五色台	☎0877-47-0231
瀬戸内東予	☎0898-48-0311
志賀島	☎092-603-6631
南阿蘇	☎0967-62-2111
指宿	☎0993-22-3211



ご紹介ページ

チェーンホテル

HMI ホテルグループ (8施設)

予約はインターネットから

WEB予約ページ <https://www.zenpuku.or.jp/service/detail?id=19503>

専用の予約サイトからご予約ください。
初回のみ会員登録が必要となります。
その際の企業IDおよびパスワードはリンク先にてご確認ください。
法人特別料金でご利用いただけます。
※その他の方法による予約は特典対象外となります。

法人料金でご利用いただけます！



ご予約はこちらから



ご紹介ページ

チェーンホテル

東急ホテルズ (44施設)

グリーン・パル会員である旨お申し出ください。法人特別料金で利用できます。

予約は電話・インターネットから

☎0120-21-5489 (予約ダイヤル) 音声案内に従い、ご希望のホテルをお選びください。

WEB予約ページ <https://www.tokyuhotels.co.jp/biz/>

法人会員番号 300200127
パスワード ref109

対象外
施設

- | | | |
|--------------------|-----------------------------|-----------|
| 1. 東急バケーションズ施設 | 2. ルネッサ城ヶ崎 | 3. ルネッサ赤沢 |
| 4. ホテル伊豆急 | 5. ANDARU COLLECTION NISEKO | |
| 6. BELLUSTAR TOKYO | 7. HOTEL GROOVE SHINJUKU | |



ご紹介ページ

法人料金でご利用いただけます！

チェーンホテル

ルートインホテルズ (350施設)

予約はインターネットから スタンダードプラン料金『(非会員価格)』より10%相当の割引

グリーン・パル会員専用サイト <https://www.route-inn.co.jp/corporate/>

- ID : 75850000 (半角数字)
- パスワード : JVLGNC9 (半角大文字)

グリーン・パル会員専用サイトに繋がらない場合は、
法人予約センター ☎050-5847-7479 (平日 9:00~17:30) までご連絡ください。
予約が取れましたら、グリーン・パルに委託保養所利用助成の申請を行ってください。(☎022-264-0344)

※チェックイン時に、グリーン・パル会員証のご提示をお願いいたします。

以下を含め、全国350施設でご利用いただけます。

ホテルブランド：●ホテルルートイン ●ルートイングランティア ●アークホテル ●グランヴィリオホテル

※施設数は、2025年1月現在のものです。

※海外のホテルは対象外となります。



ご予約はこちらから



ご紹介ページ

法人料金でご利用いただけます！

オトクに使える



仙台市からのお知らせ

育児・介護休業法と次世代育成支援対策推進法が改正されました

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

法令	改正内容	施行日
育児・介護休業法	①子の看護休暇の見直し、 ②所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大 ③短時間勤務制度の代替措置にテレワーク追加 ④育児休業取得状況の公表義務適用拡大 ⑤介護休暇の取得要件緩和 ⑥介護離職防止のための雇用環境整備 ⑦介護離職防止のための個別周知・意向確認等	令和7年4月1日
次世代育成支援対策推進法	行動計画策定・変更時に、育児休業等の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定の義務付け	令和7年4月1日
育児・介護休業法	①柔軟な働き方を実現するための措置等の義務化 ②仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化	令和7年10月1日

育児・介護休業法
について
詳しくはこちら



次世代法について
詳しくはこちら



宮城労働局では、改正法の円滑な施行に向け、男女労働者、事業主からの相談に幅広く対応できるよう、令和8年3月31日まで相談窓口を以下の通り開設しています。中小企業事業主の皆様やパートタイム・有期雇用の皆様もぜひご相談ください。

特別相談窓口のご案内

相談窓口

宮城労働局
雇用環境・均等室
仙台市宮城野区鉄砲町1番地
仙台第四合同庁舎8階

相談受付時間

9:00～16:30
(12:00～13:00除く)
(土・日・祝・年末年始除く)

相談方法

来局または電話
※丁寧に相談に対応いたします。時間に余裕をもってご相談ください。

Tel 022-299-8844

厚生労働省

宮城労働局

R7.1版

～～仙台市の労働関係相談窓口のご案内～～

仙台市では、職場や仕事上のお悩みなど、労働に関する様々な問題の相談窓口を開設しております。労働に関する問題解決のための手続きや、ケースに応じた対処方法についてのアドバイスを行っています。予約は不要で、電話でのご相談も受け付けています。お気軽にご利用ください。

相談
無料



「仙台市労働相談室」

<場 所> 仙台市役所本庁舎1階 (電話)022-214-6144

<相談受付日> 毎週火曜日10時～12時、13時～16時 (祝日、年末年始は除く)

震災伝承みやぎコンソーシアムの会員を募集しています

1 震災伝承みやぎコンソーシアムとは

震災の記憶や教訓を広く後世に伝え継ぐために、多様な主体である会員同士がゆるやかに連携し、一丸となった震災伝承の取組を目指して、令和4年9月9日に設立しました。（※事務局は県が担い、代表等役員は置かない）



コンソーシアム設立会議の様子

2 現在の会員数について

(1) 伝承団体等 32団体 (2) 学術機関等 3団体 (3) 報道機関 11団体
(4) 企業等 22団体 (5) 行政機関 19団体

計 87団体 (R7.1.31時点) **★会員については随時募集しています！！**

※会員の皆様には、日頃の活動の中で可能な範囲において、以下のア～ウの内容にお取組いただけます。

- ア 震災の記憶・経験の蓄積と発信
- イ 伝承や防災・減災に関する人材の育成と防災教育の推進
- ウ 多様な主体の連携による伝承の推進

【上記は、県「東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針」の3本柱】



3 コンソーシアムとしての活動予定について

- 会員間の情報共有
- 会員向けの研修や勉強会、取組事例の報告会の実施、相互連携の促進
- 部会活動による共同事業の実施

(例)・会員の情報について、事務局が仲介し、報道機関に情報提供する。

- ・会員の活動について、みやぎの震災伝承情報として一元的に発信する。
- ・会員企業の震災伝承に関する社会貢献活動や企業内研修の実施に向けて事務局が仲介し、他の会員とマッチングする。



会員間のワークショップの様子

お問い合わせ先 宮城県復興・危機管理部 復興支援・伝承課
電話番号：022-211-2443
E-mail : denshod@pref.miyagi.lg.jp

詳しくはコチラ



宮城県復興支援・伝承課 (いまを発信！復興みやぎ) 公式 SNS



ぜひフォローをお願いします！





お金を借りる

グリーン・パルでは、東北ろうきんからのマイカー購入資金や教育資金など生活安定に関わる融資制度を紹介しています。

融資資格等

● **資 格** 次の条件をすべて満たす会員の方が融資を受けられます。

- ① 原則満18歳以上、勤続年数1年以上、前年税込年収150万円以上の方。
- ② 非事業主会員の方（非事業主会員でも事業主と同等の方は除かれます）。
- ③ 東北ろうきんの審査基準を満たす方。
- ④ 東北ろうきん営業管内（東北6県）にお住まいまたはお勤めの方。

※詳しくは東北ろうきん各支店までお問い合わせ下さい。

※審査の結果、ご融資できないなどご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

● **担 保** 担保は不要です。

● **保 証** 東北ろうきんが指定する保証機関をご利用いただけます。

融資取扱店

融資のご相談・お申込みは、下記の宮城県内のろうきん営業店・ローンセンターとなります。

店 名	所 在 地	電話番号
本店営業部	仙台市青葉区北目町1-15	☎022-227-1308
長町支店	仙台市太白区あすと長町3-3-46	☎022-248-0151
仙台東支店* ¹	仙台市宮城野区五輪2-13-5	☎022-291-2551
仙台北支店	仙台市青葉区柏木1-2-45	☎022-271-3151
新塩釜支店	塩竈市港町1-1-16	☎022-364-3115
岩沼支店* ¹	岩沼市末広2-4-15	☎0223-29-2222
大河原支店* ¹	柴田郡大河原町大谷字末広132-7	☎0224-53-2278
白石支店* ¹	白石市兎作3-3	☎0224-25-0321
石巻支店* ¹	石巻市穀町16-6	☎0225-22-3355
古川支店	大崎市古川駅前大通2-4-13	☎0229-24-1400
気仙沼支店* ¹	気仙沼市本郷10-6	☎0226-24-2222
築館支店* ¹	栗原市築館伊豆2-13-24	☎0228-22-1211
迫支店* ¹	登米市迫町佐沼字天神前81-14	☎0220-22-6511
ローンセンター仙台（本店営業部内）	仙台市青葉区北目町1-15	☎022-227-1471
ローンセンター長町（長町支店内）	仙台市太白区あすと長町3-3-46	☎022-308-0262
ローンセンター泉	仙台市泉区八乙女中央3-2-30	☎022-725-7233
ローンセンター新塩釜（新塩釜支店内）	塩釜市港町1-1-16	☎022-352-3144
ローンセンター古川（古川支店内）	大崎市古川駅前大通2-4-13	☎0229-25-5405

●ローンセンターは、土曜日・日曜日（12:00～13:00を除く）も営業しております。なお、ローンセンター古川の休日営業は日曜日のみとさせていただきます。ご了承ください。

※1 11:00～12:00は窓口を一時休業させていただいておりますので、留守番電話に切替しております。ご了承ください。



融資メニュー

会員融資制度一覧表 (2025年4月1日現在)

商品名	融資額 (万円)	返済期限 (年)	金利区分	融資利率 (年)(%)	使途・特記事項
① グリーン・パル 生活資金	300	15	固定金利	2.75	くらしのさまざまな生活資金 ※事業資金、投機目的資金、負債整理資金は除く。
② グリーン・パル 教育資金	300	15		1.45	高校以上の教育資金（各種専門学校含む）、 教育ローンの借換資金
③ グリーン・パル 自動車資金	300	15		1.65	通勤用自動車購入費用、他社自動車ローン の借換費用
④ グリーンパル 福祉資金	300	15		1.25	育児・介護休業期間中の生活資金、出産・ 育児・介護・療養・災害復旧費用
⑤ 仙台市勤労者融資制度 (生活資金)	300	15		2.75	結婚・葬祭・住居移転・住宅設備設置費用
⑥ 仙台市勤労者融資制度 (教育資金)	300	15		1.45	高校以上の教育資金（各種専門学校含む）、 教育ローンの借換資金
⑦ 仙台市勤労者融資制度 (自動車資金)	300	15		1.65	通勤用自動車購入費用、他社自動車ローン の借換費用
⑧ 仙台市勤労者融資制度 (福祉資金)	300	15		1.25	育児・介護休業期間中の生活資金、出産・ 育児・介護・療養・災害復旧費用

※①～⑧の提携融資商品の保証料は不要です。(東北ろうきんが負担します。)

※⑤～⑧の提携融資商品について、(一社)宮城県労働者福祉資産協会が実施する利子補給制度を利用することができます。詳しくは東北ろうきん各支店へお問い合わせ下さい。

※融資利率は、金利情勢等の変動により、お取扱い期間中に適用金利を見直す場合があります。

※店頭にて説明書をご用意しています。詳しい制度内容や取扱い期間経過後の融資利率については、お近くの東北ろうきん窓口にお問い合わせ下さい。

◎東北ろうきんでは上記以外にも融資商品を揃えております。詳しくは東北ろうきんのホームページ、または各支店へお問い合わせ下さい。

広告

東北ろうきんは、働くみなさまの生活を応援します。

ろうきんのキャッシュカードなら
お給料、年金の
受取りも便利!



いつでもATMお引出し手数料が



ゼロ円

ATMお引出し手数料

全額還元サービス

〈東北ろうきん〉のキャッシュカードで、銀行・信金など全国のMICS加盟金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアのATM・CDから「お引出し」された際のお引出し手数料を、【時間外】・【土曜日】・【日曜日】・【祝日】の手数料も含めて、ご利用回数分全額キャッシュバックするサービスです。ご利用手数料はいったんご負担いただく場合がありますが、ご利用口座に即時キャッシュバックいたします。

詳しくはこちら



お近くのコンビニエンスストア等のATMでろうきんのキャッシュカードがご利用いただけます



※ご利用可能時間はATMコーナーにより異なります。また、提携先金融機関の都合により変更となる場合や、システムメンテナンスによりご利用いただけない場合があります。※ATMが設置されていない地域や店舗もございます。※ATM設置場所および利用可能時間などにつきましては、各銀行および運営会社のホームページをご覧ください。

2025年4月1日現在



詳しくはお近くのろうきん窓口、または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

東北労働金庫

0120-1919-62

(受付時間 平日 9:00～17:00)

ろうきんアプリ
いつでも・どこでも
残高や入出金を
スマホでチェック



利子補給金の助成

グリーン・パルでは、融資利用者の負担軽減を図るため、利子補給金の助成を行います。

融資申込みの際に、東北ろうきんから交付される利子補給申請書へ記入の上、東北ろうきんへ提出してください。融資実行後概ね2ヶ月で、グリーン・パルから融資利用者の補給金振込口座に振り込みます。

<利子補給の対象となる融資商品>

商品名	利子補給率	対象限度額	対象期間
グリーン・パル生活資金	年0.85%	50万円	5年
仙台市勤労者融資制度（生活資金）	年0.25%	200万円	7年

(注1) 上記以外の融資商品は、グリーン・パルが実施する利子補給制度の対象外となります。

(注2) 以下の事由に該当した際は、交付した補給金の一部について返還を求められることがあります。

①利子補給を受けた融資の返済期間中にグリーン・パルを脱会した場合。

②融資期間（返済回数）満了前に全額返済した場合。

(注3) 補給を受けた融資を同じ融資制度で借換えした場合、対象限度額の範囲内で補給を受けた融資金額の差額を上限に、新たに受ける融資金額の利子補給を受けることができます。

(注4) 仙台市勤労者融資制度（生活資金）は、（一社）宮城県労働者福祉資産協会が実施する利子補給制度を併せて利用することができます（資産協会の定める計算方法により、毎月の融資残高に0.5%を乗じ、12で除した額の合計額（百円未満切り捨て）を補給します）。

●利子補給助成額 早見表（目安）

【グリーン・パル生活資金】 (円)

		融資期間（返済回数）				
		1年(12回)	2年(24回)	3年(36回)	4年(48回)	5年(60回)
融資金額	10万円	400	800	1,300	1,700	2,100
	20万円	900	1,700	2,600	3,500	4,300
	30万円	1,300	2,600	3,900	5,200	6,500
	40万円	1,800	3,500	5,200	7,000	8,700
	50万円	2,300	4,400	6,600	8,700	10,900

【仙台市勤労者融資制度（生活資金）】 (円)

		融資期間（返済回数）						
		1年(12回)	2年(24回)	3年(36回)	4年(48回)	5年(60回)	6年(72回)	7年(84回)
融資金額	10万円	100	200	300	500	600	700	900
	50万円	600	1,300	1,900	2,500	3,200	3,900	4,500
	100万円	1,300	2,600	3,900	5,100	6,400	7,800	9,100
	150万円	2,000	3,900	5,800	7,700	9,700	11,700	13,700
	200万円	2,700	5,200	7,800	10,300	12,900	15,600	18,200

※上記、助成金額は試算です。実際の助成金額は、申請書提出の際に東北ろうきん窓口へお問い合わせください。

融資申込・返済・利子補給金

1. 利子補給対象商品の融資申込みと手続きの進行

東北ろうきん窓口で、会員証を提示して融資の相談・申込み及び申請。(FAX仮申込・WEB事前審査も可)

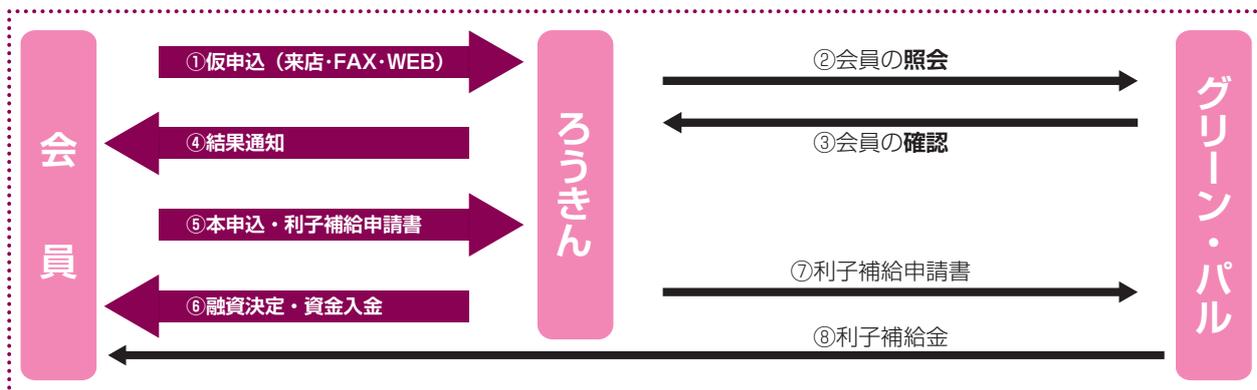
東北ろうきんが会員資格の有無をグリーン・パルに照会・確認のうえ、申込み・申請を受付。

次の書類をご準備下さい。※必要な書類は追加となる場合があります。

- 運転免許証
- 健康保険証
- 収入を証明する書類
〔例：源泉徴収票（機械出力に限る）、所得証明書、住民税決定通知書のいずれか〕
- 資金使途を証明する書類

東北ろうきんの融資審査により融資が決定された後、会員の普通預金口座（東北ろうきんに開設）に融資資金を入金します。

融資手続（東北ろうきんの融資規定により融資できない場合もあります。）



※FAX仮申込書は、東北ろうきんホームページからお取りいただけます。(https://www.tohoku-rokin.or.jp/)

※WEB事前審査は、東北ろうきんホームページからお手続きできます。(スマートフォン可)

詳しくはこちら



2. 返済方法

毎月またはボーナス併用（50%以内）による返済で、会員の返済用口座（普通預金口座）から指定の期日に自動振替されます。





サービスセンター共済

概要

この共済はグリーン・パルとこくみん共済 coop〈全労済〉が提携して、希望する会員・家族に手頃な掛金で4つの保障を提供するものです（この共済を利用するためには、組合員になる必要があります）。

【ず〜っとあんしん共済医療プラン】

⇒ 病気やけがによる入院や手術のための保障が得られます（終身型があります）。

【ず〜っとあんしん共済生命プラン】

⇒ 万一のとき、遺されたご家族の生活を守る、ゆとりの保障が得られます（定期型、終身型があります）。

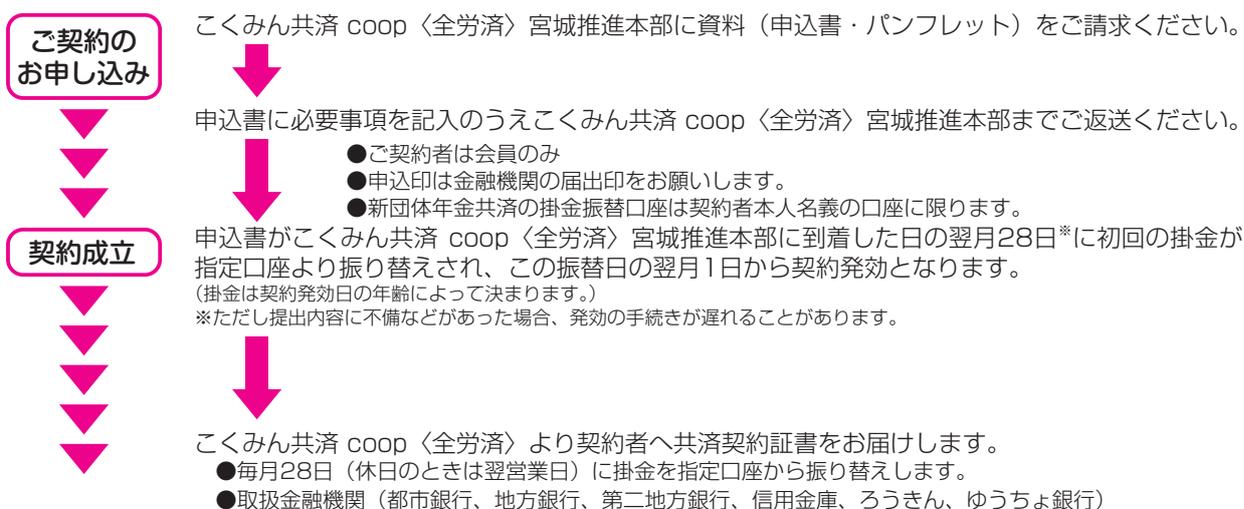
【新団体年金共済】⇒ 退職後のゆとりある老後生活の保障を準備できます。

【マイカー共済】⇒ 休日・夜間を問わず、24時間365日事故受付
示談交渉サービス付き（対人・対物賠償事故に限ります）

特徴

- 掛金の支払いは金融機関の口座振替となります。
- 医師の健康診断書は原則不要です（必要となる場合もあります）。
- 掛金は一般生命保険料控除・介護保険料控除の対象となります（マイカー共済を除く）。
また、新団体年金共済について、一定の条件を満たした契約（税適プラン）は、個人年金保険料（共済掛金）控除の対象となります。
- ず〜っとあんしん共済は掛金が生徒な一生涯の終身医療保障である医療プラン終身型と定期的に生命保障を見直すことが可能な生命プラン定期型、終身生命保障の生命プラン終身型からなり、幅広い方々にぴったりの保障をお選びいただけます。掛金は加入時の年齢と共済のプラン・タイプによって異なります。詳しい説明・資料をご希望の方はお気軽にこくみん共済 coop〈全労済〉宮城推進本部までお問い合わせください。（☎022-265-6071）

契約



変更や
満期のお手続きなどの
お問い合わせ先

こくみん共済 coop〈全労済〉宮城推進本部
☎022-265-6071

「ず〜っとあんしん共済」は(一般社団法人)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員の皆さま向けの共済制度の呼称です。

ず〜っとあんしん共済

終身生命共済・個人長期生命共済



医療プラン

掛金が手頃な一生涯の終身医療保障

月払掛金例(抜粋)※		終身3000		終身5000	
		終身3000	終身5000	終身3000	終身5000
満30歳	男性	1,302円	2,170円	3,000円	5,000円
	女性	1,272円	2,120円		
満40歳	男性	1,740円	2,900円	3万円	5万円
	女性	1,614円	2,690円		
※掛金の払込期間は終身です。 ※掛金は年齢によって変わります。		病气・事故入院(日額) 1日以上入院したとき1日分(白療り入院も保障します。1回分は最高180日(通算1,000日))		手術(保障額) 診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等を受けたときに保障します。	
		放射線治療(保障額) 診療報酬点数が算定された放射線治療等を受けたときに保障します。			

生命プラン

安心が一生涯続く終身生命保障

月払掛金例(抜粋)※		終身200		終身300	
		終身200	終身300	終身200	終身300
満30歳	男性	3,060円	4,590円	200万円	300万円
	女性	2,640円	3,960円		
満40歳	男性	3,860円	5,790円		
	女性	3,240円	4,860円		
※掛金の払込期間は終身です。 ※掛金は年齢によって変わります。		死亡・重度障がい <死亡・重度障害共済金> (保障額)			
		上記以外の保障額や満期金を付けられる 定期型 もあります!			

資料請求・お問い合わせは

フリーダイヤル

共済インフォメーションセンター

受付時間 / 平日9:00~17:00

お電話の際は「所属しているサービスマスター名」と「会員番号」がわかるものを準備のうえ、「ず〜っとあんしん共済」とお申し出ください。

0120-01-6031 ※携帯電話からもご利用いただけます

ここに記載されている内容は、共済制度の概要を説明したものです。詳しくはパンフレットをご覧ください。

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

こくみん共済<全労済>

全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

90d24M011 (2024.11.aD)

新団体年金共済

新団体年金共済

在職中にしっかり積み立て、退職後は安心の毎日を!!



積立金

積立金

(月払掛金10,000円の場合)

積立年数	積立金		積立年数	積立金		積立年数	積立金	
	(脱退一時金)	払込掛金累計		(脱退一時金)	払込掛金累計		(脱退一時金)	払込掛金累計
1年	115,000	120,000	6年	713,000	720,000	25年	3,326,000	3,000,000
2年	232,000	240,000	7年	837,000	840,000	30年	4,113,000	3,600,000
3年	350,000	360,000	10年	1,217,000	1,200,000	35年	4,947,000	4,200,000
4年	470,000	480,000	15年	1,881,000	1,800,000	40年	5,830,000	4,800,000
5年	591,000	600,000	20年	2,583,000	2,400,000	45年	6,764,000	5,400,000

※予定利率1.25%で試算したものです。なお、予定利率等は将来変更することがありますので、将来の支払額をお約束するものではありません。
※この表は千円未満を切り捨てた額で表示しています。
※死亡一時金は上記金額へ1回分の掛金をプラスした金額を支払います。
(注)積立年数が短い場合には、脱退一時金は払込掛金の累計を下回ります。

税適プラン

年金コースのみです。

将来保障選択プラン

5つのコースから選択できます(複数の選択も可能です)。

●健康状態について告知していただきます。
●年金原資を利用して、一時払いで加入します。

1 年金コース

2 医療コース

3 医療・介護コース

4 生命・介護コース

5 生命コース

脱退一時金をご希望の方は

まとまった資金をご希望の方は、一時金での受け取りもできます。

最大22等級 65%割引!

安全運転を続ける方におトクな等級制度があります。

特約を付帯してさらに安心!



弁護士費用等補償特約
「もらい事故」の対応を依頼するときも安心



自転車賠償責任補償特約
自転車事故で法律上の賠償責任が生じたときに

など

安心のサポート体制

休日・夜間を問わず、24時間365日事故受付
示談交渉サービス付き(対人・対物賠償事故に限ります)

割引でおトク!

※割引適用には条件があります。

運転者本人
限定特約

9%割引!

衝突被害
軽減ブレーキ(AEB)割引

9%割引!

など

マイカー共済

自動車総合補償共済

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「リーフレット」「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

こくみん共済 coop
公式キャラクター ヒットくん



自賠責共済とあわせてのご加入をおすすめします。

アフラック団体保険

【新しい形の医療保険 REASON】・【あなたによりそうがん保険 ミライト】

特長

- この保険はグリーン・パルとアフラックが提携して集団取扱とすることで、希望する会員、会員の方が契約者になることで2親等以内のご家族、に割安な保険料でがん・医療保障を提供します。
 - すでに個別取扱で加入されている会員の方でも集団取扱(割安な保険料)に変更できます。
 - 保険料のお支払いは金融機関の口座振替が利用できます。
 - お申込みにあたっては医師の診断書は必要ありません。
 - 保険料は生命保険料控除の対象となります。
 - 今回ご案内の保障だけでなく、がんを経験された方の専用商品や女性専用の商品など、お客様のご希望に合わせて保障を選択いただけます。
- 詳しくは「担当募集代理店 ナカイ株式会社」までお問い合わせください。(電話：0120-816-751)

お申し込み方法

ナカイ株式会社へ資料(申込書・パンフレット)をご請求ください。



- ナカイ株式会社(電話：0120-816-751・FAX：0120-377-343)
メールでご連絡の場合「アドレス：support@all-nakai.co.jp」へ送信ください。
又は、裏表紙のハガキをお使いください。

WEBからも
資料請求できます。



ナカイ株式会社よりお電話等でお申し込み方法のご連絡をいたします。

- 集団取扱の場合、契約者は会員に限ります。
(会員以外の方が契約者となる場合でも、お申込みいただけますが、個別取扱保険料となります。)
- 振替口座は契約者本人又は2親等以内のご家族の口座に限ります。

—月額保障×サービスでつくる— 新しい形の医療保険 REASON New

高額療養費制度を前提として、
自己負担額に応じた保障を確保することが、
アフラックの新しい医療保険の考え方です。

月払保険料(集団取扱) 左記プラン
定額タイプ 治療給付金額10万円 4か月型
保険料払込期間:終身
(総合先進医療特約は10年更新)
三大疾病保険料払込免除特約なし

保障内容 基本プラン 保険期間:終身(総合先進医療特約は10年更新)

治療給付金	入院 4か月型*1	入院をしたとき	69歳以下におすすめ*2	終身
	入院中の手術 月数無制限	入院中に手術を受けたとき	いずれかに該当した月ごとに1回 70歳以上におすすめ*2	
	放射線治療 月数無制限	放射線治療を受けたとき	6万円	
	外来手術 月数無制限	外来によって手術を受けたとき	外来手術のみに該当した月の場合 2.5万円	
疾病・災害入院給付金	病気・ケガによって入院をしたとき	1日につき	5,000円	+
通院給付金	入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき	1日につき	5,000円	
(総合先進医療特約) 先進医療給付金	1回につき	先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額 通算2,000万円まで	10年満期(自動更新)	

契約年齢	男性	女性
10歳	1,930円	2,067円
15	2,081	2,290
20	2,249	2,551
25	2,456	2,888
30	2,735	3,156
35	3,166	3,321
40	3,687	3,542
45	4,503	4,073
50	5,607	4,933
55	8,681	7,405
60	12,559	10,468
65	14,601	12,346
70	17,493	15,021
75	20,376	17,581

総合先進医療特約は一律 97円

*1 支払事由のうち、入院のみに該当した月は、1回の入院についての治療給付金をお支払いする月数に限度(4か月)があります。
 *2 おすすめの給付金額は、高額療養費制度の自己負担額を考慮して設定しています。高額療養費制度の詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。
 ※保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されています。
 ※アフラックの「がん保険」「医療保険」に付加する先進医療・および先進医療・患者申出療養の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。また、その他特約のご契約にも限度があります。
 ※(総合先進医療特約)の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。
 ※ご希望により、記載以外の金額を設定することができます

詳しくは「契約概要」等をご覧ください。

保障と相談サポートで

あなたによりそ
がん保険
ミライト

あなたによりそがん保険 ミライト

『あなたによりそがん保険 ミライト』は、診断前の通院、治療からがんに関する様々な相談まで、幅広くがんに対する備えを提供します。

0歳～満85歳までの方にご加入いただけます。

契約時の年齢により保険料が変わりますので、ご希望の場合はお早めにお手続きください。

Aflac

		保険期間	
診断	診断給付金	一時金として がん 50万円	上皮内 新生物 5万円 <small>(※1)</small>
	再発	複数回診断給付金 (1年型) <small>(※2)</small>	1回につき がん 50万円 上皮内 新生物 5万円 <small>(※1)</small>
治療	治療給付金	59歳以下に おすすめ	入院をしたとき・所定の手術・放射線治療・ 抗がん剤治療・ホルモン療法・緩和療養を 受けた月ごと 10万円 ホルモン療法 のみの場合 5万円
		60歳以上に おすすめ	入院をしたとき・所定の手術・放射線治療・ 抗がん剤治療・ホルモン療法・緩和療養を 受けた月ごと 6万円 ホルモン療法 のみの場合 3万円
	入院給付金	1日につき	5,000円
	通院給付金	1日につき	5,000円
がん特定治療 保障特約	特定保険外診療給付金 <small>(※3)</small>	該当した月ごと	50万円
	がんゲノムプロファイリング 検査給付金 <small>(※3)</small>	該当した月ごと	10万円
先進医療・ 患者申出療養	がん先進医療・ 患者申出療養給付金 <small>(※3)</small>	自己負担額と同額 (通算2,000万円まで)	
	がん先進医療・ 患者申出療養一時金 <small>(※3)</small>	一時金として 1年に1回	15万円

終身

10年満期
自動更新

月払保険料(集団取扱)

左記プラン 治療給付金額10万円
定額タイプ 解約払戻金無型
がん診断保険料払込免除特約あり
(上皮内新生物保障特則なし)
保険料払込期間：終身
(がん先進医療・患者申出療養特約、
がん特定治療保障特約は10年更新)

契約年齢	男性	女性
20歳	2,363円	2,556円
25	2,794	3,016
30	3,308	3,541
35	3,985	4,194
40	4,814	4,864
45	6,008	5,485
50	7,494	5,966
55	9,573	6,518
60	10,105	5,945
65	12,398	6,466
70	14,577	6,845
75	15,720	7,060

(2025年3月17日現在)

※がん先進医療・患者申出療養特約、がん特定治療保障特約の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

《募集代理店》



ナカイ株式会社

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目6-10
EARTH BLUE 仙台勾当台7F
TEL:022-722-3771(代) FAX:022-722-3773

詳しくはホームページをご覧ください。

<https://www.all-nakai.co.jp/>

ナカイ株式会社

検索

《引受保険会社》

アフラック 仙台総合支社

〒980-6122 仙台市青葉区中央1-3-1 エエル22F
当社保険に関するお問い合わせ・各種手続き
コールセンター 0120-5555-95

AF040-2025-0007 3月11日(270311)

詳しくは「契約概要」等をご覧ください。

資料請求・お問い合わせは「ナカイ株式会社」までお気軽にご連絡ください。

フリーダイヤル(通話料無料)

0120-816-751

受付時間 / 8:30~17:30(土・日・祝除く)

フリーFAX(通信料無料)

0120-377-343

裏表紙の「郵便はがき」をFAXまたはポストへ投函

携帯・スマホからも
資料請求できます。



裏表紙もご覧下さい。

一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(略称：全福センター)会員の皆さまへ

ご自身・ご家族の安心をサポート！新商品が加わり、より一層充実しました。

全福ネットの保険

(団体総合生活保険)

<団体保険ならではのメリット> **最大28%割引**が適用されて**保険料が割安!**

団体割引：20%適用・個人賠償責任と弁護士費用等(人格権侵害等)は15%適用、損害率による割引：10%適用



保険期間 2025年6月1日 午後4時から 2026年6月1日 午後4時まで

募集期間 2025年3月1日から 2025年4月30日まで

※募集期間が終了した後も、途中で毎月加入することができます。

- ①会員本人だけでなく、ご家族も加入できます。
- ②医師の診査は不要 健康状態の告知のみでご加入できます。
- ③東京海上日動火災保険が提供する充実のサービスもご利用いただけます。
- ④法人を加入者(被保険者を役員・従業員)とすることも可能です。(なお、法人で加入される場合はインターネットでの加入はできません。詳細は下記記載のフリーダイヤルまでお問い合わせください。)

※自動セットのサービス詳細はお手続きサイト等記載の「サービスのご案内」をご確認ください。

個人賠償責任+弁護士費用等(人格権侵害等)の取扱い開始

NEW

1.個人賠償責任 加害者になった場合に備える
弁護士費用等(人格権侵害等) 被害者になった場合に備える

例 KBタイプ ご年齢・性別問わず **一時払保険料 3,810円**



©2024東京海上日動火災保険株式会社

個人賠償責任 国内外で、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまっ法律上の損害賠償責任を負った場合
保険金額 国内：1億円 国外：1億円

弁護士費用等(人格権侵害等) 国内で損害賠償請求したり、弁護士に相談した場合弁護士費用または法律相談費用を補償します 最大300万円

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

2.医療補償

病気やケガの
リスクに備える



例 40歳の場合
H3タイプ **一時払保険料 6,230円**

※ご年齢*1により、保険料が異なります。

補償内容(一部抜粋)
1日以上入院した 日額3,000円
手術を受けた 最高12万円
退院後通院した 日額2,000円
所定の先進医療を受けた 最大200万円

3.がん補償

がんのリスクに備える



例 40歳の場合
GN1タイプ **一時払保険料 5,100円**

※ご年齢*1により、保険料が異なります。

補償内容(一部抜粋)
・がん診断保険金額 50万円
・がん入院保険金日額 5,000円
・がん手術保険金 5・10・20万円
(手術の種類に応じてお支払い)
抗がん剤治療補償特約付きのタイプも用意しております。

4.介護補償(一時金払介護)

要介護3認定を受けた

例 60歳の場合
DG1タイプ **一時払保険料 2,040円**

※ご年齢*1により、保険料が異なります。

要介護3認定を受けたら 100万円
要介護3以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に一時金が受け取れます。

5.介護補償(年金払介護) 要介護3認定を受けた

例 KN2タイプ 60歳(男性)の場合 **一時払保険料 3,120円**

※ご年齢*1・性別により、保険料が異なります。

要介護3認定を受けたら 50万円(年額)

要介護状態が継続する限り最大10年にわたって毎年定額の保険金が受け取れます。



6.所得補償 病気やケガで働けなくなった

例 40歳
SH20タイプ 一般事務従事者の場合 **一時払保険料 29,740円**

※ご年齢*1・ご職業により、保険料が異なります。

4日を超えて病気やケガで働けないと診断されたら 最長1年間 月額20万円



WEB申込みで簡単!

らくらくアクセス! (イチョイス)
WEB募集システム **e-CHOICE**



2025年3月1日より全福センターホームページ内からアクセスできます!!

全福ネットの保険

※このご案内は、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご加入される保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報、および、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください。不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。団体総合生活保険の内容等については、上記二次元コードよりご参照できます。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

お問い合わせ先

代理店

「全福ネットの保険相談デスク」株式会社全福サポートサービス
フリーダイヤル：0120-055-512 (土日祝日年末年始を除く 午前10時から午後4時まで)

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

24TX-004741 2024年12月

～会員事業所様限定～ 国の労災保険に上乗せする団体型労働災害共済
全福ワンコイン労災 (正式名称:全福ネットあんしん労災)



☆国の労災保険は最低限の公的補償です！
 ☆労災事故時の補償の充実のため、
 『全福ワンコイン労災』への加入をお勧めします！

- 【補償内容】：国の労働災害が認められた業務上、通勤途上災害による死亡・後遺障害を補償します
 【加入資格】：SC会員事業所の従業員(パート含む)で、国の労災保険に加入している方
 【月額掛金】：1日100円(ワンコイン)から。事業所単位でのお申し込み
 【死亡補償額】：最大3,000万円(目安)
 【申込方法】：下記のホームページより申込書をダウンロードし、郵送またはFAXにてご送付ください

＜月額掛金100円/口あたりの補償額(主な業種の例)＞

事業種類の分類	コード	業種	補償額(万円)		最高加入月数(口)	最高補償額(万円)
			死亡	後遺障害 1級～14級		
建設事業	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	143	143～3	21	3,003
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	186	186～4	16	2,976
	41	食料品製造業(たばこ等製造業を除く)	347	347～7	9	3,123
製造業	42	繊維工業又は繊維製品製造業	344	344～7	9	3,096
	57	電気機械器具製造業	787	787～16	4	3,148
運輸業	71	交通運輸事業	379	379～8	6	3,032
その他の事業	94	その他の各種事業	1,149	1,149～23	3	3,447
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	988	988～20	3	2,964
	99	金融業、保険業又は不動産業	1,012	1,012～20	3	3,036

～会員様限定～ 経営者、個人事業主、一人親方、フリーランス向け傷害共済
全福ワンコイン傷害共済 (正式名称:全福ネットあんしん傷害共済)



☆国の労災保険に加入していない経営者、個人事業主、一人親方、フリーランスも加入可能！
 ☆不慮の事故・怪我等での入院は、1日目から給付金をお支払いします！

- 【保障内容】：業務内外を問わず24時間、不慮の事故による死亡、高度障害、入院を保障します
 【加入資格】：SC会員で国の労災保険に未加入の方で、加入日現在満15歳～満70歳以下の方
 【月額掛金】：1日500円(ワンコイン)から。個人単位でのお申し込み
 【死亡保障額】：最大2,000万円(満15歳～満60歳 4口加入)
 【申込方法】：下記のホームページより申込書をダウンロードし、郵送またはFAXにてご送付ください

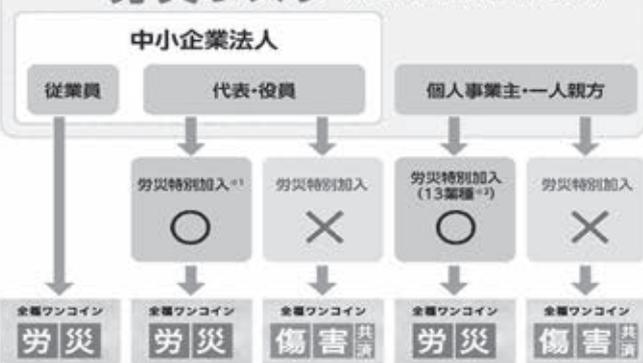
＜年齢別加入口数と保障内容＞

保障内容/加入コース	1口	2口	3口	4口	継続コース(1口)	
傷害死亡	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	300万円	
高度障害 (第1級～第6級)	500万円 -50万円	1,000万円 -100万円	1,500万円 -150万円	2,000万円 -200万円	300万円 -30万円	
傷害入院 (入院1日につき)	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	3,000円	
年間掛金	満15歳～満60歳 (月額掛金)	6,000円 (500円)	12,000円 (1,000円)	18,000円 (1,500円)	24,000円 (2,000円)	—
	満61歳～満65歳 (月額掛金)	6,000円 (500円)	12,000円 (1,000円)	—	—	—
	満66歳～満70歳 (月額掛金)	12,000円 (1,000円)	—	—	—	—
	満71歳～満75歳 (月額掛金)	—	—	—	—	12,000円 (1,000円)

※傷害入院は、1日以上の入院から対象となります。
 ※継続加入は、満15歳～満70歳の方となります。(または満75歳まで継続加入できます)
 ※満15歳～満60歳の方は毎月4口、満61歳～満65歳の方は毎月2口、満66歳～満70歳の方は1口、満71歳～満75歳の方は継続コース(1口)のご加入となります。
 ※掛金は年齢ご一括払いとさせていただきます。(協会手数料は加入費等のご負担となります。)

あなたは『全福ワンコイン労災』？ 『全福ワンコイン傷害共済』？

労災リスク (業務上事故・通勤災害)



あなたのご職業・役職、国の労災保険加入状況に応じて、『全福ワンコイン労災』・『全福ワンコイン傷害共済』をお選びいただけます。

- ※1 適用条件：就業時間内に従業員と同一の業務を行っていた際の業務上事故・通勤災害。事業の運営に必要な業務(事業主の立場で行う業務)や従業員と異なる業務を行っている際の事故等は、労災補償の対象となりません。
 ※2 13業種：①個人タクシー業者・個人貨物運送業者 ②建設の事業 ③漁業関係者 ④林業事業 ⑤医薬品の配置販売業者 ⑥廃棄物などの収集、運搬、選別、解体などの事業 ⑦船員法第1条に規定する船員 ⑧索道整備師 ⑨芸能関係作業従事者 ⑩アニメーション制作従事者 ⑪創業支援措置に基づき事業を行う者 ⑫自転車を利用して貨物運送を行う者(ウーバーイーツ等) ⑬ITフリーランス

労災・傷害共済の詳細及びお申し込みは以下のホームページをご覧ください

<https://zenpuku-rousai.jp/enter/>



一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター

共済元受け団体：友愛共済協同組合

お問合せ先 **全福ワンコイン共済係**

TEL:03-6659-5773 FAX:03-6908-7611

グリーン・パル生命共済のご案内

最大1,000万円の共済金！

個人加入も会社加入もできます！

個人加入プラン(会員様と配偶者様が加入できます)

基本プラン	15歳～60歳					61歳～65歳	
	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース	Gコース
病気死亡共済金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	200万円	400万円
傷害死亡共済金	400万円	800万円	1,200万円	1,600万円	2,000万円	400万円	800万円
後遺障害共済金	20万～ 400万円	40万～ 800万円	60万～ 1,200万円	80万～ 1,600万円	100万～ 2,000万円	20万～ 400万円	40万～ 800万円
傷害入院共済金	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円	15,000円	2,000円	4,000円
掛金(年額)	9,600円	19,200円	28,800円	38,400円	48,000円	19,200円	38,400円
(1ヵ月あたり)	800円	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円	1,600円	3,200円

弔慰金プラン(会社が役員・従業員のために加入します)

企業が負担する掛金は全額損金算入！(一定の基準があります)

保険見直しで固定費の
大幅な削減！

月々の負担は1人当たり
400円～4,000円！

正社員だけでなく
パートさんも加入OK！

基本プラン	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
普通死亡共済金 (高度障害共済金)	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
傷害死亡共済金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	1,200万円	1,400万円	1,600万円	1,800万円	2,000万円
後遺障害共済金 (第1級～第6級)	200～ 10万円	400～ 20万円	600～ 30万円	800～ 40万円	1,000～ 50万円	1,200～ 60万円	1,400～ 70万円	1,600～ 80万円	1,800～ 90万円	2,000～ 100万円
傷害入院共済金 (日額)	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円	9,000円	10,500円	12,000円	13,500円	15,000円
月額掛金 (15歳～60歳)	400円	800円	1,200円	1,600円	2,000円	2,400円	2,800円	3,200円	3,600円	4,000円
月額掛金 (61歳～65歳)	800円	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円					
月額掛金 (66歳～70歳)	1,000円	2,000円	★新規加入は65歳までとなります。							
月額掛金 (71歳～75歳)	2,000円									

掛金は全額、事業主(会社)負担です。
事業主(会社)が負担した掛金は損金算入
できますが、一定の要件があります。



お申込には期限があります。どうぞお早めに。
詳しい内容はグリーン・パルのホームページで
ご確認ください。

お問合せ(制度引受先)
友愛共済協同組合
03-3634-7858(平日10時～17時)

グリーン・パル生命共済の特徴

- 新規加入は加入日現在、健康な15歳～65歳の会員とその配偶者の方です。
(簡単な告知のみで、医師の診査はありません。加入後、75歳まで継続加入できます。)
- 年間掛金は年一括払い、半年払いを選択できます。
- 掛金は基本プラン、シニアプランとも各コースその年齢範囲内は一律です。(60歳まで掛金は変わりません。61歳以降はシニアプランに移行します。)
- 不慮の事故による5日以上入院をした場合、給付金をお支払いします。(病気での入院は対象外です。)

ユーキャンの通信講座

全福センターがユーキャン通常価格より**15%**相当額を負担

ファイナンシャルプランナー講座なら

最大9,600円おトク!

ユーキャン通常価格 64,000円(税込) ▶ 全福センター会員価格 54,400円(税込)

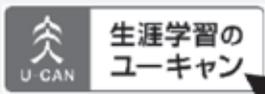
教育訓練給付制度(一般教育訓練)対象講座は、受講料の20%(最大10万円)が支給される!

※対象講座・ご利用条件があります。必ずご自身でご確認のうえお申込みください。

※価格は予告なく変更になる場合がございますので最新価格は全福センターのホームページをご覧ください。

お申込み方法

①全福センターのトップページ下部にある「ユーキャン」をクリック



②全福センターのユーキャンページ⇒「ご利用方法」にある「ログイン」をクリックしてIDとパスワードを入力

※ID、パスワードがご不明な方はご加入のサービスセンター(共済会、互助会等含む)にお尋ね下さい。

③サービス詳細「ユーキャン」のリンク先にある「お申込みはこちらから」をクリック

講座内容の詳細は
ユーキャンで
検索!

※直接のお申込みは支援対象外になりますので、必ず全福センターのホームページからお申込み下さい。

職域限定ショッピングサイト **社販マーケット**

※代引き手数料 無料! 送料無料!
※沖縄県除く

有名メーカーの
ドリンクなどが **最大 半額以下!**

お届け日[指定なし]のご注文に限り

営業日 朝10時までのご注文で **当日出荷**

※お届け日[指定なし]でのお日にちや曜日指定は受付できません。時間指定は可能です。

ご自宅・勤務先 **送料無料** ※沖縄県除く

<商品一例>



メーカー直送品も!



※数量限定のため在庫なくなり次第販売終了となります。
※商品パッケージが変更となる場合がございます。

「社販マーケット」へのアクセスはコチラから

- ①全福センターホームページへアクセス
※ご注文はネットからのみ承ります。
※電話・メール不可
- ②[ログイン]をクリック
- ③全福センターID・パスワードを入力。[ログイン]ボタンをクリック
※ID・パスワードがご不明の方は所属のサービスセンターまたは全福センターへお問い合わせください。
- ④「社販マーケット」のバナーをクリック
- ⑤全福センター様専用ページ最下部にエンターコードが記載されています。※ログアウト状態ではエンターコードは表示されません

全国中小企業勤労者福祉
サービスセンター

②

全国のサービスセンターは
地方自治体の支援を受け
中小企業で働くみなさまが働きやすい
心豊かな生活をおくれます

④



手続きについて

会員資格

グリーン・パルの会員になることができる方は、次のいずれかに該当する方です。

(1) 仙台市内の中小企業*に勤務する勤労者及び事業主

(2) その他理事長が適当であると認めた方

※中小企業：常時雇用する従業員の数が300人以下の事業所並びに
資本の額又は出資の額が3億円以下の事業所をいいます。

会費

金額	1人につき 月会費 500円 入会金 200円
納入方法	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所指定口座からの自動振替 (七十七銀行・仙台銀行・杜の都信用金庫・東北労働金庫からご指定ください。) ●月払または年払
期間	入会月分から脱会月の前月分まで (入会日や脱会日をもつての日割計算はいたしません。)
基準日	月末時点の会員数
振替日	月払：翌月15日 年払：5月15日中途入会分は翌月15日 (振替日が土・日・祝日の場合は、翌営業日となります。)
年払事業所で 会員数に 変更があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ●入会者数 ≥ 脱会者数 の月：下の①-② を翌月15日に振替します。 ●入会者数 < 脱会者数 の月：下の②-① を翌月末に返金します。 ① (入会分) 入会者数×500円 × [入会月～3月までの月数] + 入会者数×200円 ② (脱会分) 脱会者数×500円 × [脱会月～3月までの月数]
振替が できなかった場合	翌月15日に再度振替します。 (口座の変更等の場合はお早めにお知らせください。)
滞納	会費を滞納した場合は、グリーン・パルのサービスが受けられません。 また、3か月以上連続して滞納し、再三の催促にもかかわらずお支払いいただけない場合は、強制的に脱会していただくこともあります。

税法上の扱い

- 事業主が負担する会費は、事業所の「福利厚生費」として税法上の損金（法人税法第22条第3項）または必要経費（所得税法第37条第1項）となります。^(※)一部の従業員のみを負担している場合には会員の「給料」とみなされ、所得税の対象となります。福利厚生の性格上、なるべく全ての従業員を入会させてください。
(※詳しくはお近くの税務署へご確認ください。)
- グリーン・パルは、営利を目的とした組織ではありません。入会金および会費は、各福利厚生制度の事業を通し、会員の皆様に還元しております。なお、入会金および会費は消費税の課税対象外として取り扱います。

入会・脱会・変更・異動手続

事由ごとに次の手続が必要です。

届出用紙は、コピーまたはグリーン・パルホームページからダウンロードできます。

郵送または直接グリーン・パル窓口にご提出ください。（FAXでは受付いたしませんのでご了承ください。）

お急ぎの場合や受理日の翌月分の入脱会を希望される場合には、グリーン・パルまでお電話ください。

入会（従業員を入会させるとき）

必要書類	入会申込書 （P74） 令和3年度より会員調書は廃止となりました。
入会日	入会申込書がグリーン・パルに届いた日（ただし、土・日・祝日に届いた場合は翌営業日） 入会された会員の事業所には、入会申込書控をお送りします。
サービス	入会日から会員としてのサービスが受けられます。 会員の方には、事業所を通して次のものをお送りします。 ①会員証（スマートフォンに会員証登録ができます） ②グリーン・パルガイドブック ③グリーン・パルだより（最新号） （②③はWEBでもご覧いただけます。）
会費	入会金200円と合わせて、入会月分（年払の場合は翌3月分まで）を、翌月に振替します。

脱会（会員が退職したときなど ※脱会日は会員期間に含まませんので、共済金のご請求がある場合にはご注意ください。→P5参照）

必要書類	脱会届 （P75） + 会員証
脱会日	脱会届がグリーン・パルに届いた日（ただし、土・日・祝日に届いた場合は翌営業日） 脱会された会員の事業所には、脱会届控をお送りします。
会費	脱会日を含む月分の会費はいただきません。（脱会日前日までが会員期間となります。）

令和7年度内に入脱会のお手続きをWEBからもできるようになる予定です。

詳しくはグリーン・パルホームページでご案内いたします。

変更（事業所の名称・所在地・口座等や会員の氏名変更があったとき）

必要書類	事業所変更届 （P76）、 会員氏名変更届 （P77）、 会員証 （氏名変更のとき） 口座振替依頼書（会費引落口座が変更になったとき・用紙はグリーン・パルまでご請求ください。）
------	--

異動（会員が人事異動及び同月内にグリーン・パル加入事業所に再就職したとき）

会員が、グリーン・パルに加入している事業所間で異動または同月中に期間をおかずに再就職する場合、異動入会申込書（P78）により現会員期間をご継続いただけます（会員番号は変更いたしますので現会員証はご利用いただけなくなります）。詳しくは、グリーン・パルまでお問い合わせ下さい。



グリーン・パル 入会申込書

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団理事長 宛

事業所番号 _____ 事業所名 _____
 担当者 _____ 代表者名 _____
 電話番号 _____ (押印不要)

下記のとおり入会を申し込みます。

※会員番号 (記入不要)	氏 名	就職年月日	生年月日	備 考
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	
—	フリガナ	昭和 平成 令和	昭和 平成	

※欄は空欄のまま提出してください。会員番号を記入後、会員証を同封して写しを返送します。

【入会のお取扱いについて】

- 入会日 グリーン・パルが **受理した日付**
(お急ぎの場合や、受理日以降の入会を希望される場合にはお知らせください。)
- 会 費 入会月分からのお支払
(入会金 200 円と併せて、翌月にお引落となります。)
- 共済金 入会日以降に発生した事由から
(詳しくは、ガイドブック P5 をご参照ください。)
- 異 動 事前に申し出をいただいた場合に限り、
会員期間を引き継いで異動処理をすることができます。
(詳しくは、グリーン・パルまでお問い合わせください。)

* 会員調書は提出不要になりました。

※【グリーン・パル使用欄】
入会日(受理日)(記入不可)

個人情報の取扱いについて

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団では、会員の皆様の個人情報を福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

グリーン・パル 脱会届

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団理事長 宛

事業所番号 _____

事業所名 _____

担当者 _____

電話番号 _____

代表者名 _____

(押印不要)

次の会員が脱会するので届け出ます。

会員番号	氏名	※脱会理由	備考
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	
—		1・2・3	

※該当するものに○をおつけください。1. 自己都合退職 2. 定年退職 3. その他 ()

※脱会者の会員証は必ず返却してください。(紛失の場合は、備考欄に「紛失」とご記入ください。)

【脱会のお取扱について】

- 脱会日 **グリーン・パルが受理した日付**
(お急ぎの場合や、受理日以降の脱会を希望される場合には、グリーン・パルまでお知らせください。)
- 会費 脱会月の前月分までのお支払
(【月払】脱会した月のお引落が最後になります。)
(【年払】残期間分を脱会翌月に振込返還します。)
- 共済金 脱会後も、事由発生から3年間のご請求いただけます。
- 異動 事前に申し出をいただいた場合に限り、
会員期間を引き継いで異動処理をすることができます。
(詳しくは、グリーン・パルまでお問い合わせください。)

※【グリーン・パル使用欄・記入不要】
脱会日(受理日)

個人情報の取扱について

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団では会員の皆様の個人情報を、福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。



事業所変更届

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団理事長 宛

事業所番号

事業所名

代表者名

(押印不要)

下記事項に変更がありましたので、届け出ます。(変更事項のみ記入)

変更事項	変更内容
名称	
所在地	〒
電話番号 (ファックス番号)	() - () -
代表者	
事務担当者名	
会費引落口座の 口座名義・番号 ※通帳表紙のコピーを添付願 います	銀行名
	本支店名
	1. 普通 2. 当座
	フリガナ
口座名義	

※会費引落口座の銀行・支店・口座番号を変更する際には、口座振替依頼書の再提出が必要となりますのでグリーン・パルまで用紙をご請求ください。

個人情報の取扱について

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団では会員の皆様の個人情報を、福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。



会員氏名変更届

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひとまち交流財団理事長 宛

事業所番号 _____

事業所名 _____

代表者名 _____

(押印不要)

下記事項に変更がありましたので、届け出ます。

会員番号	旧氏名	新氏名	備考
-		フリガナ	

個人情報の取扱について

公益財団法人仙台ひとまち交流財団では、会員の皆様の個人情報を福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

グリーン・パル 異動入会申込書

令和 年 月 日

公益財団法人仙台ひとまち交流財団理事長 宛

(異動先)
事業所番号 _____

(異動先)
事業所名 _____

担当者 _____

電話番号 _____

代表者名 _____

(押印不要)

下記のとおり入会を申し込みます。

※新会員番号 (記入不要)	氏 名	生年月日	就職年月日 (どちらかを選択し記入)	旧会員番号 または前職の事業所名
—	フリガナ	昭和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 人事異動のため変わらない	
—	フリガナ	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 人事異動のため変わらない	
—	フリガナ	昭和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 人事異動のため変わらない	
—	フリガナ	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 人事異動のため変わらない	
—	フリガナ	昭和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 人事異動のため変わらない	
—	フリガナ	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 人事異動のため変わらない	

※欄は空欄のまま提出してください。

旧番号の会員証は返却してください。新しい会員証を同封して、控えを返送します。

【異動入会のお取扱について】

- 異 動【転 職】前職の脱会から空白期間がなくこの届出を受理した場合に、会員期間を引継ぎます。
【人事異動】異動元の事業所から脱会届の提出がなくとも、異動先への入会と同時に脱会といたします。
(詳しくは、グリーン・パルまでお問い合わせください。)
- 入 会 日 グリーン・パルが**受理した日付**。就職日以前に受理した場合は、就職日を入会日とします。
(お急ぎの場合や、上記以外の入会を希望される場合にはお知らせください。)
- 会 費 入会月分からのお支払
(入会金不要。翌月にお引落となります。)
- 共 済 金 入会日以降に発生した事由から
(詳しくは、ガイドブックをご参照ください。)

※【グリーン・パル使用欄】
入会日(受理日)(記入不可)

個人情報の取扱について

公益財団法人仙台ひとまち交流財団では、会員の皆様の個人情報を福利厚生サービスの提供のみに利用し、それ以外の目的には利用いたしません。



巻末資料

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団 定款

第1章 総則

(名称)
第1条 この法人は、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団と称する。
(事務所)
第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)
第3条 この法人は、仙台市内のコミュニティの推進及び振興を図るため、地域における多様なコミュニティ活動を支援する事業、生涯学習を支援する事業及び児童の健全育成を支援する事業を行い、もって連帯と協調にあふれた住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。
(事業)
第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- コミュニティづくりに係る事業の助成
 - 地域文化施設の運営、地域文化活動及びその支援
 - 地域・生涯学習施設の運営、コミュニティ活動、生涯学習活動及びその支援
 - 児童厚生施設の運営、児童健全育成及びその支援
 - 移動図書館の運営及び図書サービスの提供
 - 交通の安全確保に資する事業
 - 勤労者の福祉の向上に資する事業
 - その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、宮城県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)
第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の公益法人への移行時の財産は、この法人の基本財産とする。
2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。
(事業年度)
第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(事業計画及び収支予算)
第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、臨時の評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項に掲げる書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
3 第1項に掲げる書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに宮城県知事に提出しなければならない。
(事業報告及び決算)
第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 事業報告及び事業報告の附属明細書
 - 貸借対照表
 - 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類は、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。
3 第1項に掲げる書類は、毎事業年度の最終後3か月以内に宮城県知事に提出しなければならない。
4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 監査報告
- 理事及び監事並びに評議員の名簿
- 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)
第10条 この法人に、評議員8名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)
第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
2 評議員はこの法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
(1) 各評議員について、次のイからトに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- ト 理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理者)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

- 国の機関
- 地方公共団体
- 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- 国立大学法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(3) 評議員には、監事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者が含まれていないものであること。
(任期)
第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の最終の期までとし、再任を妨げない。

- 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(評議員に対する報酬等)
第13条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

(構成)
第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)
第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 理事及び監事の選任又は解任
- 理事、監事の報酬等の額及び支給基準
- 評議員に対する報酬等の支給基準
- 定款の変更
- 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- 各事業年度の事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)等決算の承認
- 残余財産の処分
- 基本財産の処分又は除外の承認
- その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)
第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 臨時評議員会は、毎事業年度開始前及び必要がある場合に開催する。

(招集)
第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 前項による請求があつたときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発送しなければならない。
- 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)
第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(決議)
第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 監事の解任
- 評議員に対する報酬等の支給基準
- 定款の変更
- 基本財産の処分又は除外の承認
- その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に至るまでの者を選任することとする。(決議の省略)
第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、評議員会の決議の省略に関する事項は法令の定めるところによる。(報告の省略)
第21条 理事が、評議員会に報告することを要しないことにより、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにより、評議員会に報告しなくてもよい。ただし、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

2 前項に定めるもののほか、評議員会の報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。(議事録)
第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)
第23条 この法人に、次の役員を置く。

- 理事8名以上12名以内

- 監事3名以内
- 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 前項以外の理事のうち、1名を副理事長とする。
- 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第2項の専務理事及び第3項の副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)
第24条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 理事会は、その決議により理事のうち理事長1名、専務理事1名を選定する。
- 理事会は、その決議により前項以外の理事のうち副理事長1名を選定することができる。
- 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等以内の親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。
- 理事又は監事は遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)
第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 副理事長は、理事長を補佐し業務を執行する。
- 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し業務を執行する。
- 理事長、副理事長及び専務理事の権限は、理事会において別に定める。
- 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度において、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)
第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - 必要があると認めるときは評議員会に出席し、意見を述べること。
 - 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
 - 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が送られない場合は、直接理事会を招集すること。
 - 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定められるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - 理事がこの法人の目的の範囲外行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめようことを請求すること。
 - その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 2 任期の満了前に退任した役員は補欠として選任された理事及び監事の任期は、退任した理事及び監事の任期の満了する時までとする。
 3 理事及び監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。
 (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
(取引の制限)
 第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 (3) この法人がその理事の債務を保证することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第31条 この法人は、役員が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)
 第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。
(権限)
 第33条 理事会は、次の職務を行う。

- この法人の業務執行の決定
 - 基本財産の管理等に関する必要事項の決定
 - 理事の職務の執行の監督
 - 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
 - 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができる。
 (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 (2) 多額の借財
 (3) 事務局長の選任及び解任
 (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。
 2 通常理事会は、事業年度2回以上開催する。
 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 理事長が必要と認めたとき。
- 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。
 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。
 3 理事長は法令及び前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは他の理事がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(決議の省略)
 第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項に定めるものの他、理事会の決議の省略に関する事項は法令の定めるところによる。
(報告の省略)
 第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第6項の規定による報告には適用しない。
 3 第1項に定めるものの他、理事会の報告の省略に関する事項は法令の定めるところによる。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。
(理事会規則)
 第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)
 第42条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。
 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、宮城県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を宮城県知事に届け出なければならない。
(合併等)
 第43条 この法人は、評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を宮城県知事に届け出なければならない。
(解散)
 第44条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。
(公益認定の取消し等に伴う贈与)
 第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であることを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に仙台市に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、仙台市に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置等)
 第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 この法人の事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- 定款
- 理事、監事及び評議員の名簿
- 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- 財産目録
- 役員等の報酬等の支給基準
- 事業計画書及び収支予算書等

- 事業報告書及び収支計算書等
- 監査報告書
- その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第49条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第50条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公告の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第106条第1項に定める特別民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の登記の日に就任する評議員は、別紙評議員名簿のとおりとし、この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙理事・監事名簿のとおりとする。

附則

この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に規定する変更の認定を受け、変更の登記を行った日から施行する。

別表 移行時の基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券等	400,000,000円

別表 (附則第3関係)

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団の最初の評議員名簿

氏名	氏名
荒井 崇	笠原 周二
庄司 健治	加藤 隆
白木 悦子	安藤 正樹
瀬戸 和良	井上 文雄
西野 美佐子	遠藤 和夫
樋口 実	遠藤 俊行
細井 栄太	大内 修造
山川 由紀子	佐藤 憲子
山口 哲男	理事 武田 風夫
	監事 千葉 直人
	監事 守 修一

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団の最初の理事・監事名簿

役職	氏名
理事長(代表理事)	笠原 周二
専務理事(業務執行理事)	加藤 隆
理事	安藤 正樹
理事	井上 文雄
理事	遠藤 和夫
理事	遠藤 俊行
理事	大内 修造
理事	佐藤 憲子
理事	武田 風夫
監事	千葉 直人
監事	守 修一

公益財団法人仙台ひと・まち交流財団

中小企業勤労者福祉推進事業規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人仙台ひと・まち交流財団（以下「財団」という。）定款第4条第7号の規定に基づいて、中小企業勤労者福祉推進事業（以下「グリーン・パル事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義

は、当該各号に定めるところによる。

- 中小企業 常時雇用する従業員の数が300人以下の事業所並びに資本の額又は出資の額が3億円以下の事業所をいう。
- 勤労者 仙台市内の中小企業に勤務する勤労者とする。中小企業主及び仙台市外の中小企業に勤務する勤労者が仙台市内に居住する者をいう。
- 会員 次条に定める資格を有し、第4条に定める入会手続を完了した者をいう。

(会員資格)

第3条 会員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 仙台市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主
- その他理事長が適当であると認めたる者

(入会手続)

第4条 グリーン・パル事業に入会しようとする場合には、事業主が理事長に様式1の入会申込書の提出又は理事長が指定するインターネット上の申込フォームにより入会の申し込みを行い、承認を得なければならない。

2 理事長は、入会を承認したときは、会員証を交付するものとする。

3 入会の承認を得た場合は、速やかに入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格の発生等)

第5条 会員資格は、前条の入会手続を完了した日から発生する。

2 会員が、グリーン・パル事業に加入している事業所間で異動又は期間をおかず再就職する場合、事業主が理事長に様式6の異動入会申込書の提出又は理事長が指定するインターネット上の申込フォームにより申し込みを行い、会員資格を継続させることができる。

3 第13条の規定は、入会手続を完了した日以降に発生した事由に適用する。

(入会金及び会費)

第6条 入会金は入会者1人につき200円、会費は会員1人につき月額500円とする。

2 既納の入会金は返還しない。

3 会費の納入は、入会日の属する月から退会日の属する月の前月までとする。

(入会金及び会費の使途)

第7条 入会金及び会費の使途は、グリーン・パル事業に係る事業費に充てるものとする。

2 グリーン・パル事業から生じた収益は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第18条第4号に基づき財団が実施する公益目的事業に使用することができる。

(会費の納入方法)

第8条 加入事業所は、会費の預金口座振替依頼書を理事長に提出するものとし、月払の事業所は、会費を翌月の15日に事業所の指定金融機関の預金口座（以下「指定口座」という。）から自動振替により納入するものとする。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。

2 年度払の事業所は、毎年度の5月15日に指定口座から自動振替により納入するものとする。ただし年度の中途で新たに入会した事業所は入会日の翌月の15日に指定口座から自動振替により納入するものとする。振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、前項と同様とする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長がやむを得ないと認められた場合は、加入事業所は口座振込の方法等により会費を納入することができる。月払の事業所においては毎月の末日までに、年度払の事業所においては毎年度5月末までに納入するものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が、グリーン・パル事業を脱会しようとするときは、会員証を添えて、事業主が理事長に様式2の脱会書を提出又は理事長が指定するインターネット上の申込フォームにより脱会の申し込みを行わなければならない。脱会届又は申込フォームの入力情報が財団に到達した日から会員資格を喪失する。

2 理事長は、会費を連続して3月以上滞納した会員の資格を喪失させることができる。

(会費の返還)

第10条 前条第1項の規定により、会費を納入したのに脱会したときは、会員資格を喪失した日の属する月以降の会費を返還する。

(変更届)

第11条 会員となった後、入会時の届出事項に変更があった場合は、事業主がすみやかに理事長に様式3又は様式4の変更届を提出しなければならない。

(会員の失格)

第12条 会員が次の各号の一に該当したときは、

会員としての資格を失う。

- (1) グリーン・パル事業の業務を妨げる行為をしたとき
- (2) 偽り、その他不正の行為により、グリーン・パル事業による利益を受けようとしたとき又は受けたとき
- (3) この規則に違反し、又はグリーン・パル事業の信用を失わせる行為をしたとき

(共済事業)

第13条 共済事業は、会員に対して別表に定める給付を行うものとする。ただし、会員の死亡による弔慰金については、会員の遺族に対して行うものとする。

2 別表に定める給付のうち死亡弔慰金、障害見舞金、傷病見舞金及び災害見舞金は、安定的な共済事業を行うため、再共済することができるものとする。

3 死亡弔慰金、障害見舞金、傷病見舞金及び災害見舞金の給付に係る認定基準、支給手続き等についてはこの規則に定めるもののほか、グリーン・パルが定める給付認定基準によるものとする。

4 給付の請求は、会員本人が行うものとする。会員本人の死亡弔慰金の請求は、会員の遺族が行うものとする。ただし、入会祝い金・勤続祝い金・定年祝い金の請求については、加入事業所が行うことができるものとする。

5 給付を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、様式5の共済金請求書兼証明書にて請求するものとする。

6 給付の請求は、給付の事由が発生した日から3年以内に行わなければならない。

7 請求者が、偽りその他不正の行為により給付金を受けたときは、理事長はこれを返還させることができる。

8 請求者は、給付の決定に関して異議があるときは、給付不承認の決定通知受領後、30日以内に理事長に対し異議申立てをすることができる。

9 異議申立てがあった場合には、その可否を理事長名で申立人に対し14日以内に文書で通知するものとする。

(選択型共済給付事業)

第14条 希望する会員及び家族に、次の事由に対する共済給付事業を斡旋する。

- (1) 総合医療共済
- (2) せいめい共済
- (3) ねんきん共済
- (4) マイカー共済

(保険団体割引給付事業)

第15条 希望する会員及び家族に生命保険等団体割引制度での加入を斡旋する。

(融資給付事業)

第16条 会員の生活の安定及び勤労意欲の増進のため、グリーン・パル生活資金、生活資金、教育資金、福祉資金及び自動車資金の融資の斡旋を行うものとし、グリーン・パル生活資金及び生活資金については、融資金利の一部利子補給を行う。ただし、事業主会員（非事業主で事業主と同等の会員を含む。）は、融資の斡旋を受けることができない。

2 融資の限度額は、融資を行う金融機関の定めによる。ただし、グリーン・パル生活資金は300万円とする。

3 融資に関する実施要綱は、理事長が別に定める。

4 融資利子補給対象融資限度額及び補給期間は、次のとおりとする。

- (1) 生活資金 200万円 7年
- (2) グリーン・パル生活資金 50万円 5年

5 融資保証料に関する実施要綱は、理事長が別に定める。

6 融資利子補給金に関する実施要綱は、理事長が別に定める。

(余暇活動援助事業)

第17条 会員の余暇活動に資するため、次の事業を行う。

- (1) レジャー施設を指定して契約し、協定料金で利用できるようなる。
- (2) 宿泊施設を指定して契約し、協定料金で宿泊できるようなる。
- (3) 指定の旅行代理店を利用して宿泊する場合、割引料金で利用できるようなる。
- (4) 指定の旅行代理店の主催旅行でグリーン・パル事業が指定するものを利用する場合、割引料金で利用できるようなる。
- (5) 気軽に参加できるフルーツ狩り、スポーツ大会等の開催又は各種中小企業団体スポーツ大会への助成を行う。
- (6) 映画鑑賞券、スポーツ入場券、コンサート鑑賞券等を割引斡旋する。
- (7) 割引協力店を指定して契約し、割引料金で購入できるようなる。
- (8) その他、会員の余暇活動に関する事業を行う。

(健康維持増進事業)

第18条 会員の健康維持増進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 健康管理講座等を開催する。
- (2) 人間ドック等利用者に助成する。
- (3) スポーツ施設等の利用を斡旋する。
- (4) その他、会員の健康維持増進に関する事業を行う。

(自己啓発事業)

第19条 会員の自己啓発に資するため、次の事業を行う。

- (1) パソコン教室、料理教室等を開催する。
- (2) 国家資格取得及びカルチャー教室等入会への助成を行う。

(3) その他、会員の自己啓発に関する事業を行う。

(老後生活の安定に係る事業)

第20条 会員の老後生活の安定に資するため、次の事業を行う。

- (1) 介護、年金、資産運用など生涯生活設計のための講座等を開催する。
- (2) その他、会員の老後生活の安定に関する事業を行う。

(財産形成事業)

第21条 会員の財産形成に資するため、次の事業を行う。

- (1) 生命保険や資産運用等の講座等を開催する。
- (2) その他、会員の財産形成に関する事業を行う。

(情報提供事業)

第22条 会員へグリーン・パル事業に関する情報を提供するため、次の事業を行う。

- (1) グリーン・パル事業で実施する各種事業の案内、参加者募集のため、会報誌を発行する。
- (2) グリーン・パル事業の事業内容、利用方法、提携施設をまとめたガイドブックを発行する。
- (3) その他、情報提供事業に関する事業を行う。

(会員優先)

第23条 事業の実施にあたり、会員及びその家族に対して、利用助成、参加費又はその他の経費に關し、優先的取扱いをすることができる。

2 理事長は、事業の性格上会員及びその家族の関係を事業に参加することを認める場合は、同じ取扱いをすることができる。

3 理事長は、会員が会費の納入を怠ったときは、優先的取扱いの一部又は全部を制限することができる。

(会員以外の者の参加)

第24条 第17条から第22条までの実施にあたり理事長が特に認めた場合は、会員以外の者を参加させることができる。

(入会手続きの特例)

第25条 旧財団法人仙台市勤労者福祉協会の解散の日までグリーン・パル事業に既に入会している者については、第4条に定める入会手続きを完了したものとみなす。

(給付金請求の特例)

第26条 給付金請求の特例として、第5条第1項の規定にかかわらず、旧財団法人仙台市勤労者福祉協会が行うグリーン・パル事業の会員期間を算入して請求できるものとする。

(グリーン・パル目的達成事業)

第27条 グリーン・パル事業の目的を達成するために必要な事業を実施する。

(委任)

第28条 この規則の実施に關し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

注釈1：第4条中の「様式1」とはこのガイドブック74ページの「グリーン・パル入会申込書」をいいます。

注釈2：第9条中の「様式2」とはこのガイドブック75ページの「グリーン・パル脱会届」をいいます。

注釈3：第11条中の「様式3」とはこのガイドブック76ページの「事業所変更届」を、「様式4」とはこのガイドブック77ページの「会員氏名変更届」をいいます。

注釈4：第13条中の「様式5」とはこのガイドブック8、9ページの「共済金請求書兼証明書」をいいます。

注釈5：第5条中の「様式6」とはこのガイドブック78ページの「グリーン・パル異動入会申込書」をいいます。

注釈5：第13条中の「別表」

給付項目及び給付額

(単位：円)

給付項目	給付事由	給付額	
結婚祝い金	会員が結婚したとき	会員期間3年未満	25,000
		3年以上	35,000
出産祝い金	会員又は配偶者が出産したとき 出産には、死産、流産及び早期新生児死亡（生後14日以内）は含まれない。多児出産の場合は、1児につき、1件とする。	15,000	
入学祝い金	会員の子（養子・継子を含む）が入学したとき	小学校入学	10,000
		中学校入学	10,000
水晶婚祝い金	会員が婚姻届後満15年を迎えたとき	10,000	
銀婚祝い金	会員が婚姻届後満25年を迎えたとき	20,000	
勤続祝い金	会員が同一事業所に継続して在籍し、かつ就職日から満10年・20年・30年を迎えたとき（ただしその日時点で会員期間3年以上必要）	満10年	10,000
		20年	20,000
		30年	30,000
		会員期間3年以上	20,000
定年祝い金 (但し、令和7年4月1日時点においてグリーン・パルの会員で、かつ満60歳以上の者（昭和40年4月1日以前生まれ）のみが対象。)	会員が就業規則等に定める定年を迎えたとき。ただし、平成30年4月以降、満60歳を超えて入会した場合は対象外（給付は1度限りとし、給付を受ける者の遺囑祝い金は10,000円とする。）	5年	30,000
		10年	50,000
		入会祝い金	会員がグリーン・パルに入会して会員期間満15年を迎えたとき
二十歳祝い金	会員が満20歳の誕生日を迎えたとき	10,000	
遺囑祝い金	会員が満60歳の誕生日を迎えたとき (ただし、令和7年4月2日以降に入会した場合は、会員期間3年以上必要)	60,000	
死亡弔慰金	会員本人が「疾病」「不慮の事故」により死亡したとき	100,000	
	会員の配偶者（内縁含む）が死亡したとき	60,000	
	会員の子（7ヶ月以上の死産を含む）が死亡したとき 会員又は会員の配偶者の親が死亡したとき	30,000	
障害見舞金	会員本人が「疾病」「不慮の事故」により高度障害の状態になったとき	100,000	
傷病見舞金	会員が同一傷病のため連続して14日以上休業したとき	休業14日以上30日未満	6,000
		30日	14,000
		60日	24,000
		120日	24,000
		120日	34,000
火災等災害見舞金（会員が居住する建物（貸間、店舗作業所等は含まない）が被害を被ったとき） 「火災等」には、火災、落雷、水漏れ、破裂、爆発、車両の衝突、航空機の墜落、その他の不慮の人為的災害が含まれます。			
建物の損害の程度			
50%以上			100,000
30%以上50%未満			70,000
20%以上30%未満			50,000
20%未満			20,000
同居親族の死亡			30,000
自然災害見舞金（会員が居住する建物（貸間、店舗作業所等は含まない）が被害を被ったとき） 「自然災害」には、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩、降雪、降ひょう、地震（地震による火災含む）、津波、噴火が含まれます。			
床上浸水以外	建物の損害の程度	70%以上	30,000
		20%以上70%未満	15,000
		20%未満	5,000
床上浸水		6,000	
同居親族の死亡			30,000



公益財団法人山台ひと・まち交流財団
個人情報保護規程

財団法人山台ひと・まち交流財団
平成12年規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、個人の権利利益を保護するため、公益財団法人山台ひと・まち交流財団(以下「財団」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に關し必要な事項を定めるものとする。(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2 この規程において「特定個人情報」とは、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))第2条第5項に規定する個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード以外のものを含むものをいう。第5項において同じ。)をその内容を含む個人情報等をいう。

3 この規程において「文書等」とは、財団の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、財団の職員が組織的に用いるものとして、財団が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

4 この規程において「保有個人情報」とは、文書等に記録された個人情報であつて、財団が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。ただし、その存在が明らかになることにより次に掲げるおそれがあるもの及び6月以内に廃棄又は消去することとなるものを除く。

(1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれ
(2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれ
(3) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ
(4) 犯罪の予防、鎮圧又は操作その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれ

5 この規程において「保有特定個人情報」とは、個人番号を含む保有個人情報等をいう。

6 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものを構成する個人情報等をいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものの
(2) 前号に掲げるもののほか、含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

7 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報等をいう。

8 この規程において「保有個人データ」とは、財団が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存在が明らかになることにより第4項各号に掲げるおそれがあるもの又は6月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

9 この規程において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

10 この規程において「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務をいう。

11 財団が行う個人番号関係事務は、次の各号に定めるとおりとする。
(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項の全国健康保険協会への届出に係る事務
(2) 健康保険法第197条第1項の規定による報告等に係る事務

(3) 相続税法(昭和25年法律第73号)第59条第1項の規定による遺贈手当金等(同法第3条第1項第2号に掲げる給与をいう。)についての調査書の作成及び所管事務局長への提出に係る事務
(4) 相続税法第59条第3項の規定による事務局長の請求に係る調査書の作成及び提出に係る事務
(5) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項の国民年金機構への届出に係る事務

(6) 所得税法(昭和40年法律第33号)第225条第1項第3号の規定による報酬、料金等の支払に関する調査書の作成及び事務局長への提出に係る事務

(7) 所得税法第225条第1項第8号の規定による非居住者又は外国法人に対する人的役務の提供に対する報酬の支払に関する調査書の作成及び事務局長への提出に係る事務

(8) 所得税法第226条第1項及び第2項の規定による源泉徴収票の作成及び事務局長への提出に係る事務

(9) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による資格の取得及び喪失に関する事項の公共職業安定所の長への届出に係る事務

(10) 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第2条第2項に規定する退職所得等の分離課税に係る納入申告書の作成及び市町村長への提出に係る事務

(11) 地方税法施行規則第2条第2項に規定する退職所得申告書の市町村長への提出に係る事務

(12) 地方税法施行規則第2条の5の2第1項に規定する退職手当等の特別徴収票の作成及び市町村長への提出に係る事務

(13) 地方税法施行規則第10条第1項に規定する給与支払申告書及び給与所得者異動届出書の作成及び市町村長への提出に係る事務

(14) 相続特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の2第4項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書の事務局長への提出に係る事務

(15) 相続特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第2条の18第3項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書及び同令第2条の19に規定する財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書の事務局長への提出に係る事務

(16) 相続特別措置法第4条の3第4項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書の事務局長への提出に係る事務

(17) 相続特別措置法施行令第2条の31において準用する同令第2条の18第3項に規定する財産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書及び同令第2条の31において準用する同令第2条の19に規定する財産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書の事務局長への提出に係る事務(財団等の義務)

第3条 財団は、個人情報を保護するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 財団の役員、評議員及び職員(臨時雇用職員及びアルバイト職員を含み、以下「役員等」という。)又は役員等であった者は、職務を知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないものとする。

(利用目的の特定)

第4条 財団は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するものとする。

2 財団は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

(利用目的による制限)

第5条 財団は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条及び第12条において同じ。)を取り扱ってはならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2 財団は、利用目的以外のために特定個人情報を財団内において利用してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、財団は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を財団内において利用することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(適正な取得等)

第6条 財団は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 財団は、思想、信条又は宗教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を取得してはならない。ただし、財団の事務又は事業の目的を達成するためこれら個人情報を取得することが特に必要であると認められるときは、この限りでない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 財団は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 財団は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴つて契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の

個人情報取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 財団は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより財団の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(保有個人情報の正確性の確保)

第8条 財団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第9条 財団は、その取り扱う個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の安全管理のための措置については、理事長が別に定める。

(従業者の監督)

第10条 財団は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第11条 財団は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた第三者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(第三者提供の制限)

第12条 財団は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

5 財団が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合

(6) 個人データ以外の個人情報については、当該個人情報を提供することについて公益上の必要その他相応の理由がある場合

2 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を財団以外のものに提供してはならない。

(1) 財団が個人情報関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき

(2) 特定個人情報の全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき(保有個人データに関する事項の公表等)

第13条 財団は、保有個人データを利用する事務に關し、次に掲げる事項を記載した目録を作成し、本人が閲覧の申出又は内容の照会があつたときは、遅滞なくこれに応ずるものとする。

(1) 保有個人データの利用目的(第7条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合を除く。)、記録項目、対象者の範囲及び取得場所

(2) 次項(利用目的の通知の求め)、次条第1項(開示の求め)、第20条(訂正の求め)又は第24条第1項若しくは第2項(利用停止の求め等)の規定による求めに応ずる手続(第31条第1項及び第2項の費用の額等を含む。)

(3) 苦情の申出先

(4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に關し必要な事項として財団が別に定めるもの

2 財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかの場合

(2) 第7条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合

3 財団は、前項の規定に基づき求められた保有個人

データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示の求め)

第14条 財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示(当該本人が識別される個人情報が存在しないときはその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 財団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令に違反することとなる場合

2 財団は、次の各号に掲げる者(以下「相続人等」という。)から、死者を本人とする保有個人情報(死者を本人とする保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該各号に定める情報に該当するもの開示を求められたときは、その者に対し、当該保有個人情報を開示するものとする。ただし、開示することにより前条各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 死者の相続人
当該死者から相続した財産に関する情報

(2) 死亡当時未成年者であった死者の親権者
当該死者に関する情報

(3) 死者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子及び父母(以下この条において「配偶者等」という。)並びに当該死者に配偶者等がいないうちにおいて当該死者の2親等内の血族

次に掲げる情報

イ 当該死者の死に起因して相続以外の原因により当該配偶者等又は2親等内の血族が取得した権利又は負うこととなる義務に関する情報

ロ イに掲げる情報に準じて当該配偶者等又は2親等内の血族と密接な関係があると認められる情報として財団が別に定める情報

3 本人又は相続人等に対する保有個人情報の開示について法令(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を除く。以下同じ。))の規定により特別の手續が定められている場合には、当該保有個人情報については、前2項の規定は、適用しない。

(開示の求めの手續)

第15条 前条の規定による開示の求め(以下「開示の求め」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示申出書」という。)を財団に提出してはならない。

(1) 開示を求めようとする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 開示の求めに係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、財団が定める事項

2 開示の求めをしようとする者は、財団に対し、自己が当該開示の求めに係る保有個人情報の本人又はその相続人等であることを証明するために必要な書類を財団が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 財団は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示の求めをした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(一部開示)

第16条 財団は、開示の求めに係る保有個人情報に非開示情報(開示することにより第14条第1項各号のいずれかに該当する個人情報等をいう。以下この条において同じ。)が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示の求めの趣旨が損なわれることがないとして認めるときは、当該部分を除いた部分を開示するものとする。

(開示の求めに対する措置)

第17条 財団は、開示の求めに係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示の求めをした者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的(第13条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。))及び開示の実施に關し必要な事項を書面により通知するものとする。

2 財団は、開示の求めに係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示の求めをした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 財団は、開示の求めに係る保有個人情報の一部を開示する旨又は全部を開示しない旨の決定をする場合において、開示をしないこととされた保有個人情報の全部又は一部に於いて一定の期間の経過により開示することが可能となることが明らかであるときは、その旨を書面により通知するものとする。

4 財団は、第1項の決定をする場合において、開示の求めに係る保有個人情報に第三者に關する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聞くことができる。

(開示決定等の期限)

第19条 前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示の求めがあった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 財団は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、財団は、開示の求めをした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。（開示の方法）

第19条 保有個人情報の開示は、書面の交付により行う。ただし、開示の求めをした者の同意があるとき、又は当該個人情報が電磁的記録に記録されている場合であってその性質から書面に出力することが困難であるときは、その他の方法により行うことができる。（訂正等の求め）

第20条 財団は、本人又はその相続人等から、当該本人が識別される保有個人情報（死者を本人とする保有特定個人情報を除く。以下この条及び第24条において同じ。）の内容が事実でないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行うものとする。（訂正等の求めの手続）

第21条 前条の規定による訂正等の求め（以下「訂正等の求め」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正等申出書」という。）を財団に提出しなければならない。（1）訂正等の求めをする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名

（2）訂正等の求めに係る保有個人情報を特定するに足りる事項
（3）訂正等を求める箇所及び訂正等の内容
（4）前3号に掲げるもののほか、財団が別に定める事項

2 第15条第2項の規定は、訂正等の求めをしようとする者について準用する。

3 財団は、訂正等申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正等の求めをした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。（訂正等の求めに対する措置）

第22条 財団は、訂正等の求めに係る保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、当該訂正等の求めをした者に対し、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を書面により通知するものとする。（訂正等の決定の期限）

第23条 前条の決定は、訂正等の求めがあった日の翌日から起算して30日以内にすることを要する。ただし、第21条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第18条第2項の規定は、前条の決定について準用する。（利用停止等の求め）

第24条 財団は、本人又はその相続人等から、当該本人が識別される保有個人情報が第5条の規定に違反して取り扱われているという理由、第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているという理由又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルという。）に記録されているという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、その利用停止等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、違反を是正するため必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 財団は、本人又はその相続人等から、当該本人が識別される保有個人情報が第12条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人情報の第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、その提供の停止に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、当該保有個人情報の第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。（利用停止等の求め等の手続）

第25条 前条第一項の規定による利用停止等の求め及び同条第二項の規定による提供の停止の求め（以下「利用停止等の求め等」という。）は、次に

掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止等申出書」という。）を財団に提出してしなければならない。

（1）利用停止等の求め等をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名
（2）利用停止等の求め等に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
（3）利用停止等又は提供の停止を求める内容及び理由
（4）前3号に掲げるもののほか、財団が別に定める事項

2 第15条第2項の規定は利用停止等の求め等を行う者について準用する。

3 財団は、利用停止等申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止等の求め等をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。（利用停止等の求め等に対する措置）

第26条 財団は、第24条第1項の規定に基づき求められた保有個人情報の全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は同条第2項の規定に基づき求められた保有個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、当該利用停止等の求め等をした者に対し、その旨を書面により通知するものとする。（利用停止等の決定の期限）

第27条 前条の決定は、利用停止の求めがあった日の翌日から起算して30日以内にすることを要する。ただし、第25条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第18条第2項の規定は、前条の決定について準用する。（理由の説明）

第28条 財団は、第13条第3項、第17条第1項若しくは第2項、第22条又は第26条の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらぬ旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。（代理人による求め）

第29条 第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項、第20条又は第24条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下この条及び次条において「開示等の求め」という。）は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び開示等の求めをするにつき本人又はその相続人等が委任した代理人によってすることができる。

2 前項の場合において、財団は、必要と認めるときは、本人又はその相続人等の意思を確認するものとする。この場合において、本人又はその相続人等が反対の意思を表示したときは、財団は、当該開示等の求めを拒否するものとする。

3 第1項の規定により開示等の求めをしようとする者は、財団に対し、自己が当該開示等の求めに係る保有個人情報の本人若しくはその相続人等の法定代理人又は当該本人若しくはその相続人等が委任した代理人であることを証明するために必要な書類で財団が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。（開示の求め等の受付）

第30条 開示等の求めは、次に掲げる窓口で受け付ける。

（1）財団総務課
仙台市青葉区大町二丁目12番1号
（2）仙台市政情報センター
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市役所内

（手数料）

第31条 第19条第1項の規定により書面の交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担するものとする。

2 第19条ただし書の規定により開示を受ける者は、当該開示の方法が電磁的記録の媒体の交付である場合には、当該電磁的記録の媒体の作成に要する費用を負担するものとする。

3 財団は、第1項及び前項の費用の額並びにその徴収の方法を定め、本人の知り得る状態に置くものとする。（苦情の処理）

第32条 財団は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、受付窓口を定めるものとする。（雑則）

第33条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則
この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成29年8月22日から施行する。



MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.



- ◎会員様が新たにご契約いただくと集団取扱(割安な保険料)になります。
- ◎現在個別取扱でご契約の方も集団取扱へ変更できます。
- ◎会員のご家族(2親等以内)の方も集団取扱でご契約できます。※ご契約者様が会員の場合

現在、個別取扱にてアフラックのがん保険、医療保険にご契約の方は、お申し出をいただければ簡単な手続きで**割安な集団取扱へ変更することができます。**(保障内容は一切変わりません)
まだ集団取扱への変更の手続きを完了されていない方は**集団取扱**をご検討ください。

個別取扱から集団取扱へ変更した場合の例 スーパーがん保険 月払 1口 性別:男性 契約種類:家族契約

個別取扱

契約年齢: 40歳
月々 **4,780円**

保障はそのまま! →

集団取扱へ変更すると...

集団取扱

月々 **4,480円**
(月々300円割安に!)

年間では
3,600円
お得!

※上記は一例であり、必ずしも上記の例と同等の差額が適用される訳ではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)
※当団体を脱退された場合は、脱退された時点で再度個別契約へと変更になります。
※既契約内容の詳細については「保険証券」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

2025年3月現在

現在アフラックのがん保険をご加入中の皆様へ

長生き時代のがん治療の進化を踏まえて、
抗がん剤治療や放射線治療など
今のがん治療に必要な保障をプラスしませんか?

今の保障を活かして最新化



見直しのご相談、お待ちしております。

※あなたによりそうがん保険ミライトをアフラックがん保険ご契約者へおすすめする際に使用する呼称です。

詳しくは「契約概要」等をご覧ください。

資料請求は電話・ハガキ・当社ホームページからお気軽にご連絡ください。

当社ホームページURL <https://www.all-nakai.co.jp>

キーワードで検索

ナカイ 保険

検索

ケータイ・スマホからも資料請求できます。



フリーダイヤル(通話料無料)
0120-816-751
受付時間 / 8:30~17:30(土・日・祝除く)

〈募集代理店〉
ナカイ株式会社
〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-6-10
EARTH BLUE 仙台勾当台7F
TEL.022-722-3771 代 FAX.022-722-3773

〈引受保険会社〉
アフラック 仙台総合支社
〒980-6122 仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22F
当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き
コールセンター 0120-5555-95

AF040-2025-0007 3月11日(270311)

郵便はがき

980-8783

(受取人)
仙台市青葉区国分町3-10-10
仙台市役所国分町分庁舎3階
(取りまとめ先)
公益財団法人 仙台ひと・まち交流財団
グリーン・パル事業課 行

料金受取人私郵便
仙台中央局 認
承 **5194**

差出有効期間
2026年3月
31日まで
(切手を貼らずに
投函してください)



ご希望の欄に印をつけて下さい(複数可)

- がん保険(ミライト) 医療保険(REAISON) その他
- 契約がほしい 説明が聞きたい 詳しい資料が欲しい
- 保障内容を見直したい 集団取扱に変更したい

住所			
電話	(フリガナ)	職業	()
お名前	性別	生年月日	S. H 年 月 日
勤務先	男・女		
アフラックの保険に			<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 未加入

ご提出いただいた個人情報(住所・電話番号)は、当財団の担当代理店(ナカイ株式会社)に提供させていただきます。
募集代理店 御中 今回提供する個人情報の貴代理店における利用目的が、アフラックの各種商品やサービス提供・維持管理であることを確認しました。

